

国の行政機関、独立行政法人、
特殊法人等ガイドブック

- 広島県版 -

令和6年7月

総務省 中国四国管区行政評価局

前書き

本ガイドブックでは、広島県に所在する国の行政機関、独立行政法人、特殊法人等について、その所在地や各種問合せ先を始め、設置根拠、所掌事務、組織等の概略を収録しています。

総務省中国四国管区行政評価局が各機関の協力を得て、原則として2024年（令和6年）4月1日の状況を取りまとめたものであり、各機関の業務内容等に関する理解が深まること、また、各種問合せ等にご活用いただくことに寄与できれば幸いです。

《 収録事項 》

機関名、郵便番号、所在地、電話（FAX）番号、ホームページアドレス、設置根拠、所掌事務（又は事業内容）、管轄区域（又は事業区域）、組織（及び職員数）、情報公開・個人情報保護窓口、相談・案内窓口、電子申請制度窓口、モニター制度窓口等

*組織図の表示について、——は当該機関等の内部組織、-----は下部機関、-----は施設等機関であること、-----は当該機関等の上部機関が県外に所在することを示す。

《 参考：独立行政法人、特殊法人とは 》

独立行政法人：各府省の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、それを担当する機関として独立の法人格を有しているもの。

特殊法人：政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的経営になじむものである等の場合に、特別な法律によって設立される法人。

目 次

《国の行政機関》

内閣

[人事院（事務総局）]

[人事院中国事務局](#) 1

内閣府

[公正取引委員会事務総局]

[近畿中国四国事務所中国支所](#) 2

[警察庁]

[中国四国管区警察局、広島県情報通信部、中国四国管区警察学校](#) 4

総務省

[中国四国管区行政評価局](#) 7

[中国総合通信局](#) 9

法務省

[広島矯正管区](#) 1 2

[広島刑務所](#) 1 3

[広島拘置所](#) 1 5

[広島少年院、貴船原少女苑](#) 1 6

[広島少年鑑別所](#) 1 7

[中国地方更生保護委員会](#) 1 8

[広島保護観察所](#) 1 8

[広島法務局](#) 2 0

[広島出入国在留管理局](#) 2 5

[法務総合研究所広島支所](#) 2 7

[矯正研修所広島支所](#) 2 8

[検察庁]

[広島高等検察庁](#) 2 9

[広島地方検察庁](#) 3 1

[公安調査庁]

[中国公安調査局](#) 3 5

財務省

中国財務局	3 6
神戸税関 広島税関支署、広島空港税関支署、福山税関支署	4 1
財務総合政策研究所 中国研修支所	4 4

[国税庁]

広島国税局 (税務署)	4 5
税務大学校広島研修所	5 0
広島国税不服審判所	5 1
国税庁長官官房総務課監督評価官室 国税庁広島派遣監督評価官室	5 2
国税庁長官官房 広島派遣国税庁監察官	5 3

厚生労働省

中国四国厚生局	5 4
広島労働局、労働基準監督署、公共職業安定所	5 9
広島検疫所 広島空港検疫所支所、福山出張所、呉出張所	6 6

農林水産省

中国四国農政局	
地方参事官 (広島県担当)、中国土地改良調査管理事務所	6 8
神戸植物防疫所 広島支所	7 0
動物検疫所神戸支所 広島空港出張所	7 2
[林野庁]	
近畿中国森林管理局 広島森林管理署、広島北部森林管理署	7 3

経済産業省

中国経済産業局	7 6
中国四国産業保安監督部	7 9

国土交通省

中国地方整備局	8 0
福山河川国道事務所、三次河川国道事務所、太田川河川事務所、 広島西部山系砂防事務所、広島国道事務所、土師ダム管理所、 弥栄ダム管理所、八田原ダム管理所、温井ダム管理所、中国技術事務所、 広島港湾・空港整備事務所、広島港湾空港技術調査事務所	
中国運輸局	9 4
大阪航空局 広島空港事務所	1 0 0
国土地理院 中国地方測量部	1 0 1

広島地方海難審判所	1 0 3
[気象庁]	
大阪管区气象台 広島地方气象台	1 0 4
[運輸安全委員会]	
運輸安全委員会事務局 広島事務所	1 0 6
[海上保安庁]	
第六管区海上保安本部	1 0 8
海上保安大学校	1 1 2

環境省

中国四国地方環境事務所 広島事務所	1 1 3
---	-------

防衛省

中国四国防衛局	1 1 4
中部方面隊陸上自衛隊第13旅団司令部	1 1 6
第46普通科連隊、第13後方支援隊、第13施設隊、第13通信隊、 第13特殊武器防護隊、第13旅団司令部付隊、第13音楽隊	
中部方面混成団 第47普通科連隊	1 1 6
海上自衛隊呉地方隊（地方総監部）	1 1 8
自衛艦隊 護衛艦隊 海上自衛隊第4護衛隊群	1 2 0
自衛艦隊 潜水艦隊 海上自衛隊第1潜水隊群	1 2 0
練習艦隊 練習艦隊司令部	1 2 0
海上自衛隊第1術科学校	1 2 2
海上自衛隊幹部候補生学校	1 2 2
[陸・海・空自衛隊の共同機関]	
自衛隊呉病院	1 2 5
自衛隊広島地方協力本部	1 2 6

《独立行政法人》

法務省所管

[日本司法支援センター]

広島地方事務所（法テラス広島） 1 2 8

法務省・厚生労働省所管

[外国人技能実習機構]

広島事務所 1 3 0

外務省所管

[独立行政法人国際協力機構]

中国センター 1 3 2

財務省所管

[独立行政法人造幣局]

広島支局 1 3 3

[独立行政法人酒類総合研究所] 1 3 4

文部科学省所管

[独立行政法人国立青少年教育振興機構]

国立江田島青少年交流の家 1 3 5

[独立行政法人日本スポーツ振興センター]

広島支所 1 3 6

[独立行政法人日本学生支援機構]

中国四国支部 1 3 7

[独立行政法人国立高等専門学校機構]

広島商船高等専門学校 1 3 8

呉工業高等専門学校 1 4 0

厚生労働省所管

[独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構]

広島支部 1 4 2

[独立行政法人労働者健康安全機構]

中国労災病院、中国労災病院治療就労両立支援センター 1 4 6

広島産業保健総合支援センター 1 5 0

[独立行政法人国立病院機構]

中国四国グループ 1 5 1

呉医療センター・中国がんセンター 1 5 2

福山医療センター 1 5 5

広島西医療センター	1 5 6
東広島医療センター	1 5 7
賀茂精神医療センター	1 5 8

農林水産省所管

[国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構]	
安芸津ブドウ・カキ研究拠点	1 5 9
西日本農業研究センター	1 6 0
[国立研究開発法人森林研究・整備機構]	
森林整備センター中国四国整備局 広島水源林整備事務所	1 6 1
[国立研究開発法人水産研究・教育機構]	
水産技術研究所、水産資源研究所	1 6 2

経済産業省所管

[国立研究開発法人産業技術総合研究所]	
中国センター	1 6 4
[独立行政法人製品評価技術基盤機構]	
中国支所	1 6 6
[独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）]	
広島貿易情報センター 地域統括センター(中国)	1 6 8
[独立行政法人 中小企業基盤整備機構]	
中国本部	1 6 9

国土交通省所管

[独立行政法人自動車技術総合機構]	
中国検査部	1 7 0
[独立行政法人自動車事故対策機構]	
広島主管支所	1 7 2
[独立行政法人住宅金融支援機構]	
中国支店	1 7 4

防衛省所管

[独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構]	
岩国支部 呉分室	1 7 6

《国立大学法人》

文部科学省所管

[国立大学法人広島大学](#) 177

《特殊法人等》

総務省所管

[\[西日本電信電話株式会社\]](#)

[中国支店](#) 180

[\[日本放送協会\]](#)

[広島放送局](#) 183

[\[日本郵便株式会社\]](#)

[中国支社](#) 184

総務省、文部科学省所管

[\[放送大学学園\]](#)

[広島学習センター](#)、[福山サテライトスペース](#) 185

財務省所管

[\[日本たばこ産業株式会社\]](#)

[広島支社](#) 186

[\[株式会社日本政策投資銀行\]](#)

[中国支店](#) 187

財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省所管

[\[株式会社日本政策金融公庫\]](#)

[広島支店](#)、[尾道支店](#)、[福山支店](#)、[呉支店](#) 188

文部科学省所管

[\[日本私立学校振興・共済事業団\]](#)

[広島会館「広島ガーデンパレス」](#) 191

厚生労働省所管

[\[日本年金機構\]](#) 192

[\[全国健康保険協会\]](#)

[広島支部](#) 193

農林水産省所管

[日本中央競馬会]

[広島場外勝馬投票券発売所](#) 195

経済産業省所管

[株式会社商工組合中央金庫（商工中金）]

[広島支店、広島西部支店、福山支店](#) 196

国土交通省所管

[日本貨物鉄道株式会社]

[関西支社広島支店](#) 198

[西日本高速道路株式会社]

[中国支社](#) 199

広島高速道路事務所、福山高速道路事務所、三次高速道路事務所、
千代田高速道路事務所

[本州四国連絡高速道路株式会社]

[しまなみ尾道管理センター](#) 201

[人事院（事務総局）]

人事院中国事務局

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館

TEL (082) 228-1181

(ホームページアドレス) <https://www.jinji.go.jp/chugoku/>

<設置根拠>

国家公務員法第 13 条第 5 項、人事院規則 2-3 第 76 条

<所掌事務>

国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律その他の法律に基づく、勤務条件の改善・人事行政の改善に関する勧告、試験、任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理保持等に関する事務

<管轄区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国事務局総務課

TEL (082) 228-1181

<相談・案内窓口>

- | | | |
|---------------------|-----|------------------|
| ○ 下記以外の人事院業務全般に関する事 | 総務課 | TEL(082)228-1181 |
| ○ 国家公務員の勤務条件等に関する事 | 第一課 | TEL(082)228-1182 |
| ○ 国家公務員採用試験等に関する事 | 第二課 | TEL(082)228-1183 |

【公正取引委員会事務総局】

近畿中国四国事務所中国支所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館

TEL (082) 228-1501

(ホームページアドレス)

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html

<設置根拠>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 35 条の 2

公正取引委員会事務総局組織令第 22 条、公正取引委員会事務総局組織規則第 11 条

<所掌事務>

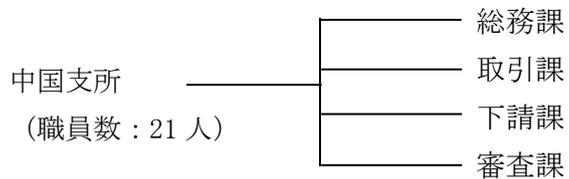
- (1) 独占禁止法の規定に違反する被疑事実の探知、報告及び通知の受理並びに報告者に対する通知に関すること
- (2) 独占禁止法の規定に違反する被疑事件の審査等に関すること
- (3) 独占禁止法に規定する排除措置命令及び課徴金納付命令並びに排除措置計画に関すること
- (4) 会社及びその子会社の事業に関する報告書、会社の設立に関する届出並びに会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けに関する計画に係る届出の受理、会社の株式の取得、合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転又は事業若しくは事業上の固定資産の譲受けをしてはならない期間の短縮並びに議決権の取得又は保有の認可並びにこれらの取消し及び変更に関すること
- (5) 中小企業等協同組合法の届出の受理に関すること
- (6) 事業者及び事業者団体の活動に関する事前相談に関すること
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法に基づく政令の規定により公正取引委員会の権限に属させられた報告の徴収及び立入検査等に関する事務に関すること
- (8) 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 21 年法律第 49 号）の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法の規定による排除命令に関すること
- (9) 下請代金支払遅延等防止法の施行に関する事務
- (10) フリーランスに係る取引の適正化に関する事務
- (11) 法律相談その他広報に関すること

[目次へ戻る](#)

<管轄区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国支所総務課

TEL(082)228-1501

<相談・案内窓口>

- | | | |
|-----------------------|-----|------------------|
| ○ 独占禁止法についての相談 | 総務課 | TEL(082)228-1501 |
| ○ 景品表示法についての相談 | 取引課 | TEL(082)228-1502 |
| ○ 優越的地位の濫用の考え方についての相談 | 取引課 | TEL(082)228-1502 |
| ○ 下請法についての相談 | 下請課 | TEL(082)228-1520 |
| ○ 独占禁止法違反被疑事実についての申告 | 審査課 | TEL(082)228-1503 |

[警察庁]

中国四国管区警察局

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号
広島合同庁舎 1 号館
TEL (082) 228-6411

(ホームページアドレス) <https://www.chugokushikoku.npa.go.jp/>

(下部機関)

広島県情報通信部

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号
TEL (082) 228-0110

(附置機関)

中国四国管区警察学校

〒734-0037 広島市南区霞 1 丁目 3 番 93 号
TEL (082) 250-5521

<設置根拠>

管区警察局	警察法第 30 条
県情報通信部	警察法施行規則第 142 条 府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則（国家公安委員会規則）
管区警察学校	警察法第 32 条、警察法施行規則第 154 条

<所掌事務>

<管区警察局>

- (1) 警察に係る国の予算に関すること
- (2) 大規模な災害及び騒乱等に係るものについての警察運営に関すること
- (3) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること
- (4) 広域組織犯罪その他の事案に対処するための警察態勢に関すること
- (5) 全国的な幹線道路における交通規制に関すること
- (6) 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析等に関すること
- (7) 国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること
- (8) 国際捜査共助、国際緊急援助活動、国際協力に関すること
- (9) 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関すること
- (10) 債権管理回収業に関する特別措置法の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること
- (12) 警察教養に関すること
- (13) 警察通信に関すること
- (14) 電磁的記録の解析その他情報技術の解析に関すること
- (15) 犯罪鑑識に関すること
- (16) 警察職員の任用・勤務・活動の基準、その他警察行政に関する調整及びこれらの事務を遂行するために必要な監察に関すること

[目次へ戻る](#)

< 県情報通信部 >

管区警察局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務

< 管区警察学校 >

警察職員に対する幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練

< 管轄区域 >

< 管区警察局 >

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

< 広島県情報通信部 >

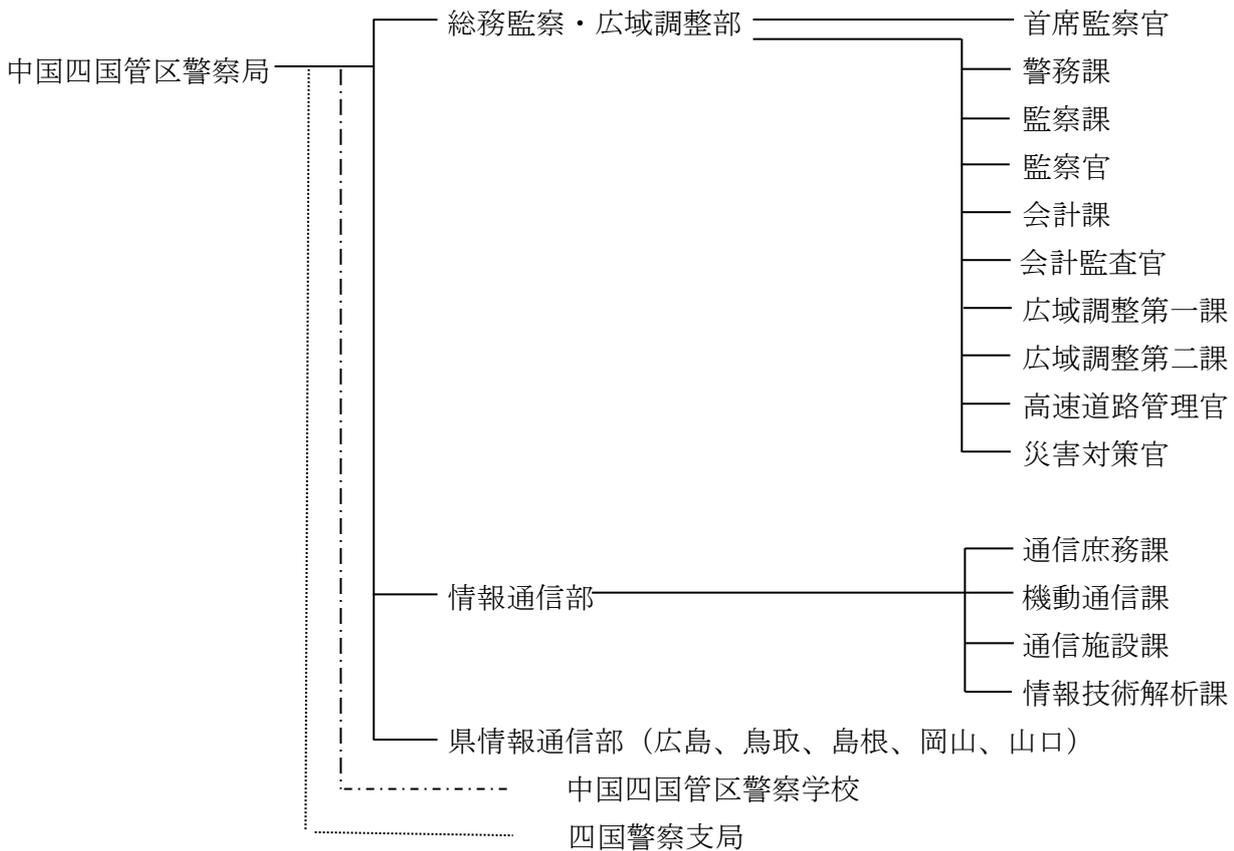
広島県

< 管区警察学校 >

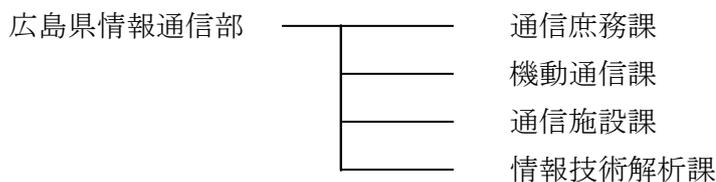
広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

< 組織 >

< 管区警察局 >



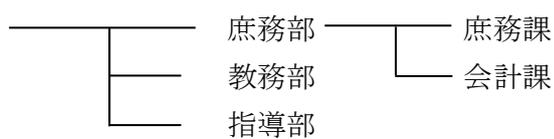
< 広島県情報通信部 >



[目次へ戻る](#)

<管区警察学校>

中国四国管区警察学校



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課

TEL(082)228-6411

<相談・案内窓口>

中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課

TEL(082)228-6411

総務省

中国四国管区行政評価局

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館

TEL (082) 228-6171

(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

<設置根拠>

総務省設置法第 24 条第 1 項、総務省組織令第 133 条

<所掌事務>

- (1) 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、デジタル庁及び復興庁の事務の総括に関すること
- (2) 各府省、デジタル庁及び復興庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと
- (3) 各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視を行うこと
- (4) 行政評価等（(2) の評価並びに (3) の評価及び監視）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと
 - a 独立行政法人の業務
 - b 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の業務
 - c 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の 2 分の 1 以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
 - d 国の委任又は補助に係る業務
- (5) 地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと
- (6) 各行政機関の業務、(4) の業務及び (5) の地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関すること
- (7) 行政相談委員に関すること
- (8) 次の事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関すること
 - a 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務
 - b 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

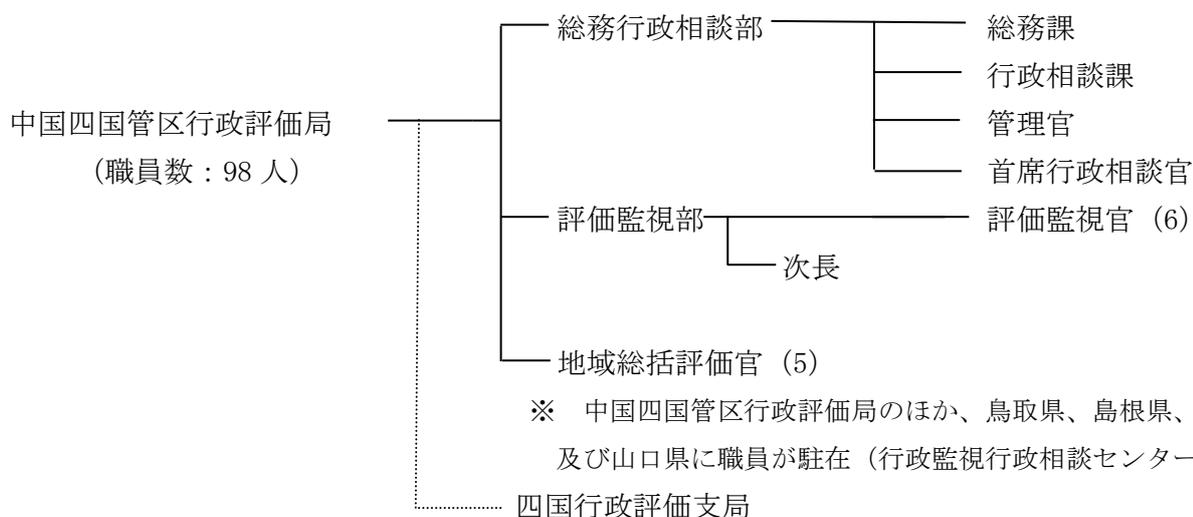
[目次へ戻る](#)

- (9) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、行政手続法及び行政不服審査法に係る案内を行う「情報公開・行政手続制度案内所」に関すること
- (10) 行政機関が行う政策の評価に関する法律第 22 条の政策評価情報の所在案内窓口に関すること

<管轄区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

<組織及び職員数>



※ 中国四国管区行政評価局のほか、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県に職員が駐在（行政監視行政相談センター）

* 職員数は非常勤職員を含み、四国支局の人数を除いている。

<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国管区行政評価局総務行政相談部総務課

TEL(082) 228-6171

<相談・案内窓口>

- 総務省行政相談センター きくみみ広島（国の行政に関する相談窓口）

行政苦情 110 番

TEL(0570)090110（全国共通）

TEL(082) 222-1100

FAX(082) 228-4955

（ホームページアドレス） https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/chugoku_soudan.html

- 情報公開・行政手続制度案内所

TEL(082) 502-0271

（ホームページアドレス） https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/chugoku04_01.html

- 政策評価情報の所在案内窓口

TEL(082) 228-6349

（ホームページアドレス） https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/chugoku_seisakuhyouka.html

[目次へ戻る](#)

中国総合通信局

〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36

(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/index.html>

(Twitter) https://twitter.com/Cbt_News

(Facebook) <https://www.facebook.com/Cbt.News>

<設置根拠>

総務省設置法第 28 条第 1 項、総務省組織令第 138 条

<所掌事務>

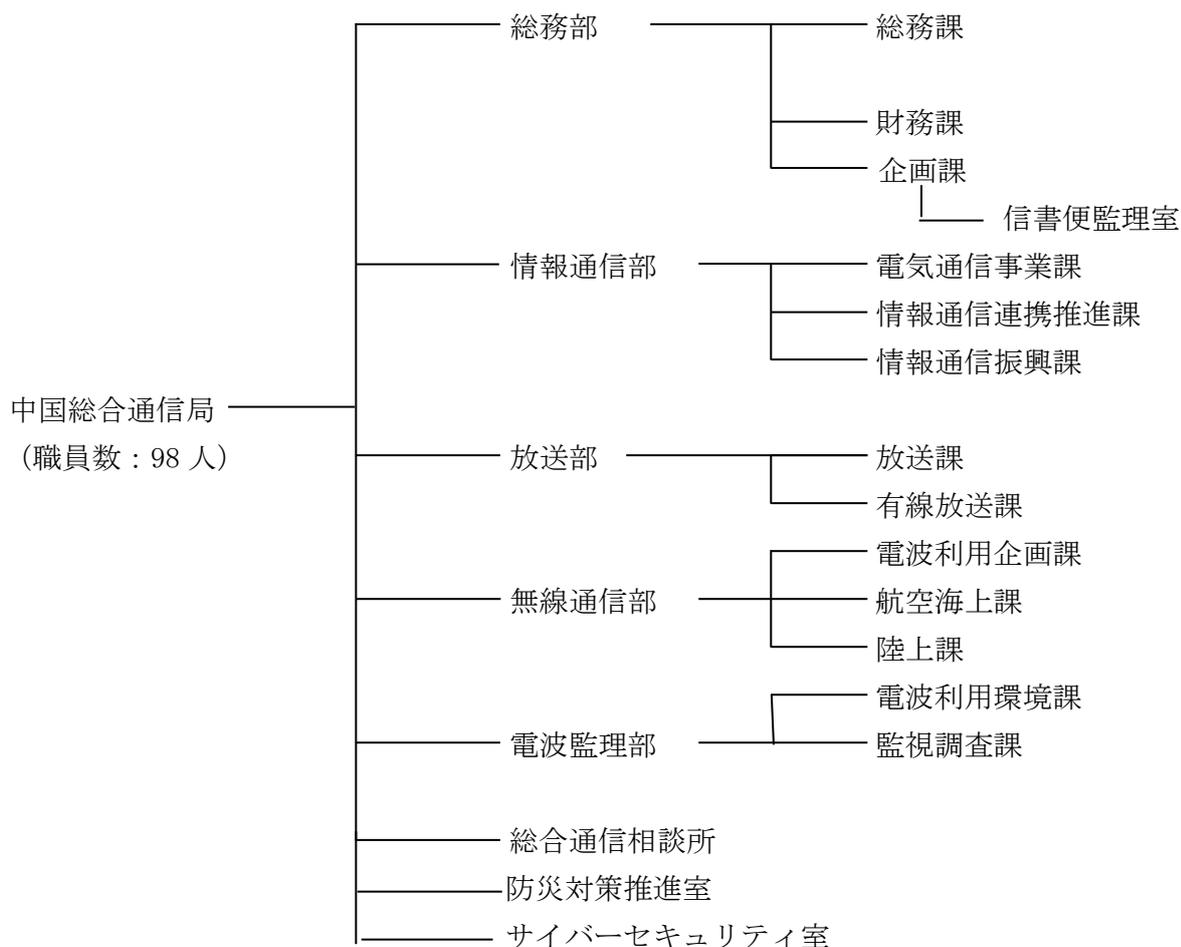
- (1) 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関する事
- (2) 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関する事
- (3) 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する事
- (4) 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関する事
- (5) 日本放送協会に関する事
- (6) 非常事態における重要通信の確保に関する事
- (7) 周波数の割当て及び電波の監督管理に関する事
- (8) 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関する事
- (9) 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事
- (10) 電波の利用の促進に関する事
- (11) 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関する事
- (12) 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する事
- (13) 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関する事
- (14) 信書便事業の監督に関する事
- (15) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事
- (16) 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

<管轄区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

[目次へ戻る](#)

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国総合通信局総務部企画課

TEL(082) 222-3401

<相談・案内窓口>

- 総合通信相談所（総合通信相談） TEL(082) 222-3314
- 総務部財務課（電波利用料） TEL(082) 222-3308
- 情報通信部電気通信事業課 TEL(082) 222-3376
（電気通信サービスに関する相談）
- 放送部放送課（テレビ・ラジオの受信障害） TEL(082) 222-3383
- 電波監理部電波利用環境課 TEL(082) 222-3332
（混信・妨害・電波利用環境の相談）
- 信書便監理室（信書便事業） TEL(082) 222-3400
- 防災対策推進室 TEL(082) 222-3398
（情報通信技術を活用した防災・減災）

[目次へ戻る](#)

<電子申請制度窓口>

電子申請届出システム

(ホームページアドレス) <https://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

[目次へ戻る](#)

法 務 省

広島矯正管区

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館 8階
TEL (082) 223-8161

<設置根拠>

法務省設置法第 15 条、第 16 条、法務省組織令第 60 条、第 61 条、矯正管区組織規則

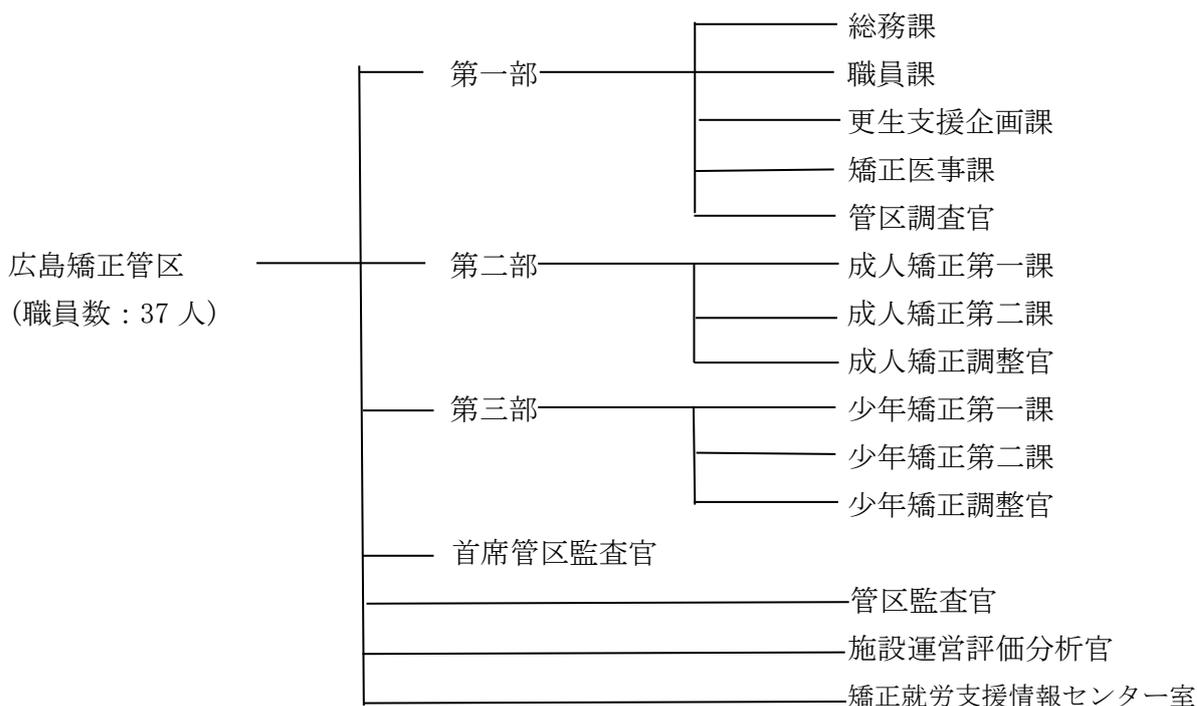
<所掌事務>

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の運営の管理に関する事務を分掌

<管轄区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

<組織及び職員数>



<情報公開窓口>

広島矯正管区総務課 TEL (082) 223-8161

<各種苦情・相談窓口>

広島矯正管区総務課 TEL (082) 223-8161

[目次へ戻る](#)

広島刑務所

〒730-8651 広島市中区吉島町 13-114

TEL (082) 241-8601

(下部機関)

尾道刑務支所

〒722-0041 尾道市防地町 23-2

TEL (0848) 37-2411

有井作業場

〒722-0073 尾道市向島町 9611

TEL (0848) 44-0214

呉拘置支所

〒737-0867 呉市吉浦上城町 6-1

TEL (0823) 31-7576

福山拘置支所

〒720-0825 福山市沖野上町 5-14-6

TEL (084) 922-1363

三次拘置支所

〒728-0021 三次市三次町 1691

TEL (0824) 65-6265

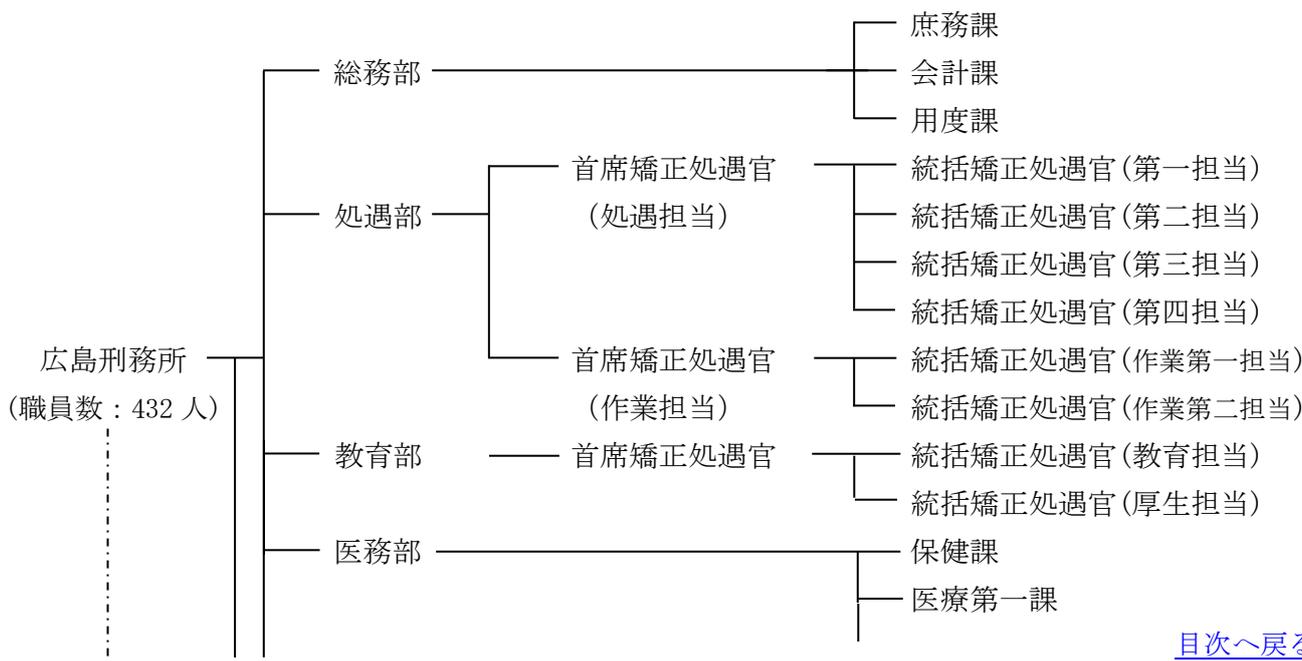
<設置根拠>

法務省設置法第8条、第9条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第7条

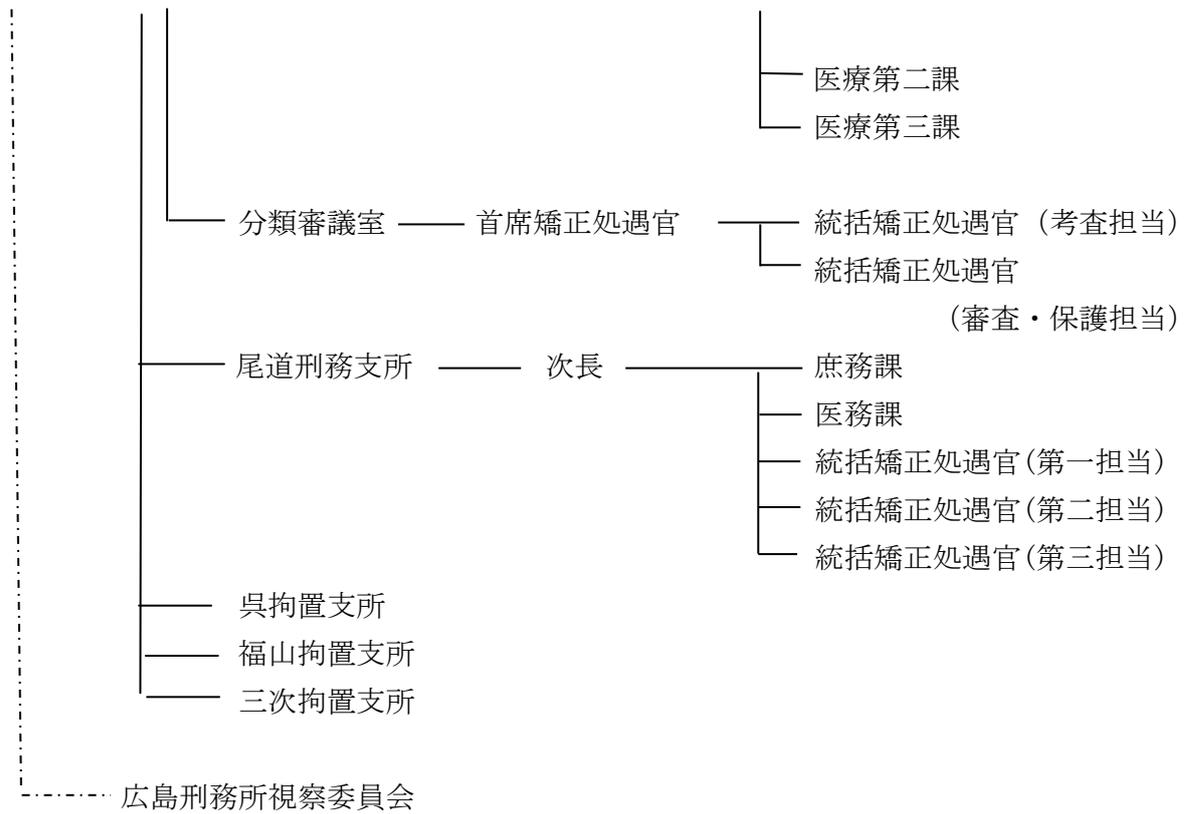
<所掌事務>

懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法の規定により勾留される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う

<組織及び職員数>



[目次へ戻る](#)



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島矯正管区総務課

TEL(082)223-8161

<相談・案内窓口>

広島刑務所庶務課

TEL(082)241-8601

[目次へ戻る](#)

広島拘置所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-6

TEL (082) 228-4851

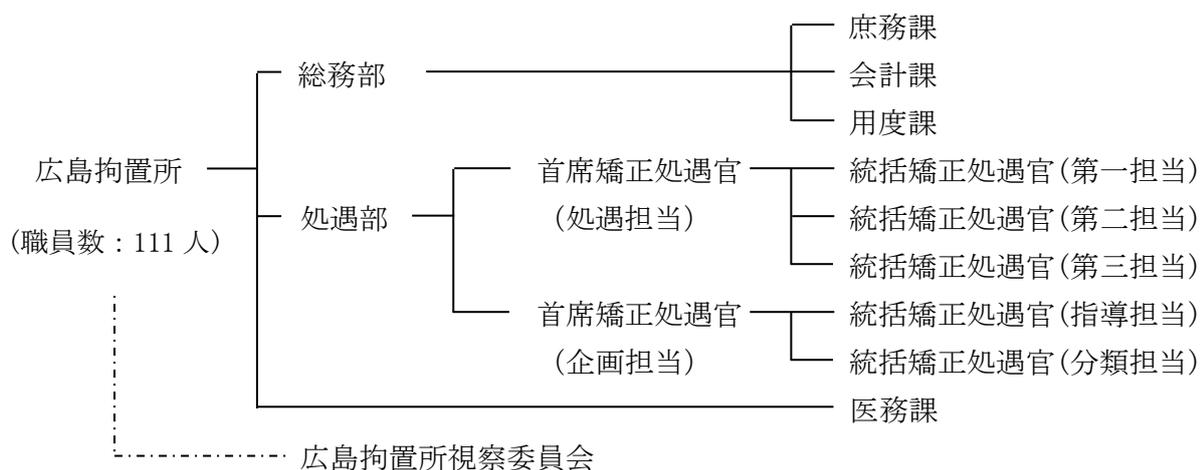
<設置根拠>

法務省設置法第8条、第9条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第7条

<所掌事務>

刑事訴訟法の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島矯正管区総務課

TEL (082) 223-8161

<相談・案内窓口>

広島拘置所庶務課

TEL (082) 228-4851

[目次へ戻る](#)

広島少年院

〒739-0151 東広島市八本松町原 11174-31

TEL (082) 429-0821

(下部組織)

貴船原少女苑

〒739-0151 東広島市八本松町原 6088

TEL (082) 429-3001

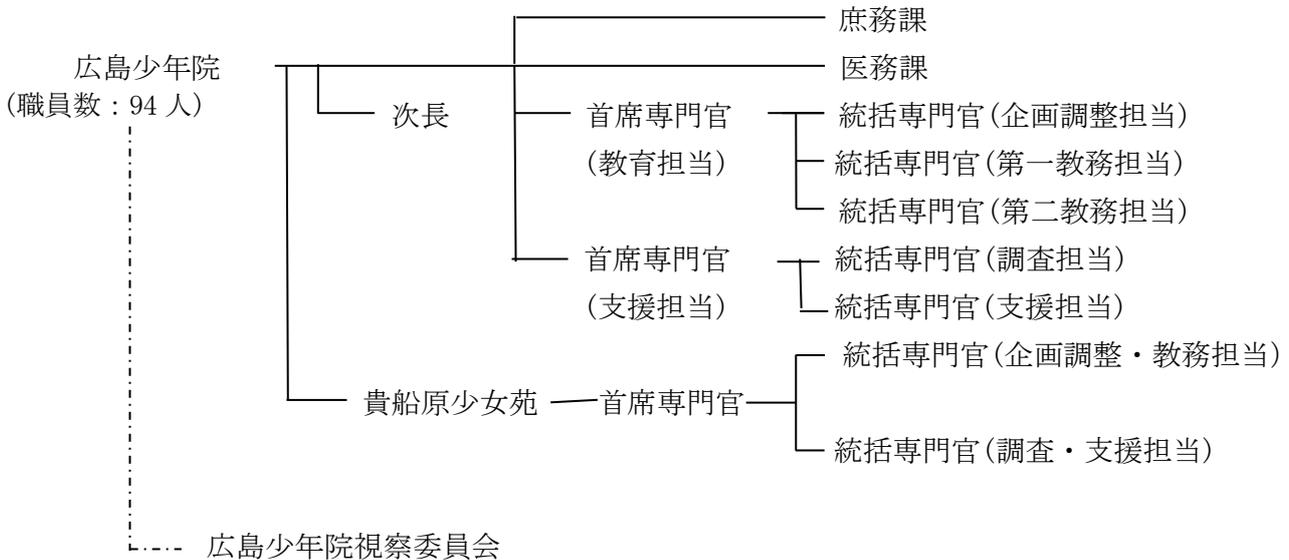
<設置根拠>

法務省設置法第 8 条、第 10 条、少年院及び少年鑑別所組織規則、少年院法第 8 条

<所掌事務>

少年法第 24 条第 1 項第 3 号の保護処分の実行を受ける者、同法第 56 条第 3 項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の実行を受ける者、同法第 64 条第 1 項第 3 号の保護処分についての特例により少年院への送致を受ける者、同法第 66 条第 1 項の保護観察中の者に対する収容決定を受ける者その他法令の規定により少年院に収容すべきこととされる者を収容し、これらの者に対し矯正教育その他の必要な処遇を行う

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島矯正管区総務課

TEL(082)223-8161

<相談・案内窓口>

広島少年院庶務課

TEL(082)429-0821

[目次へ戻る](#)

広島少年鑑別所

〒730-0823 広島市中区吉島西 3-15-8

TEL (082) 244-3388

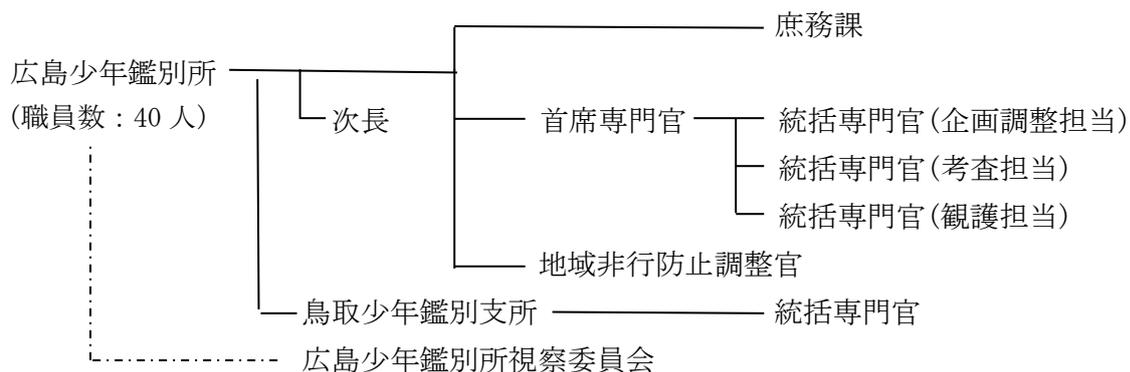
<設置根拠>

法務省設置法第 8 条、第 11 条、少年院及び少年鑑別所組織規則、少年鑑別所法第 7 条

<所掌事務>

- ・少年鑑別所法第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による鑑別の対象となる者の鑑別を行う
- ・少年法第 17 条第 1 項第 2 号の観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者その他法令の規定により少年鑑別所に收容すべきこととされる者及び收容することができることとされる者を收容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行う
- ・少年鑑別所法の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行う

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島矯正管区総務課

TEL(082)223-8161

<相談・案内窓口>

広島少年鑑別所庶務課

TEL(082)244-3388

[目次へ戻る](#)

中国地方更生保護委員会 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎4階
TEL (082) 221-4497

(ホームページアドレス) http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_chugoku_chugoku.html

広島保護観察所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 3 階
TEL (082) 221-4495

(ホームページアドレス) http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_hiroshima_hiroshima.html

<設置根拠>

地方更生保護委員会 法務省設置法第 15 条、第 17 条、法務省組織令第 63 条
保護観察所 法務省設置法第 15 条、第 24 条、法務省組織令第 68 条

<所掌事務>

<中国地方更生保護委員会>

保護司の委嘱、解嘱及び監督、保護司等の表彰、保護観察所の事務の監督、仮釈放（仮退院）の許可、仮釈放の取消し、保護観察の停止、戻し収容の申請、不定期刑の終了、退院の決定、仮退院の取消し、更生保護に関する重要な調査、研究及び企画、保護司の研修、更生保護に関する各種団体との連絡調整、更生保護事業の助長及び監督、資料収集及び統計

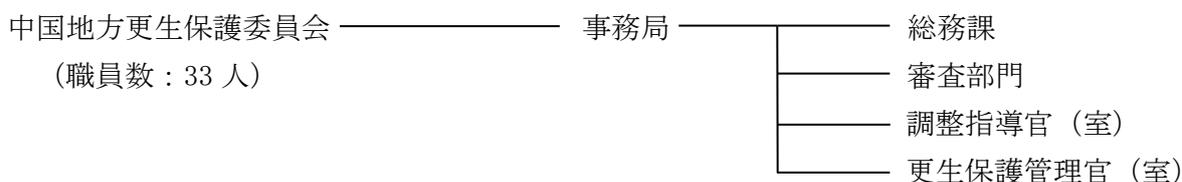
<広島保護観察所>

保護司の選考、保護司等の表彰、犯罪の予防活動促進、保護司の組織、更生保護事業助長及び監督、更生保護に関する各種団体との連絡調整、広報、保護観察中の者の救護及び援護の措置、少年法の保護処分を受けた者、仮退院中の者、仮釈放中の者及び刑法により保護観察に付された者の保護観察、受刑者及び在院者の生活環境の調整、恩赦の上申、医療観察、資料収集及び統計

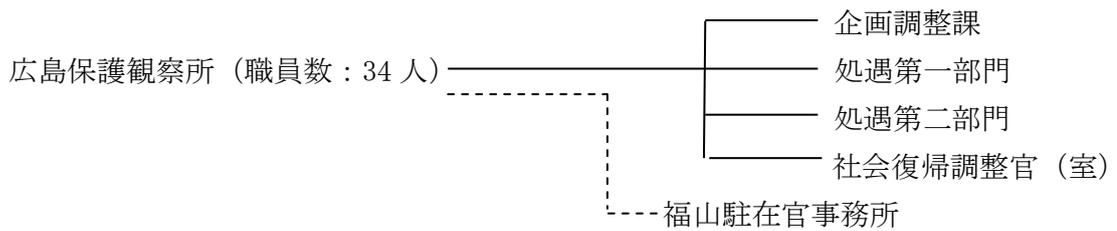
<管轄区域>

<中国地方更生保護委員会> 広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県
<広島保護観察所> 広島県

<組織及び職員数>



[目次へ戻る](#)



（参考）広島保護観察所の保護司数 1,212 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）

<情報公開・個人情報保護窓口>

<中国地方更生保護委員会>

中国地方更生保護委員会総務課 TEL(082)221-4497

<広島保護観察所>

広島保護観察所企画調整課 TEL(082)221-4495

<相談・案内窓口>

<中国地方更生保護委員会>

中国地方更生保護委員会総務課 TEL(082)221-4497

<広島保護観察所>

広島保護観察所企画調整課 TEL(082)221-4495

広島法務局

〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館

TEL (082) 228-5206●・0177★

(ホームページアドレス) <https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/>

(下部機関)

可部出張所

〒731-0223 広島市安佐北区可部南 4丁目 10-20

TEL (082) 812-2548●・815-2181★

廿日市支局

〒738-0024 廿日市市新宮 1丁目 15-40

TEL (0829) 31-0164●・0305★

東広島支局

〒739-0012 東広島市西条朝日町 9-11

TEL (082) 422-2338●・2180★

呉支局

〒737-0051 呉市中央 3丁目 9番 15号

TEL (0823) 21-9289●・9220★

尾道支局

〒722-0002 尾道市古浜町 27-13

TEL (0848) 23-2882●・2887★

福山支局

〒720-8513 福山市三吉町 1丁目 7-2

TEL (084) 923-0102●・2515★

三次支局

〒728-0021 三次市三次町 1074

TEL (0824) 62-2504●・5176★

(★印は、土地・建物、会社・法人等の証明書に関する事務の連絡先)

(●印は、登記手続案内予約の連絡先)

[目次へ戻る](#)

<設置根拠>

- <法務局> 法務省設置法第 15 条、法務省組織令第 65 条
- <支局> 法務省設置法第 19 条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第 1 条及び第 3 条
- <出張所> 法務省設置法第 20 条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第 1 条及び第 3 条

<所掌事務>

<法務局>

不動産登記、商業・法人登記、成年後見登記（証明書交付事務のみ）
動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
電子認証、法定相続情報証明、相続土地国庫帰属審査、供託、遺言書保管、国籍、訟務、人権

<支局>

不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ）
動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
電子認証、法定相続情報証明、国籍（廿日市支局及び三次支局は、帰化に関する事務を除く。）、供託、遺言書保管、人権

<出張所>

不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ）
動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
電子認証、法定相続情報証明

<管轄区域>

<法務局>

広島県

<支局・出張所>

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表に定める区域内

<登記事務管轄>

庁名	不動産登記管轄区域	商業・法人登記管轄区域
広島法務局	広島市の内、中区、東区、南区、西区、安佐南区、安芸区 安芸郡（海田町、府中町、坂町、熊野町）	広島県全域

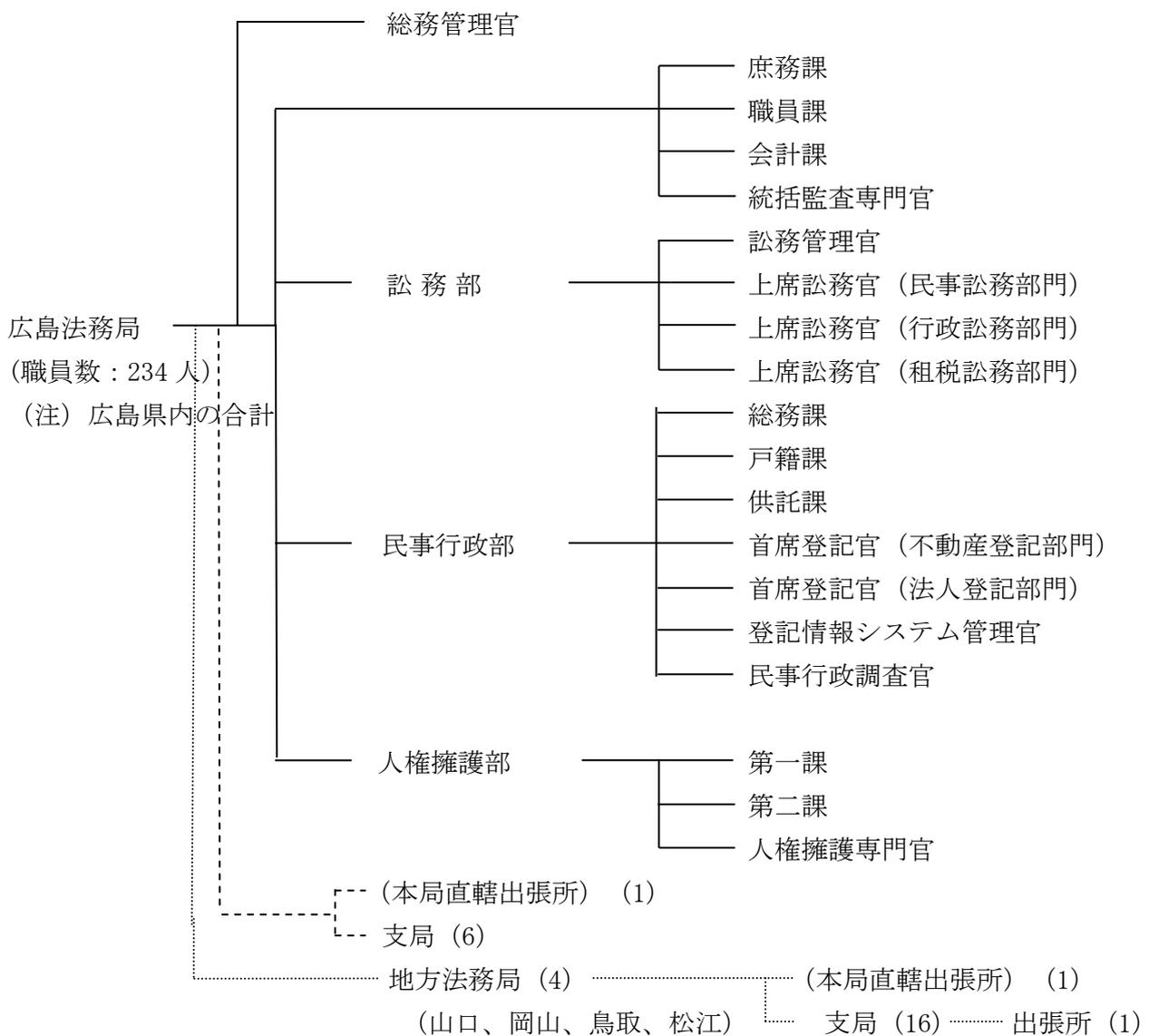
[目次へ戻る](#)

<p>可部出張所</p>	<p>広島市の内、安佐北区 山県郡（北広島町、安芸太田町）</p>	<p>以下の事務のみの取扱いとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種証明書交付事務 2 印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務（広島県内に本店・主たる事務所等が所在する会社・法人等のものに限る。）
<p>廿日市支局</p>	<p>廿日市市 広島市の内、佐伯区 大竹市</p>	<p>以下の事務のみの取扱いとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種証明書交付事務 2 印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務（広島県内に本店・主たる事務所等が所在する会社・法人等のものに限る。）
<p>東広島支局</p>	<p>東広島市 竹原市 豊田郡（大崎上島町）</p>	<p>以下の事務のみの取扱いとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種証明書交付事務 2 印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務（広島県内に本店・主たる事務所等が所在する会社・法人等のものに限る。）
<p>呉支局</p>	<p>呉市 江田島市</p>	<p>以下の事務のみの取扱いとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種証明書交付事務 2 印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務（広島県内に本店・主たる事務所等が所在する会社・法人等のものに限る。）
<p>尾道支局</p>	<p>尾道市 三原市 世羅郡（世羅町）</p>	<p>以下の事務のみの取扱いとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種証明書交付事務 2 印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務（広島県内に本店・主たる事務所等が所在する会社・法人等のものに限る。）
<p>福山支局</p>	<p>福山市 神石郡（神石高原町） 府中市</p>	<p>以下の事務のみの取扱いとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種証明書交付事務 2 印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務（広島県内に本店・主たる事務所等が所在する会社・法人等のものに限る。）

[目次へ戻る](#)

<p style="text-align: center;">三次支局</p>	<p>三次市 安芸高田市 庄原市</p>	<p>以下の事務のみの取扱いとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種証明書交付事務 2 印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務 (広島県内に本店・主たる事務所等が所在する会社・法人等のものに限る。)
---	------------------------------	---

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島法務局庶務課

TEL(082)228-5406

<相談・案内窓口>

○ 成年後見等の証明書について

TEL(082)228-5765

○ みんなの人権110番

TEL(0570)003-110

○ こどもの人権110番

TEL(0120)007-110

○ 女性の人権ホットライン

TEL(0570)070-810

○ 外国語人権相談ダイヤル

TEL(0570)090-911

○ 聴覚障害者等相談受付

FAX(082)502-0202

○ ご意見・ご要望

(ホームページアドレス) <https://houmukyoku.moj.go.jp/houmukyokumail/iken.php?id=029>

○ インターネット人権相談受付窓口

(ホームページアドレス) <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

<電子申請制度窓口>

登記・供託オンライン申請システム（登記ねっと供託ねっと）

(ホームページアドレス) <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

広島出入国在留管理局 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎
TEL (082) 221-4411

(出入国在留管理庁ホームページアドレス) <http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

(下部機関)

福山出張所 〒720-0065 福山市東桜町 1-21 エストパルク 8 階
TEL (084) 973-8090

広島空港出張所 〒729-0416 三原市本郷町善入寺平岩 64-31
広島空港国際ターミナルビル 1 階
TEL (0848) 86-8015

<設置根拠>

地方出入国在留管理局 法務省設置法第 31 条
出張所 法務省設置法第 33 条、地方出入国在留管理局組織規則第 20 条

<所掌事務>

<広島出入国在留管理局>

出入国の管理に関する事務、外国人の在留に関する事務、外国人の退去強制に関する事務、
難民の認定に関する事務、外国人の受入れ環境の整備に関する事務、外国人の受入れ環境の
整備に関する事務

<福山出張所>

出入国の管理に関する事務、外国人の在留に関する事務、外国人の退去強制に関する事務
の一部、難民の認定に関する事務の一部

<広島空港出張所>

出入国の管理に関する事務、外国人の退去強制に関する事務の一部、難民の認定に関する
事務の一部

<管轄区域>

<広島出入国在留管理局>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

<福山出張所>

出入国審査 広島県東部の海岸の一部、岡山県西部の海岸の一部、愛媛県島嶼部の海
岸の一部

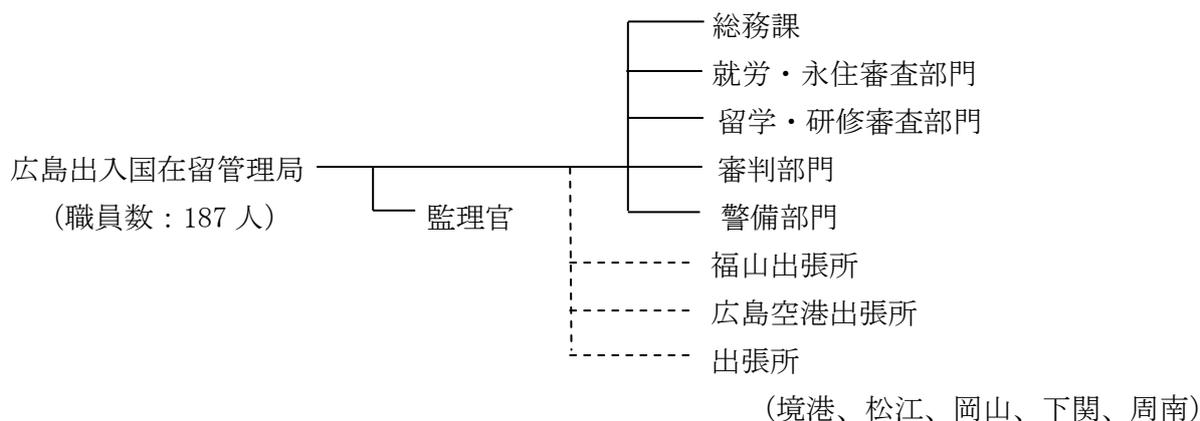
在留審査 広島県、岡山県

<広島空港出張所>

出入国審査 広島空港

[目次へ戻る](#)

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島出入国在留管理局総務課 TEL (082) 221-4411

<相談・案内窓口>

- 広島出入国在留管理局総務課 TEL (082) 221-4411
- 福山出張所 TEL (084) 973-8090
- 広島空港出張所 TEL (0848) 86-8015
- 外国人在留総合インフォメーションセンター
TEL 0570-013904
IP 電話、PHS、海外からは (03) 5796-7112

<電子申請制度窓口>

就労・永住審査部門 TEL (082) 221-4412
留学・研修審査部門 (利用申出受付) TEL (082) 221-4468

法務総合研究所広島支所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎
TEL (082) 221-2451

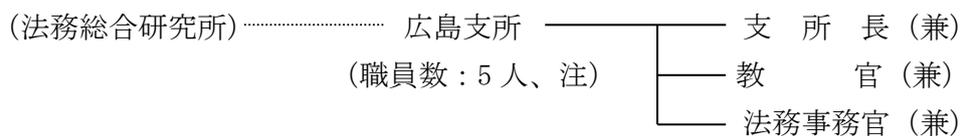
<設置根拠>

法務省組織令第 57 条、第 58 条第 2 項、法務総合研究所組織規則第 19 条

<所掌事務>

法務省の職員（矯正の事務に従事する職員並びに出入国在留管理庁及び公安調査庁の職員を除く。）に対する研修の実施に関する事務

<組織及び職員数>



(注) 職員は全て兼任者で、本来の所属は、広島高等検察庁（3 人）、広島法務局（1 人）、中国地方更生保護委員会（1 人）である。

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島高等検察庁総務部企画調査課 TEL (082) 221-2706

<相談・案内窓口>

広島高等検察庁総務部企画調査課 TEL (082) 221-2706

矯正研修所広島支所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館

TEL (082) 223-8483

メールアドレス kkh8483@ac.auone-net.jp

<設置根拠>

法務省組織令第 59 条、矯正研修所組織規則第 13 条

<所掌事務>

矯正の事務に従事する職員に対し、職務上必要な研修を行う

<組織及び職員数>

(矯正研修所) 広島支所 (職員数 : 4 人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

矯正研修所 TEL (042) 500-5261

<相談・案内窓口>

矯正研修所広島支所 TEL (082) 223-8483

[検察庁]

広島高等検察庁

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎

TEL (082) 221-2451

(ホームページアドレス) https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/h_hiroshima/

<設置根拠>

検察庁法第2条

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令第2条

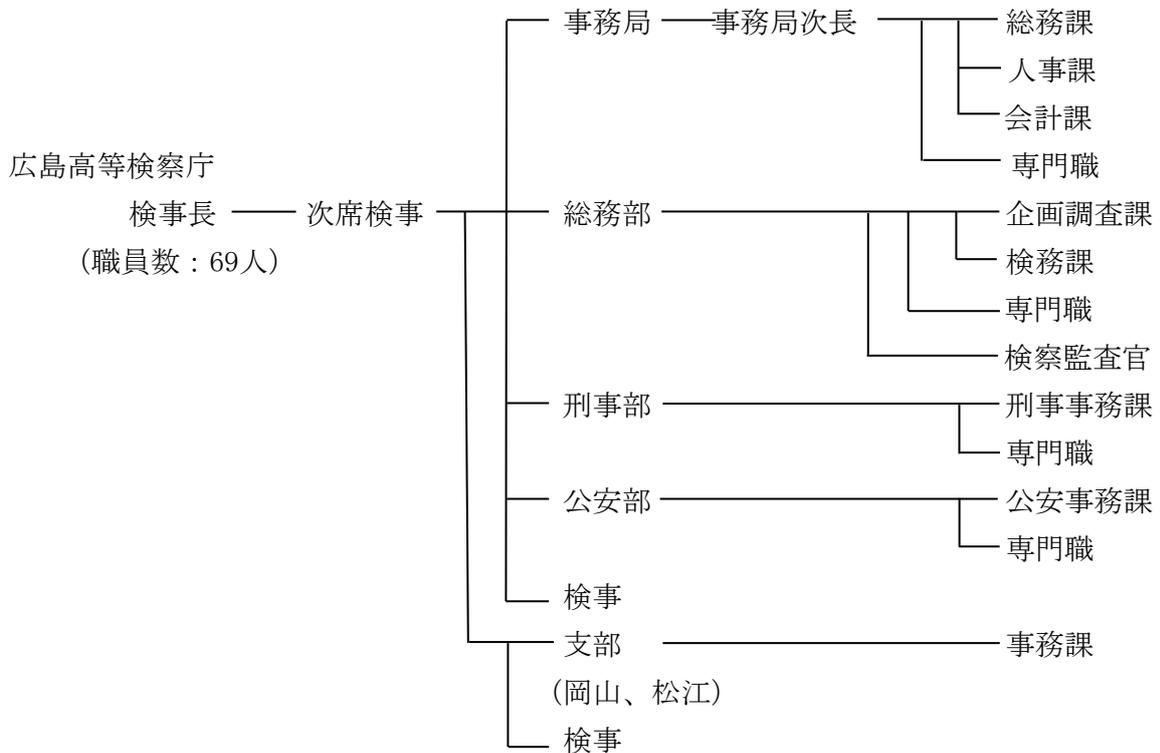
<所掌事務>

- (1) 刑事事件の控訴・抗告事件の公判等の遂行に関する事項、令状の執行、死刑及び懲役・禁錮刑の執行指揮、罰金等の徴収金の執行など
- (2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行

<管轄区域>

広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県

<組織及び職員数>



[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島高等検察庁総務部企画調査課

TEL(082)221-2706

<相談・案内窓口>

○ (各課で対応)

TEL(082)221-2451

○ 被害者ホットライン (広島地方検察庁内)

TEL(082)221-2467

広島地方検察庁

〒730-8539 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎
TEL (082) 221-2453

(ホームページアドレス) <https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/hiroshima/>

呉支部 〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎
TEL (0823) 22-3151

尾道支部 〒722-0014 尾道市新浜 1-12-2
TEL (0848) 23-3529

福山支部 〒720-0031 福山市三吉町 1-7-2 福山法務合同庁舎
TEL (084) 923-1331

三次支部 〒728-0021 三次市三次町 1777-3
TEL (0824) 62-2317

広島区検察庁	広島地方検察庁内
東広島区検察庁	広島地方検察庁内
可部区検察庁	広島地方検察庁内
大竹区検察庁	広島地方検察庁内
呉区検察庁	広島地方検察庁呉支部内
竹原区検察庁	広島地方検察庁呉支部内
尾道区検察庁	広島地方検察庁尾道支部内
福山区検察庁	広島地方検察庁福山支部内
府中区検察庁	広島地方検察庁福山支部内
三次区検察庁	広島地方検察庁三次支部内
庄原区検察庁	広島地方検察庁三次支部内

<設置根拠>

検察庁法第2条

<所掌事務>

- 1 地方検察庁（支部を含む）
 - (1) 地方裁判所及び家庭裁判所の管轄に属する刑事事件の捜査、起訴・不起訴の決定及び公判の遂行に関する事項、少年の刑事事件を家庭裁判所に送致する事項、懲役・禁錮及び罰金等徴収金の執行に関する事項等
 - (2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行
- 2 区検察庁
 - (1) 簡易裁判所の管轄に属する刑事事件（比較的軽微なもの）の捜査、起訴・不起訴の決定及び公判遂行に関する事項、懲役及び罰金等徴収金の執行に関する事項等
 - (2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行

[目次へ戻る](#)

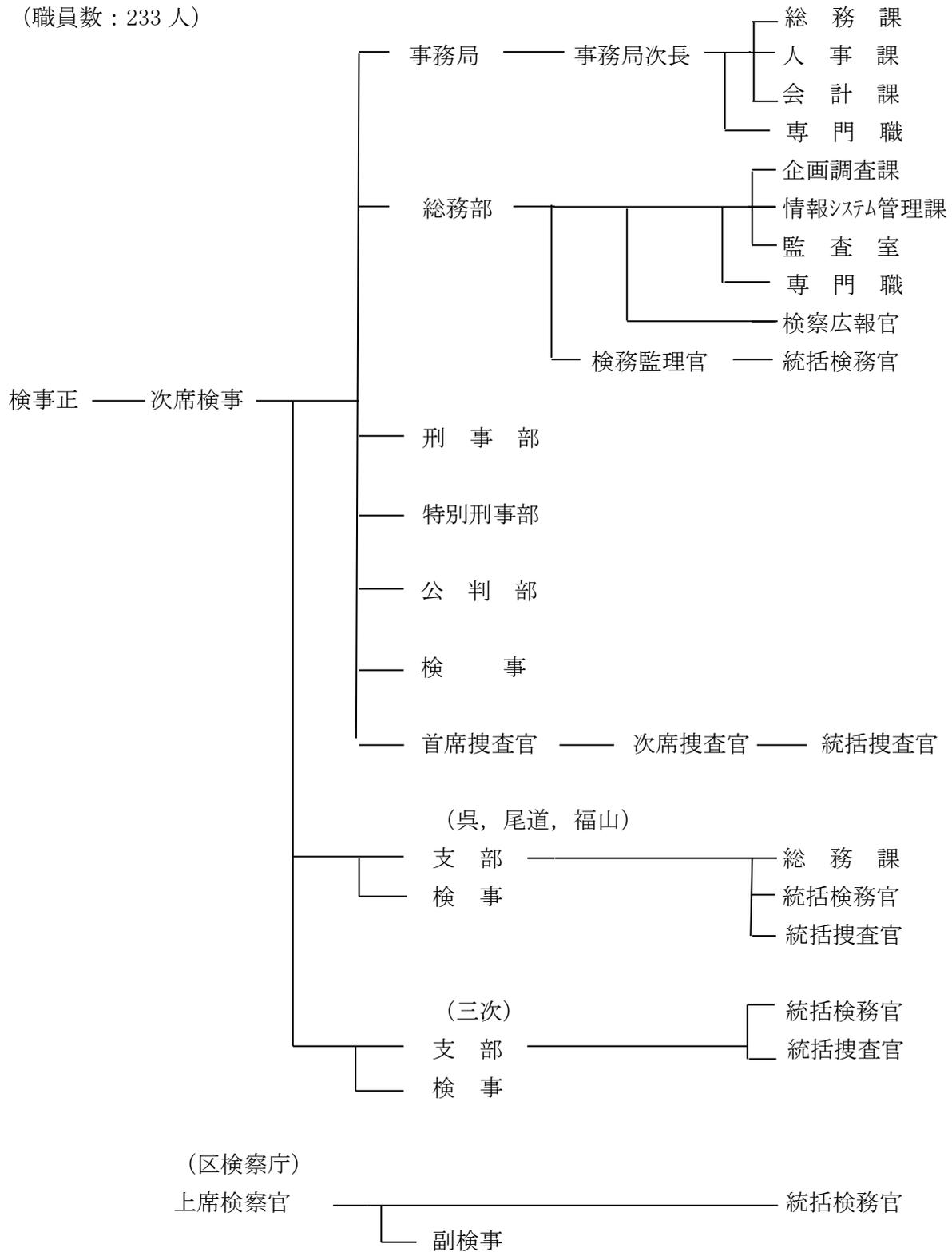
<管轄区域>

本庁	支部	区検	管轄区域
広島		広島	広島市の内 中区・東区・南区・西区・安芸区・佐伯区 安佐南区の内 安佐南区役所祇園出張所及び沼田出張所の各所管区域 廿日市市 安芸郡
		東広島	東広島市 三原市の内 大和町
		可部	広島市の内 安佐北区 安佐南区（安佐南区役所祇園出張所及び沼田出張所の各所管区域を除く） 安芸高田市の内 八千代町 山県郡
		大竹	大竹市
	呉	呉	呉市 江田島市
		竹原	竹原市 豊田郡
	尾道	尾道	尾道市 三原市（大和町を除く） 世羅郡世羅町（せらにし支所の所管区域を除く）
	福山	福山	福山市 神石郡
		府中	府中市 三次市の内 甲奴町 庄原市の内 総領町
	三次	三次	三次市（甲奴町を除く） 安芸高田市（八千代町を除く）、 世羅郡世羅町の内 せらにし支所の所管区域
		庄原	庄原市（総領町を除く）

<組織及び職員数>

広島地方検察庁

(職員数：233人)



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島地方検察庁総務部企画調査課

TEL(082)221-2453(代表)

<相談・案内窓口>

被害者ホットライン

TEL(082)221-2467

[公安調査庁]

中国公安調査局

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎

TEL (082) 228-5141

<設置根拠>

公安調査庁設置法第 11 条、法務省組織令第 95 条

<所掌事務>

- (1) 破壊的団体の規制に関する調査に関する事務
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査及び規制措置に関する事務

<管轄区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

<組織及び職員数> (定員：103 人)



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国公安調査局総務部

TEL (082) 228-5141

<相談・案内窓口>

中国公安調査局総務部

TEL (082) 228-5141

[目次へ戻る](#)

財 務 省

中国財務局 〒 730-8520 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館
TEL (082) 221-9221

(ホームページアドレス) <https://lfb.mof.go.jp/chugoku/>

(下部機関)

呉出張所 〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎 2 階
TEL (0823) 21-6411

<設置根拠>

財務局 財務省設置法第 12 条第 1 項、財務省組織令第 80 条
出張所 財務省設置法第 15 条第 4 項、財務省組織規則第 261 条第 1 項

<所掌事務>

中国財務局

- (1) 国の予算、決算及び会計に関する事務処理の統一に関すること
- (2) 国の予算の作成に関する地方情勢その他の調査に関すること
- (3) 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関すること
- (4) 企業の経理の実態に関する統計を作成すること
- (5) 国債に関すること
- (6) たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること
- (7) 公認会計士試験の実施
- (8) 外国為替業務を行う者の検査等
- (9) 財政融資資金の運用並びに融通先についての調査及び実地監査に関すること
- (10) 国内資金運用の調整に関すること
- (11) 地方債に関すること
- (12) 地方経済に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること
- (13) 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること
- (14) 国有財産の総括に関すること
- (15) 普通財産の管理及び処分に関すること
- (16) 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第 5 条に規定する特定国有財産整備計画に関すること
- (17) 国家公務員の宿舍の設置（合同宿舍については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舍の管理に関する事務の総括に関すること
- (18) 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（(19) (20) に掲げる事務を除く。）

[目次へ戻る](#)

- イ 金融機関（金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 4 条第一項第 3 号イ、ハ、リ及び
びヌに掲げる者をいう。第 221 条、第 227 条、第 227 条の 2、第 253 条、第 258 条及び第
261 条において同じ。）
- ロ 銀行持株会社
- ハ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合
代理業、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 92 条の 2 第 2 項に規定する特定
信用事業代理業又は水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 106 条第 2 項に規定
する特定信用事業代理業を行う者
- ニ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を
行う者
- ホ 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協
同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第 92 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特定信用
事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第 110 条第 2 項に規定する特定信用事業電子
決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者
- ヘ 保険持株会社（少額短期保険持株会社（保険業法第 272 条の 37 第 2 項に規定する少
額短期保険持株会社をいう。第 253 条、第 258 条及び第 261 条において同じ。）を含
む。第 221 条、第 226 条及び第 227 条において同じ。）
- ト 船主相互保険組合
- チ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
- リ 金融商品取引業（金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する金融商品取引業をいう。）
を行う者
- ヌ 証券金融会社
- ル 投資法人
- ヲ 高速取引行為者
- ワ 金融商品取引所
- カ 外国金融商品取引所
- ヨ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体
- タ 金融商品取引所持株会社
- レ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）若しくは信託契約代理業を営む者又
は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 50 条の 2 第 1 項の登録を受けた者
- ソ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関
- ツ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成 11
年法律第 32 号）第 2 条第 3 項に規定する特定金融会社等をいう。）
- ネ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律第 2 条
第 3 項、第 208 条第 1 項及び第 224 条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託
者をいう。）
- ナ 不動産特定共同事業を営む者
- ラ 確定拠出年金運営管理業を営む者

[目次へ戻る](#)

- ム 前払式支払手段発行者
 - ウ 資金移動業を営む者
 - エ 電子決済手段等取扱業を行う者
 - ノ 暗号資産交換業を行う者
 - オ 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する者をいう。）
 - ク 金融サービス仲介業を行う者及び認定金融サービス仲介業協会
- (19) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、預金保険法（昭和46年法律第34号）、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第194条の7第2項から第4項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第225条第2項から第4項まで、不当景品類及び不当表示防止法第33条第6項、預金保険法第139条第2項、資産の流動化に関する法律第290条第2項及び第3項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第137条第2項及び第3項、個人情報の保護に関する法律第150条第5項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第22条第6項及び第7項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）に関すること。
- (20) 金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査のための資料及び情報の収集整理に関すること。
- (21) 広報に関すること

呉出張所

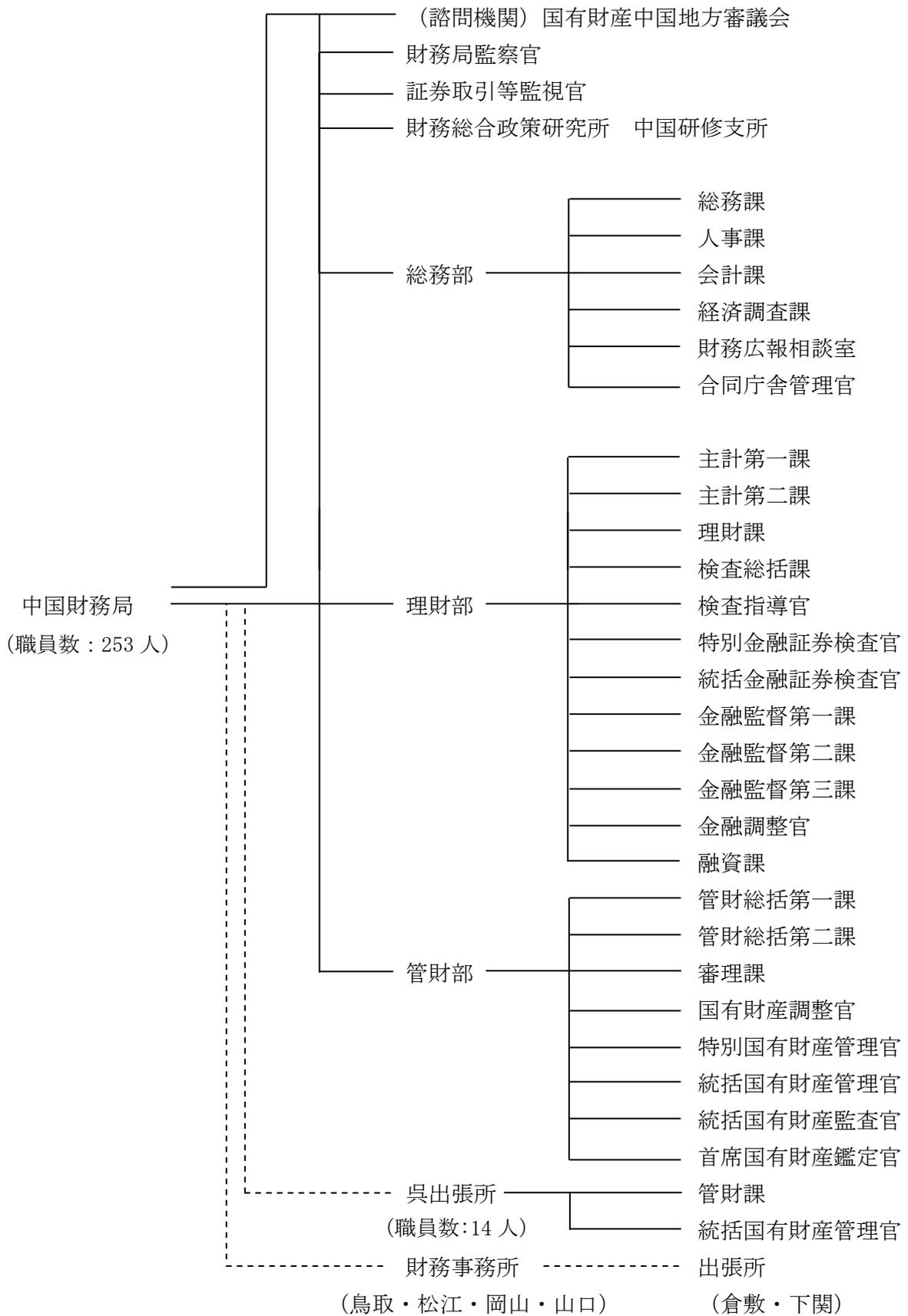
- (1) 国有財産の総括に関すること
- (2) 普通財産の管理及び処分に関すること
- (3) 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条に規定する特定国有財産整備計画に関すること
- (4) 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舎の管理に関する事務の総括に関すること

<管轄区域>

- <中国財務局> 広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県
- <呉出張所> 呉市、竹原市、江田島市、大崎上島町

[目次へ戻る](#)

<組織及び職員数>



[目次へ戻る](#)

<電子申請・届出窓口>

(ホームページアドレス) <https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>

金融庁電子申請システム（財務局における行政手続のうち、金融・証券等に関する一部の申請や届出に限る。）

<情報公開・個人情報保護窓口>

(ホームページアドレス) <https://lfb.mof.go.jp/chugoku/jouhoukoukai/soumu/madoguchi.htm>

<各種相談・情報受付窓口>

(ホームページアドレス) <https://lfb.mof.go.jp/chugoku/koho/kakushumadoguchi.htm>

(神戸税関)

広島税関支署

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎
TEL (082) 505-6920

(神戸税関ホームページアドレス) <https://www.customs.go.jp/kobe/index.htm>

(下部機関)

呉出張所

〒737-0029 呉市宝町 9-25 呉港湾合同庁舎
TEL (0823) 21-8579

広島空港税関支署

〒729-0416 三原市本郷町善入寺 64-31 広島空港ターミナルビル
TEL (0848) 86-8081

福山税関支署

〒721-0962 福山市東手城町 2-18-3 福山港湾合同庁舎
TEL (084) 941-4506

(下部機関)

尾道糸崎出張所

〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎
TEL (0848) 23-2792

<設置根拠>

税関支署 財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 1 項
出張所 財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 2 項

<所掌事務>

- (1) 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関する事
- (2) 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事
- (3) 保税制度の運営に関する事
- (4) 通関業の監督に関する事
- (5) 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関する事

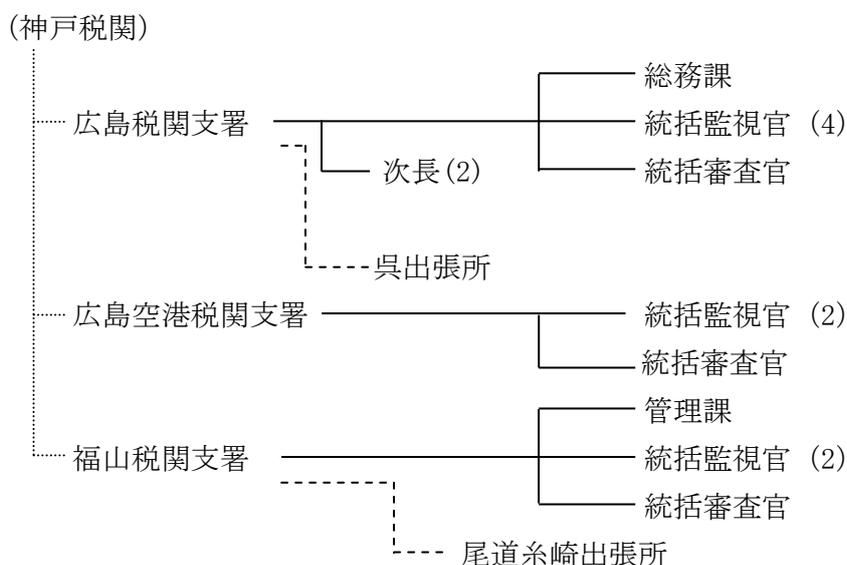
[目次へ戻る](#)

- (6) 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること
- (7) 金の輸出入の規制に関すること
- (8) 法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収に関すること
- (9) 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること
- (10) 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること

<管轄区域>

- <広島税関支署> 広島県のうち、広島市、呉市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
- <呉出張所> 広島県のうち、呉市、東広島市、江田島市及び豊田郡
- <広島空港税関支署> 広島県三原市のうち広島空港
- <福山税関支署> 岡山県のうち、笠岡市及び井原市
広島県のうち、竹原市、三原市（広島空港を除く。）、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、世羅郡及び神石郡
愛媛県のうち、越智郡
- <尾道糸崎出張所> 広島県のうち、竹原市、三原市（広島空港税関支署の管轄区域を除く。）、尾道市、福山市のうち今津町、今津町2丁目から今津町7丁目まで、内海町、金江町金見、金江町藁江、高西町川尻、高西町真田、高西町南、高西町1丁目から高西町4丁目まで、沼隈町大字上山南、沼隈町大字草深、沼隈町大字下山南、沼隈町大字常石、沼隈町大字中山南、沼隈町大字能登原、藤江町、松永町、松永町1丁目から松永町7丁目まで、南松永町1丁目から南松永町4丁目まで、柳津町、柳津町1丁目から柳津町5丁目まで
愛媛県のうち、越智郡

<組織>



[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島税関支署総務課

TEL(082)505-6920

<相談・案内窓口>

○ 広島税関支署総務課

TEL(082)505-6920

○ 広島空港税関支署

TEL(0848)86-8081

○ 福山税関支署管理課

TEL(084)941-4506

○ 密輸ダイヤル (24 時間受付)

TEL 0120-461-961

<電子申請制度窓口>

輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS)

(ホームページアドレス) <https://www.naccs.jp>

財務総合政策研究所中国研修支所

〒730-8520 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 4 号館

TEL (082) 221-9221

<設置根拠>

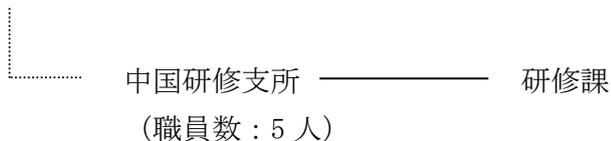
財務省組織令第 67 条第 2 項及び第 3 項、財務省組織規則第 56 条

<所掌事務>

中国財務局並びに中国財務局管内の財務事務所及び出張所に勤務する職員の研修に関する事務

<組織及び職員数>

(財務総合政策研究所)



<情報公開・個人情報保護窓口>

該当なし

<相談・案内窓口>

研修課

TEL (082) 221-9221

[目次へ戻る](#)

[国税庁]

広島国税局

〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 1号館
TEL (082) 221-9211

(ホームページアドレス)

<https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

(下部機関)

広島東税務署	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 3-19 TEL (082) 227-1155
広島南税務署	〒734-0003	広島市南区宇品東 6-1-72 TEL (082) 253-3281
広島西税務署	〒733-8555	広島市西区観音新町 1-17-3 TEL (082) 234-3110
広島北税務署	〒731-0294	広島市安佐北区亀山 2-25-10 TEL (082) 814-2111
呉税務署	〒737-8652	呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎 TEL (0823) 23-2424
竹原税務署	〒725-8686	竹原市中央 3-2-12 TEL (0846) 22-0485
三原税務署	〒723-8511	三原市宮沖 2-12-1 TEL (0848) 62-3131
尾道税務署	〒722-8505	尾道市古浜町 27-18 TEL (0848) 22-2131
福山税務署	〒720-8652	福山市三吉町 4-4-8 TEL (084) 922-1350
府中税務署	〒726-0004	府中市府川町 143-1 TEL (0847) 45-2570
三次税務署	〒728-0013	三次市十日市東 1-13-5 TEL (0824) 62-2721
庄原税務署	〒727-0021	庄原市三日市町 667-5 TEL (0824) 72-1001
西条税務署	〒739-8615	東広島市西条昭和町 16-8 TEL (082) 422-2191
廿日市税務署	〒738-8601	廿日市市新宮 1-15-40 廿日市地方合同庁舎 TEL (0829) 32-1217

[目次へ戻る](#)

海田税務署	〒736-8505	安芸郡海田町大正町 1-13 TEL (082) 823-2131
吉田税務署	〒731-0501	安芸高田市吉田町吉田 3604-1 TEL (0826) 42-0008

<設置根拠>

- <国税局> 財務省設置法第 23 条、財務省組織令第 96 条
- <税務署> 財務省設置法第 24 条、財務省組織規則第 544 条及び別表第九

<所掌事務>

- <国税局> 税務署が行う賦課徴収事務についての指導監督、大規模納税者等についての国税の賦課徴収に関する事務等
- <税務署> 国税の賦課徴収に関する事務等

<管轄区域>

- <国税局> 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- <税務署>

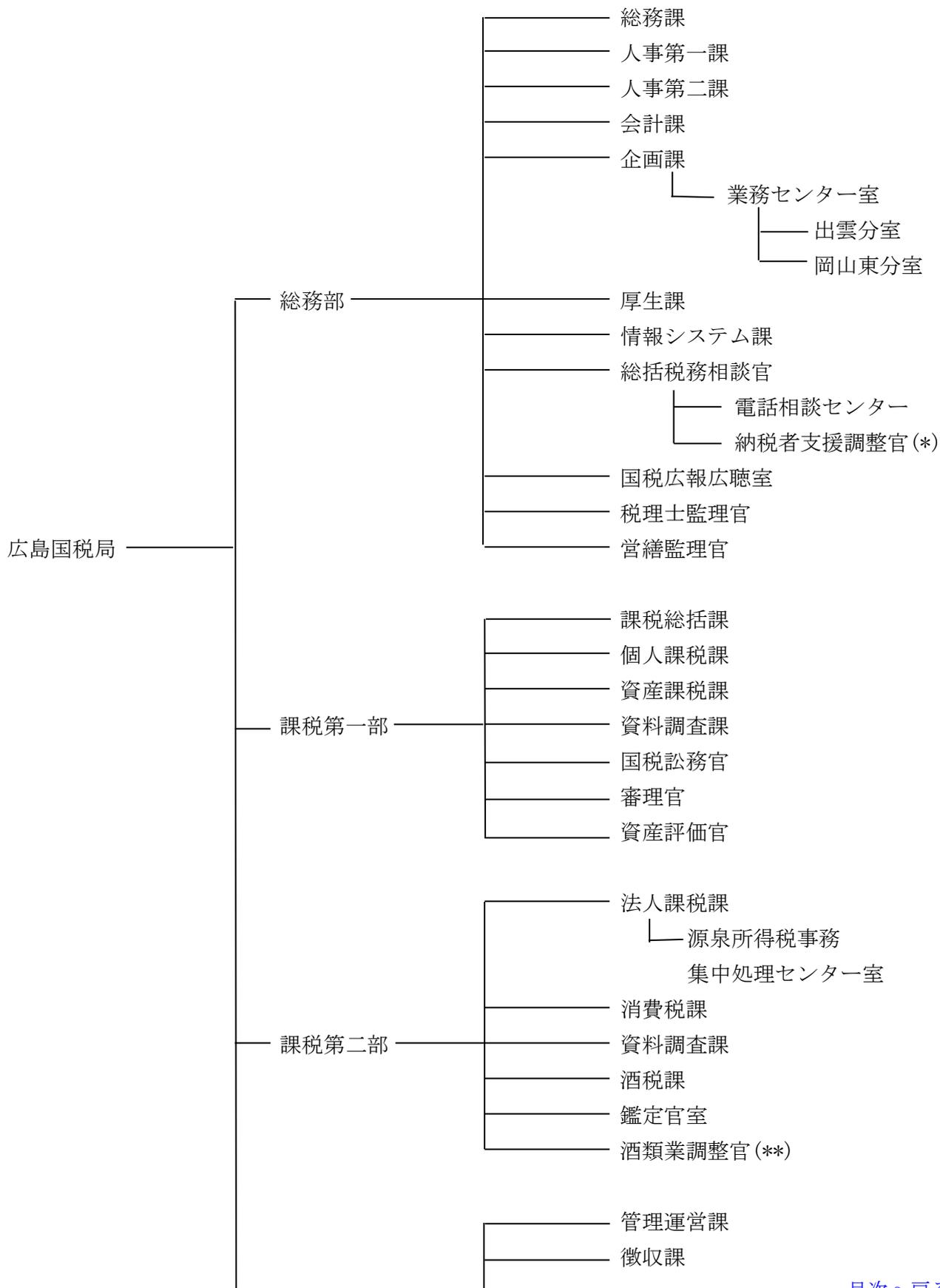
管轄区域の概略（詳細は財務省組織規則別表第九（第 544 条関係）参照）

広島東税務署	広島市中区の一部、広島市東区の一部、広島市南区の一部
広島南税務署	広島市南区の一部、江田島市
広島西税務署	広島市中区の一部、広島市西区
広島北税務署	広島市安佐南区、広島市安佐北区の一部、山県郡
呉税務署	呉市
竹原税務署	竹原市、豊田郡
三原税務署	三原市
尾道税務署	尾道市、世羅郡
福山税務署	福山市の一部
府中税務署	福山市の一部、府中市、神石郡
三次税務署	三次市
庄原税務署	庄原市
西条税務署	東広島市
廿日市税務署	広島市佐伯区、大竹市、廿日市市
海田税務署	広島市東区の一部、広島市安芸区、安芸郡
吉田税務署	広島市安佐北区の一部、安芸高田市

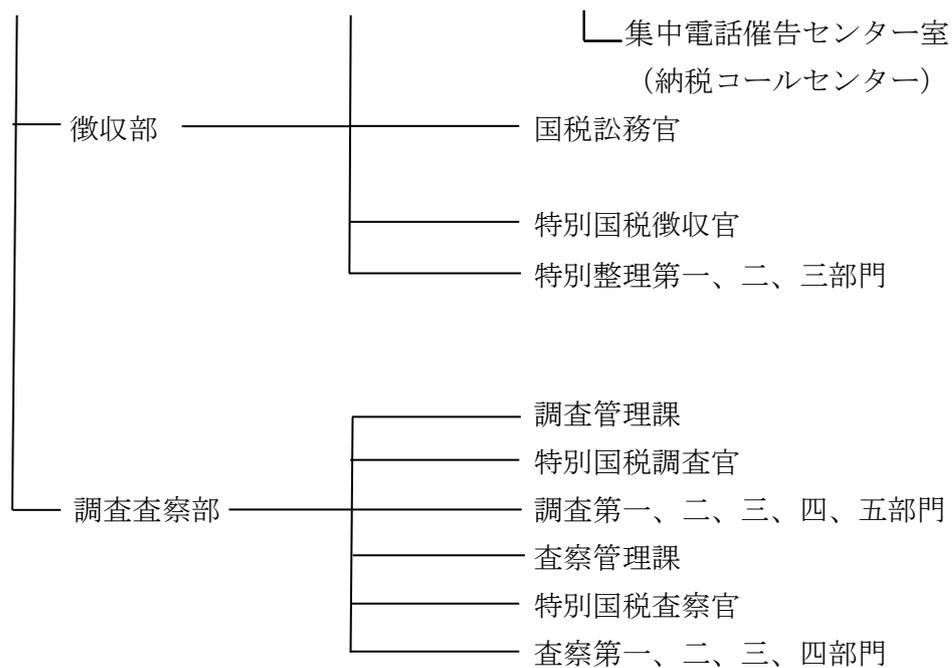
[目次へ戻る](#)

<組織及び職員数>

<国税局>

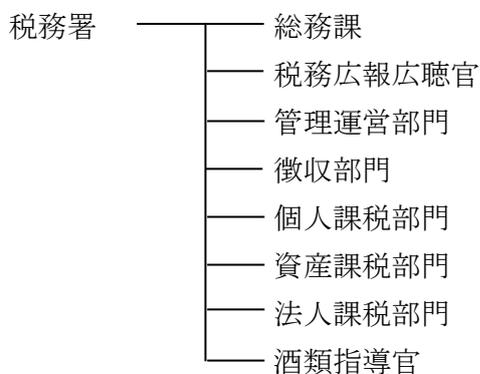


[目次へ戻る](#)



- * 納税者支援調整官：国税局、松江派遣、岡山東派遣、福山派遣、下関派遣
- ** 酒類業調整官：国税局、鳥取派遣、松江派遣、岡山東派遣、広島東派遣、山口派遣

< 税務署 >



(注) 税務署の規模により部門の種類や部門数が異なる。

< 職員数 >

	税務署数	職員数 (定員)		
		国税局	税務署	計
広島国税局	50	787	2,080	2,867

[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

<国税局>

広島国税局総務課（情報公開室）

TEL(082)221-9211（代表）

<税務署>

各税務署総務課

<相談・案内窓口>

[一般的な税務相談]

- タックスアンサー（国税庁ホームページ）

（ホームページアドレス）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

- チャットボット（国税庁ホームページ）

（ホームページアドレス）

<https://www.chat.nta.go.jp/>

- 電話相談センター（広島国税局総括税務相談官）

最寄りの税務署に電話をかけ、音声案内に従って「1」を選択

[個別的な税務相談]

- 最寄りの税務署

最寄りの税務署に電話をかけ、音声案内に従って「2」を選択

<電子申請制度窓口>

- 国税電子申告・納税システム（e-Tax）

（ホームページアドレス）

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

<モニター制度窓口>

広島国税局国税広報広聴室

TEL(082)221-9211（代表）

広島国税不服審判所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館
TEL (082) 228-2891

<設置根拠>

財務省設置法第 22 条、国税通則法第 78 条、国税不服審判所組織令第 3 条、
国税不服審判所組織規則第 1 条

<所掌事務>

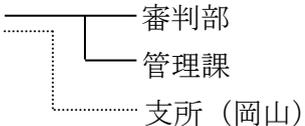
国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する調査、審理及び裁決

<管轄区域>

広島国税不服審判所 島根県、広島県、山口県
支所（岡山） 鳥取県、岡山県

<組織>

広島国税不服審判所



```
graph LR; A[広島国税不服審判所] --- B[審判部]; A --- C[管理課]; A --- D[支所（岡山）];
```

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島国税不服審判所管理課 TEL (082) 228-2891（代表）

<相談・案内窓口>

広島国税不服審判所管理課 TEL (082) 228-2891（代表）

<電子申請制度窓口>

- 国税電子申告・納税システム（e-Tax）
（ホームページアドレス） <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

[国税庁長官官房総務課監督評価官室]

国税庁広島派遣監督評価官室

〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 1 号館

TEL (082) 221-9211

<設置根拠>

財務省組織令第 89 条、財務省組織規則第 405 条

<所掌事務>

国税庁の所掌事務の監察に関する事及び実績の評価に関する事務の実施に関する事

<管轄区域>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

<組織>

広島派遣監督評価官室長 ————— 広島派遣監督評価官 ————— 広島派遣監督評価官補

<情報公開・個人情報保護窓口>

国税庁長官官房

総務課情報公開・個人情報保護室

TEL (03) 3581-4161

[国税庁長官官房]

広島派遣国税庁監察官

〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 1 号館

TEL (082) 221-9211

<設置根拠>

財務省設置法第 26 条

<所掌事務>

国税庁所属職員に対する職務上必要な監察、職務上関係のある犯罪についての捜査及び必要な措置

<管轄区域>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

<組織>

首席国税庁監察官 —— 国税庁監察官 —— 国税庁監察官補

<情報公開・個人情報保護窓口>

国税庁長官官房

総務課情報公開・個人情報保護室

TEL (03) 3581-4161

[目次へ戻る](#)

中国四国厚生局

[総務課、企画調整課、管理課、医療課、調査課、指導監査課]

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館 2階

総務課	TEL (082) 223-8181
企画調整課	TEL (082) 223-8245
管理課	TEL (082) 223-8262
医療課	TEL (082) 223-8225
調査課	TEL (082) 223-8189
指導監査課	TEL (082) 223-8209

[健康福祉部各課、年金管理課、年金審査課、社会保険審査官]

〒730-0017 広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビル 2階

健康福祉課	TEL (082) 223-8264
医事課	TEL (082) 223-8204
食品衛生課	TEL (082) 223-8291
地域包括ケア推進課	TEL (082) 223-8280
保険年金課	TEL (082) 223-8244
年金管理課	TEL (082) 223-0065
年金審査課	TEL (082) 209-6675
社会保険審査官	TEL (082) 223-0070

[麻薬取締部]

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館 15階

TEL (082) 227-9011

(「麻薬・覚醒剤」相談電話) TEL (082) 228-8974

(再乱用防止支援窓口) TEL (082) 218-5151

(中国四国厚生局 ホームページアドレス)

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/index.html>

<設置根拠>

厚生労働省設置法第 17 条、第 18 条、厚生労働省組織令第 152 条

<所掌事務>

- (1) 各種養成施設の指定、介護技術講習等の届出に関する事
- (2) 医師・歯科医師臨床研修、特定行為に係る看護師の研修制度、医療安全、再生医療等安全性確保法、臨床研究法、地域医療構想等の推進、災害時における医療の確保の支援、医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定、並びに心神喪失者等医療観察法に関する事
- (3) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく輸出証明書の発行及び適合施設の認定に関する事
- (4) 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録・監督、食中毒に係る調整事務等に関する事
- (5) 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する事
- (6) 健康保険組合、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）等に係る認可及び指導監督、全国健康保険協会支部に係る認可及び質問・検査に関する事
- (7) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可並びに国民年金事業及び年金生活者支援給付金の支給に関する事業に関し、市町村が処理する事務に関する事。
- (8) 年金記録の訂正の請求に関する事並びにこれに関する調査に関する事
- (9) 公益法人等が行う医療保健業の証明及び特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明等に関する事
- (10) 保険医療機関・保険薬局の指定、保険医・保険薬剤師の登録並びに施設基準等に関する事
- (11) 麻薬・覚醒剤等違法薬物の取締りに関する事、医療用麻薬や向精神薬等の正規流通に係る監視・指導に関する事、薬物乱用防止啓発活動に関する事、薬物乱用についての相談等に関する事及び薬物再乱用防止の支援に関する事

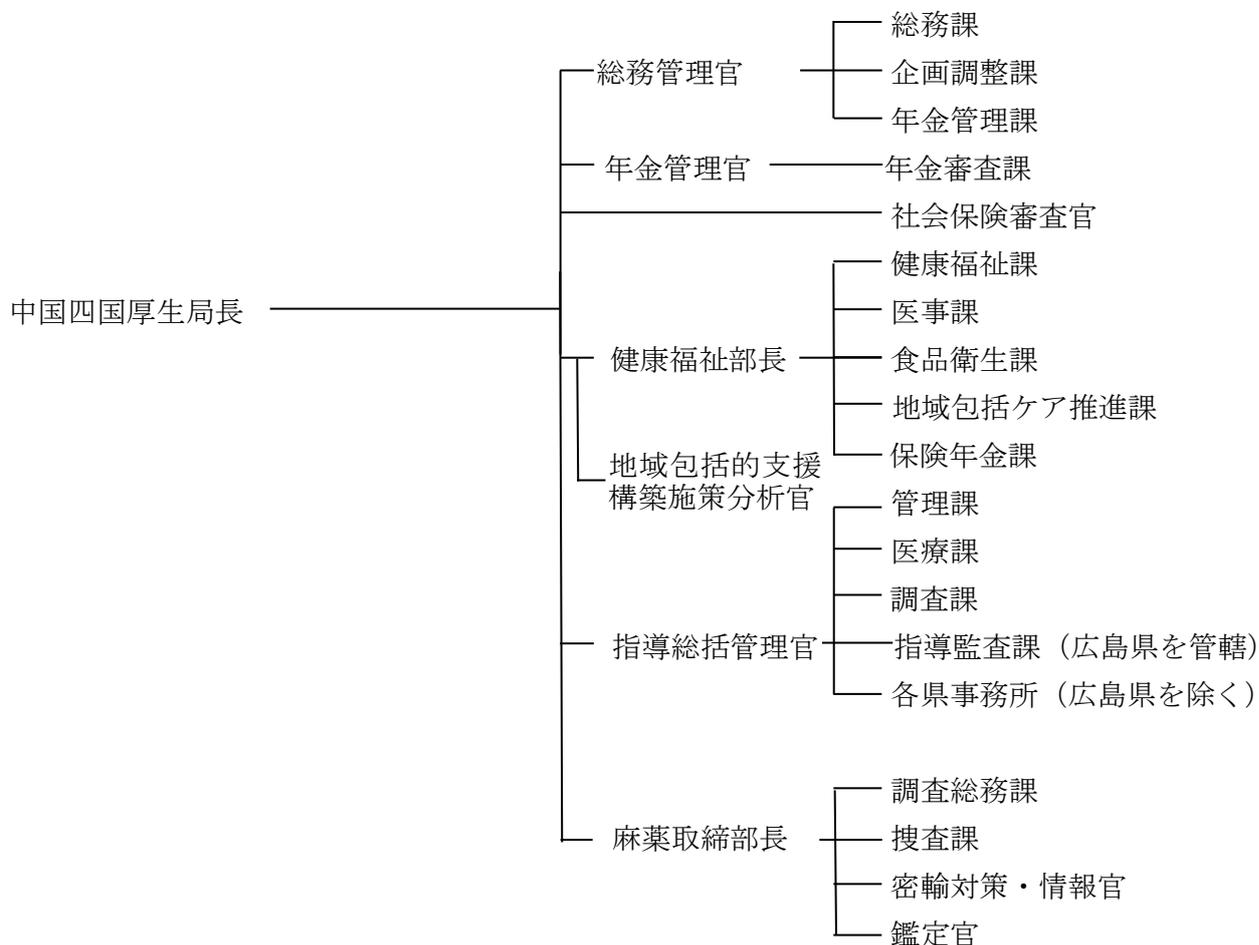
<管轄区域>

中国四国厚生局は、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県の中国 5 県を主な業務対象としておりますが、一部の業務については、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の四国 4 県も対象にしています。

[目次へ戻る](#)

<組織>

中国四国厚生局



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国厚生局総務課

TEL(082)223-8181

<相談・案内窓口>

中国四国厚生局総務課

TEL(082)223-8181

お問合せ事項	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・調達情報について ・競争参加資格審査申請について 	総務課 TEL (082)223-8181
<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書の開示請求について 	総務課 TEL (082)223-8181

[目次へ戻る](#)

<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った処分に対する審査請求について 	社会保険審査官 TEL (082)223-0070
<ul style="list-style-type: none"> 各種養成施設の指定等について 介護技術講習の届出について 省エネ法、温対法に係る報告等について 経営力向上計画の認定について 	健康福祉課 TEL (082)223-8264
<ul style="list-style-type: none"> 医師・歯科医師臨床研修について 特定行為に係る看護師の研修制度について 医療安全に関する取組について 再生医療等安全性確保法に基づく申請等について 臨床研究法に基づく申請等について 心神喪失者等医療観察法について 医師少数区域等で勤務した医師の認定について 地域医療構想等について 	医事課 TEL (082)223-8204
<ul style="list-style-type: none"> 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく輸出証明書発行及び適合施設の認定について 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録等について 食中毒に係る調整事務について 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示について 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて 	食品衛生課 TEL (082)223-8291
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムについて 認知症施策について 	地域包括ケア推進課 TEL (082)223-8280
<ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合に係る許認可に関することについて 全国健康保険協会支部が行う立入検査等の認可について 厚生年金基金に係る許認可に関することについて 確定給付企業年金に係る許認可に関することについて 確定拠出年金（企業型）に係る許認可に関することについて 	保険年金課 TEL (082)223-8244
<ul style="list-style-type: none"> 公益法人等が行う医療保健業の証明について 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明について 	管理課 TEL (082)223-8262
<ul style="list-style-type: none"> 保険医療機関・保険薬局の指定等に関することについて 保険医・保険薬剤師の登録等に関することについて 施設基準に関することについて 保険外併用療養費に関することについて 指定訪問看護事業者の指定等に関することについて 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関することについて はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関することについて 	指導監査課（広島県を管轄） TEL (082)223-8209 各県事務所 鳥取 TEL(0857)30-0860 島根 TEL(0852)61-0108 岡山 TEL(086)239-1275 山口 TEL(083)902-3171

[目次へ戻る](#)

<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬・覚醒剤等に関する取締りの実施に関することについて ・医療用麻薬の携帯輸出・輸入許可の手續について ・向精神薬試験研究施設設置者登録について ・麻薬向精神薬原料の輸出・輸入手續について 	<p>麻薬取締部 TEL (082)227-9011</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・薬物再乱用防止の支援に関することについて 	<p>麻薬取締部 TEL (082)218-5151</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬・覚醒剤等の違法薬物の乱用等に係る相談等に関することについて ・不正なけし・大麻などの発見情報について 	<p>麻薬取締部 ◎「麻薬・覚醒剤」相談 TEL (082)228-8974</p>

広島労働局

(ホームページアドレス) <https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>

[総務部・労働基準部・雇用環境・均等室]

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館 4F・5F

総務部

総務課 TEL (082) 221-9241

労働保険徴収課 TEL (082) 221-9246

労働基準部

監督課 TEL (082) 221-9242

健康安全課 TEL (082) 221-9243

賃金室 TEL (082) 221-9244

労災補償課 TEL (082) 221-9245

雇用環境・均等室 TEL (082) 221-9247

[職業安定部]

〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル 4F

職業安定課 TEL (082) 502-7831

雇用保険電子申請

事務センター TEL (082) 554-0633

職業対策課 TEL (082) 502-7832

需給調整事業課 TEL (082) 511-1066

訓練課 TEL (082) 502-7831

(下部機関)

○ 労働基準監督署

広島中央労働基準監督署 〒730-8528 広島市中区上八丁堀 6-30
広島合同庁舎第 2 号館 1F

(方面) TEL (082) 221-2460

(安全衛生課) TEL (082) 221-2459

(労災第 1 課、労災第 2 課) TEL (082) 221-2461

呉労働基準監督署 〒737-0051 呉市中央 3-9-15
呉地方合同庁舎 5F

(第 1・第 3 方面) TEL (0823) 22-0005

(第 2 方面) TEL (0823) 88-2940

(労災課) TEL (0823) 88-2941

[目次へ戻る](#)

福山労働基準監督署 (方面) (安全衛生課) (労災第1課、労災第2課)	〒720-8503	福山市旭町1-7 TEL(084)923-0005 TEL(084)916-3180 TEL(084)923-0214
三原労働基準監督署	〒723-0016	三原市宮沖2-13-20 TEL(0848)63-3939
尾道労働基準監督署	〒722-0002	尾道市古浜町27-13 TEL(0848)22-4158
三次労働基準監督署	〒728-0013	三次市十日市東1丁目9-9 TEL(0824)62-2104
広島北労働基準監督署	〒731-0223	広島市安佐北区可部南3-3-28 TEL(082)812-2115
廿日市労働基準監督署	〒738-0024	廿日市市新宮1-15-40 TEL(0829)32-1155
○ 公共職業安定所		
広島公共職業安定所	〒730-8513	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル1~4F TEL(082)223-8609
(広島所・広島東所学卒 部門)	〒730-0011	広島市中区基町12-8 宝ビル6F TEL(082)225-0380
広島西条公共職業安定所	〒739-0041	東広島市西条町寺家6479-1 TEL(082)422-8609
竹原出張所	〒725-0026	竹原市中央5-2-11 TEL(0846)22-8609
呉公共職業安定所	〒737-8609	呉市西中央1-5-2 TEL(0823)25-8609
尾道公共職業安定所	〒722-0026	尾道市栗原西2-7-10 TEL(0848)23-8609
福山公共職業安定所	〒720-8609	福山市東桜町3-12 TEL(084)923-8609

- | | | |
|------------------------|-----------|--|
| 三原公共職業安定所 | 〒723-0004 | 三原市館町 1-6-10
TEL (0848) 64-8609 |
| 三次公共職業安定所 | 〒728-0013 | 三次市十日市東 3-4-6
TEL (0824) 62-8609 |
| 安芸高田出張所 | 〒731-0501 | 安芸高田市吉田町吉田 1814-5
TEL (0826) 42-0605 |
| 庄原出張所 | 〒727-0012 | 庄原市中本町 1-20-1
TEL (0824) 72-1197 |
| 可部公共職業安定所 | 〒731-0223 | 広島市安佐北区可部南 3-3-36
TEL (082) 815-8609 |
| 府中公共職業安定所 | 〒726-0005 | 府中市府中町 188-2
TEL (0847) 43-8609 |
| 広島東公共職業安定所 | 〒732-0051 | 広島市東区光が丘 13-7
TEL (082) 264-8609 |
| 廿日市公共職業安定所 | 〒738-0033 | 廿日市市串戸 4-9-32
TEL (0829) 32-8609 |
| 大竹出張所 | 〒739-0614 | 大竹市白石 1-18-16
TEL (0827) 52-8609 |
| ○ マザーズハローワーク広島 | 〒730-0032 | 広島市中区立町 1-20
NREG 広島立町ビル 3F
TEL (082) 542-8609

(ホームページアドレス) https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-mother/ |
| ○ ハローワーク福山マザーズ
コーナー | 〒720-0065 | 福山市東桜町 1-21
エストパルク 1F
TEL (084) 921-8189 |
| ○ 広島新卒応援ハローワーク | 〒730-0011 | 広島市中区基町 12-8
宝ビル 6F
TEL (082) 224-1120 |
| ○ 広島わかものハローワーク | 〒730-0035 | 広島市中区本通 6-11
明治安田生命広島本通ビル 8F
TEL (082) 236-8613 |

<設置根拠>

- <広島労働局> 厚生労働省設置法第17条、第21条、厚生労働省組織令第156条
<労働基準監督署> 厚生労働省設置法第22条、厚生労働省組織規則第789条
<公共職業安定所> 厚生労働省設置法第23条、第24条、
厚生労働省組織規則第792条

<所掌事務>

<労働局>

情報公開に関すること（総務課）、労働保険の適用促進・労働保険料の徴収に関すること（徴収課）、一般労働条件の確保・改善対策、労働時間短縮促進対策に関すること（監督課）、労働災害防止対策、労働者の健康確保対策、快適な職場づくり対策に関すること（健康安全課）、最低賃金制度の適正な運営、勤労者福祉対策、家内労働者の労働条件確保対策に関すること（賃金室）、労災保険の適正給付、被災労働の早期社会復帰対策に関すること（労災補償課）、職業紹介及び職業指導、雇用保険事業に関すること（職業安定課）高年齢者・障害者等の雇用対策・雇用管理に関すること（職業対策課）、労働力需給調整に関すること（需給調整事業課）、職業訓練に関すること（訓練課）、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と育児や家庭の介護との両立推進対策、個別労働紛争解決制度の運営に関すること（雇用環境・均等室）

<労働基準監督署>

一般労働条件の履行確保にかかる監督指導、労働安全（鉱山における保安を除く。）・労働衛生にかかる監督指導、司法事件処理、労働保険の適用徴収、被災労働者のための労災保険給付等

<公共職業安定所>

職業相談、職業指導、職業紹介（船員、日雇港湾労働者の職業紹介を除く。）、雇用管理指導、雇用情報提供、各種助成措置等及び雇用保険の適用・給付等

<管轄区域>

<労働局> 広島県

<労働基準監督署>

署名	管轄区域
広島中央	広島市のうち中区、西区、東区、南区、安芸区、東広島市（呉及び三原労働基準監督署管轄区域を除く。）、安芸郡
呉	呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松ヶ丘、黒瀬檜原北、黒瀬檜原東、黒瀬檜原西
福山	福山市、府中市、神石郡（神石高原町）
三原	三原市、竹原市、豊田郡、東広島市のうち安芸津町、河内町、福富町、豊栄町
尾道	尾道市、世羅郡
三次	三次市、庄原市、安芸高田市
広島北	広島市のうち安佐南区、安佐北区、山県郡

[目次へ戻る](#)

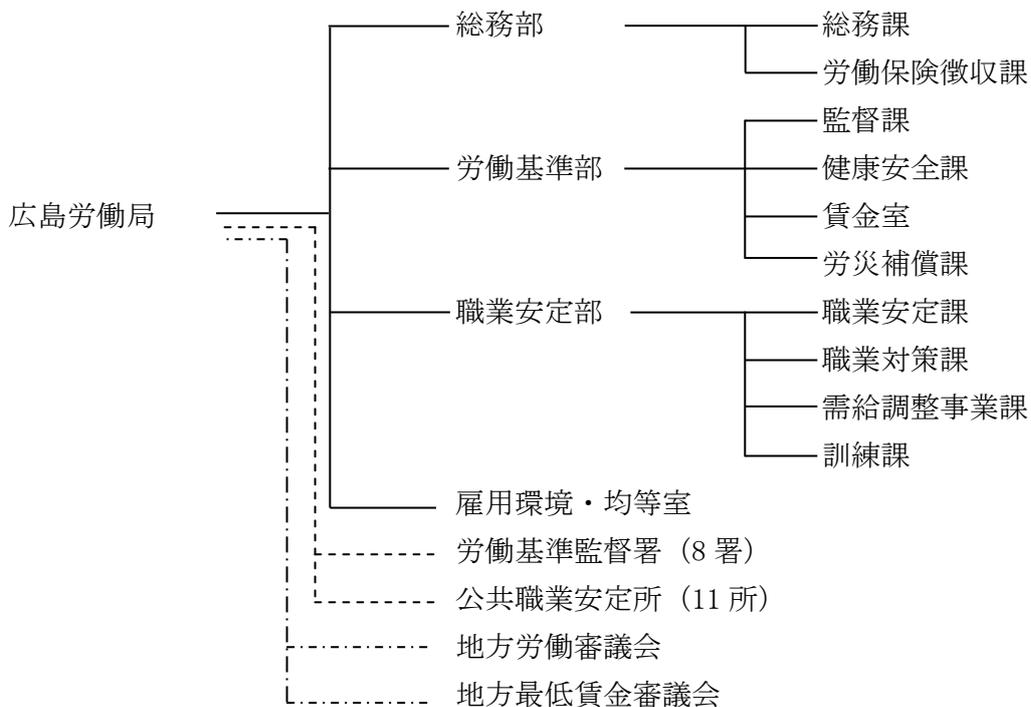
廿日市	広島市のうち佐伯区、廿日市市、大竹市
-----	--------------------

<公共職業安定所>

所名	管轄区域
広島	広島市のうち中区、西区、安佐南区、佐伯区（廿日市公共職業安定所管轄区域を除く。）
広島西条	東広島市
竹原	竹原市、豊田郡
呉	呉市、江田島市
尾道	尾道市、世羅郡
福山	福山市
三原	三原市
三次	三次市
安芸高田	安芸高田市
庄原	庄原市
可部	広島市のうち安佐北区、山県郡
府中	府中市、神石郡
広島東	広島市のうち東区、南区、安芸区、安芸郡
廿日市	廿日市市、広島市佐伯区のうち湯来町、杉並台
大竹	大竹市

<組織及び職員数>

<組織>



[目次へ戻る](#)

<職員数>

R6. 4. 1 現在

	労働局	監督署	安定所	合計
職員数（人）	150	124	262	536

<情報公開・個人情報保護窓口>

総務部総務課

TEL(082)221-9241

<相談窓口>

総合労働相談コーナー

<広島労働局>

広島労働局総合労働相談コーナー

TEL(082)221-9296

<労働基準監督署内>

広島中央総合労働相談コーナー

TEL(082)221-2410

呉総合労働相談コーナー

TEL(0823)88-2937

福山総合労働相談コーナー

TEL(084)916-3186

三原総合労働相談コーナー

TEL(0848)63-3939

尾道総合労働相談コーナー

TEL(0848)22-4158

三次総合労働相談コーナー

TEL(0824)62-2104

広島北総合労働相談コーナー

TEL(082)812-2115

廿日市総合労働相談コーナー

TEL(0829)32-1155

<公共職業安定所>

広島公共職業安定所

TEL(082)223-8609

広島西条公共職業安定所

TEL(082)422-8609

竹原出張所

TEL(0846)22-8609

呉公共職業安定所

TEL(0823)25-8609

尾道公共職業安定所

TEL(0848)23-8609

福山公共職業安定所

TEL(084)923-8609

三原公共職業安定所

TEL(0848)64-8609

三次公共職業安定所

TEL(0824)62-8609

安芸高田出張所

TEL(0826)42-0605

庄原出張所

TEL(0824)72-1197

可部公共職業安定所

TEL(082)815-8609

府中公共職業安定所

TEL(0847)43-8609

広島東公共職業安定所

TEL(082)264-8609

廿日市公共職業安定所

TEL(0829)32-8609

大竹出張所

TEL(0827)52-8609

[目次へ戻る](#)

<電子申請制度窓口>

申請・届出等の手続案内

(ホームページアドレス) http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/

<モニター制度窓口>

厚生労働行政モニター

(ホームページアドレス) http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/gyousei_monitor/

広島検疫所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎 3 階

TEL (082) 251-4785

(ホームページアドレス) <https://www.forth.go.jp/keneki/hiroshima/>

(下部機関)

広島空港検疫所支所 〒729-0416 広島県三原市本郷町善入寺字平岩 64-31

広島空港ターミナルビル 1 階

TEL (0848) 86-8017

福山出張所 〒721-0962 広島県福山市東手城町 2-18-3

福山港湾合同庁舎 2 階

TEL (084) 941-2497

呉出張所 〒737-0029 広島県呉市宝町 9-25 呉港湾合同庁舎 2 階

TEL (082) 251-4785 (広島検疫所へ連絡)

<設置根拠>

厚生労働省設置法第 16 条、厚生労働省組織規則第 76 条、第 114 条、第 118 条

<所掌事務>

<広島検疫所>

- (1) 国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入防止
- (2) 予防接種業務 (黄熱)
- (3) 船舶及び港湾の衛生状態の調査
- (4) 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導
- (5) 検疫感染症の病原体等の衛生微生物学的試験検査
- (6) 動物の輸入に関する届出審査

<広島空港検疫所支所>

- (1) 国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入防止
- (2) 航空機及び空港周辺の衛生状態の調査
- (3) 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導
- (4) 動物の輸入に関する届出審査

[目次へ戻る](#)

< 呉及び福山出張所 >

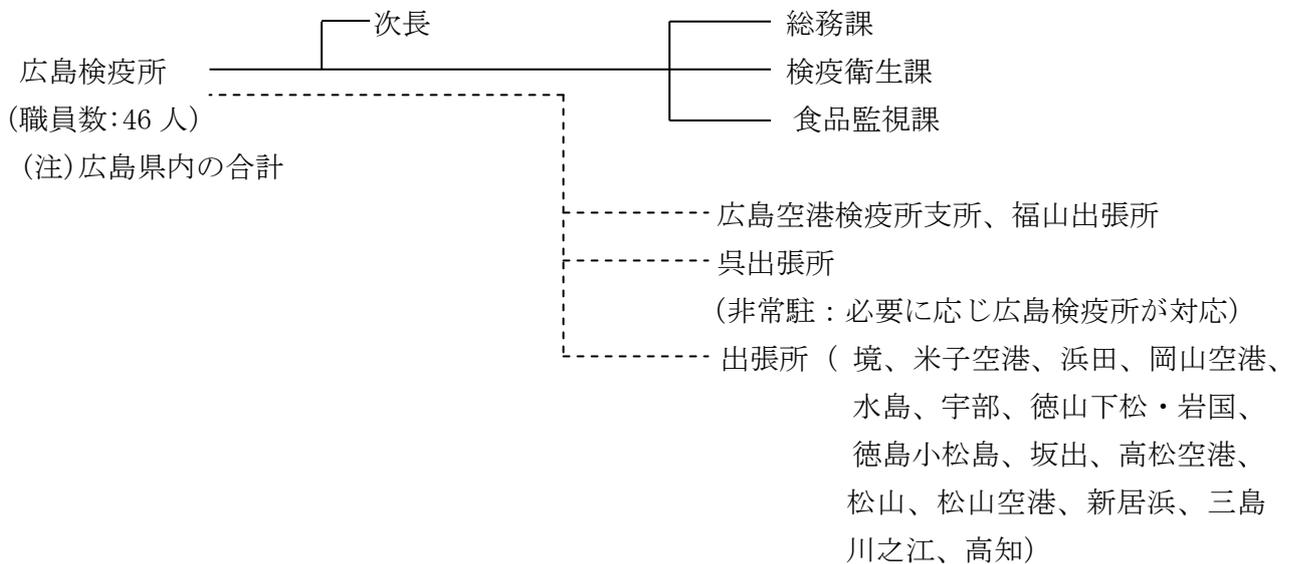
- (1) 国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入防止
- (2) 船舶及び港湾の衛生状態の調査

< 管轄区域 >

(受持検疫港及び検疫飛行場)

広島検疫所	広島港
広島空港検疫所支所	広島空港
福山出張所	福山港
呉出張所	呉港

< 組織及び職員数 >



< 情報公開・個人情報保護窓口 >

広島検疫所総務課 TEL (082) 251-4785

< 相談・案内窓口 >

- 広島検疫所総務課 TEL (082) 251-4785
- 広島検疫所検疫衛生課 TEL (082) 251-1836
- 広島検疫所食品監視課 TEL (082) 255-1379
- 広島検疫所予防接種専用予約ダイヤル
TEL (082) 251-2927

[目次へ戻る](#)

(中国四国農政局)

地方参事官 (広島県担当)

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 6 階

TEL (082) 228-5840

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/hiroshima/index.html>

中国土地改良調査管理事務所

〒731-0221 広島市安佐北区可部 2 丁目 6 番 15 号

TEL (082) 819-1617

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/kj/tyutyo/index.html>

<設置根拠>

地方参事官 (広島県担当) 農林水産省組織規則第 158 条

中国土地改良調査管理事務所 農林水産省設置法第19条、農林水産省組織規則第280条

<所掌事務>

地方参事官 (広島県担当)

広島県における重要事項に関する業務

- (1) 現場と農政を結ぶ業務
- (2) 広域監視業務
- (3) 経営所得安定対策業務
- (4) 6次産業化等関連業務
- (5) 統計関連業務

中国土地改良調査管理事務所

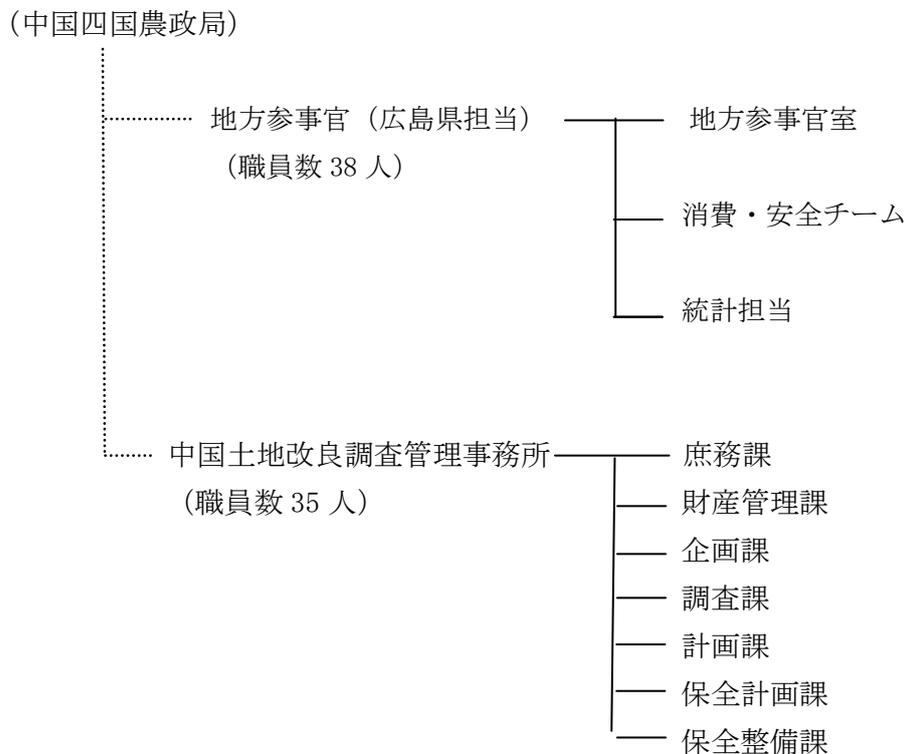
中国地域における国営の土地改良事業の実施に関する調査及び国営の土地改良事業によって造成された施設の管理に関する事務

<管轄区域>

地方参事官 (広島県担当) 広島県

中国土地改良調査管理事務所 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

<組織、職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国農政局 総務課

TEL (086) 224-4511

<相談・案内窓口>

地方参事官ホットライン

TEL (082) 228-9676

※ その他、消費者、生産者、事業者等を対象として、分野ごとに相談窓口が設置されています。

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/iken/index.html>

[目次へ戻る](#)

神戸植物防疫所広島支所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎

TEL (082) 251-5881

(植物防疫所ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/pps/index.html>

(下部機関)

尾道出張所 〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎

TEL (0848) 22-6642

<設置根拠>

農林水産省設置法第9条第2項

農林水産省組織規則第97条

<所掌事務>

輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究等

<管轄区域>

<広島支所> 広島県 (<尾道出張所>の管轄区域を除く。)

島根県 (浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡)

山口県 (下関市及び宇部市を除く。)

※下関市及び宇部市は、門司植物防疫所下関出張所が管轄

<尾道出張所> 広島県 (福山市、尾道市、三原市 (本郷町を除く。))、府中市、竹原市、
神石郡神石高原町、世羅郡世羅町)

岡山県 (笠岡市鋼管町)

<組織及び職員数>

(神戸植物防疫所) 広島支所 (職員数 : 13 人) ----- 尾道出張所 (2 人)
----- 境港出張所 (5 人)
----- 水島出張所 (7 人)

[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

神戸植物防疫所 庶務課

TEL(078)331-2806

<相談・案内窓口>

<広島支所>

TEL(082)251-5881

<尾道出張所>

TEL(0848)22-6642

<電子申請制度窓口>

○ N A C C S植物検疫関連業務 (A P S)

○ 植物防疫所電子申請システム

○ 農林水産省共通申請サービス (eMAFF)

(ホームページアドレス)

<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html>

動物検疫所神戸支所広島空港出張所

〒729-0416 三原市本郷町善入寺 64-31

TEL (0848) 86-8118

(動物検疫所ホームページアドレス) <http://www.maff.go.jp/ags/index.html>

<設置根拠>

農林水産省設置法第 11 条、農林水産省組織規則第 124 条

<所掌事務>

- (1) 家畜伝染病予防法の規定による輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置に関すること
- (2) 輸出入動物に対する狂犬病予防法の規定に基づく検査に関すること
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置に関すること
- (4) 輸出入動物の健康検査に関すること
- (5) 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付けに関すること
- (6) 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと

<管轄区域>

広島空港、広島港及び福山港

<組織及び職員数>

(動物検疫所神戸支所) 広島空港出張所
(職員数：4 人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

動物検疫所総務部庶務課 TEL (045) 751-5921

<相談・案内窓口>

広島空港出張所 TEL (0848) 86-8118
E-mail : ags.hit@maff.go.jp

<電子申請制度窓口>

輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)〔動物検疫関連業務〕
(ホームページアドレス) <http://www.maff.go.jp/ags/tetuzuki/system/49.html>

[目次へ戻る](#)

[林野庁]

(近畿中国森林管理局)

広島森林管理署 〒730-0822 広島市中区吉島東 3-2-51

TEL (082) 247-2201、050-3160-6145

問い合わせ窓口に係るメールアドレス kc_hiroshima@maff.go.jp

(ホームページアドレス) <http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/hirosima/index.html>

山地災害復旧対策室 〒739-0151 東広島市八本松町原 6869

TEL (082) 429-2212

広島森林事務所 〒730-0822 広島市中区吉島東 3-2-51

TEL (082) 247-0099

佐伯森林事務所 〒738-0033 廿日市市新宮 1-15-40

(廿日市地方合同庁舎内)

TEL (0829) 31-3095

加計森林事務所 〒731-3501 山県郡安芸太田町大字加計 3771-14

TEL (0826) 22-0119

黒瀬森林事務所 〒739-2622 東広島市黒瀬町乃美尾 1178-3

TEL (0823) 82-2139

三原森林事務所 〒723-0011 三原市東町 3-9-14

TEL (0848) 62-2605

福山森林事務所 〒720-0031 福山市三吉町 4-3-17

TEL (084) 922-2470

府中森林事務所 〒726-0002 府中市鶴飼町 555-24

TEL (0847) 45-3656

広島北部森林管理署 〒728-0012 三次市十日市中 2-5-19

TEL (0824) 62-2155、050-3160-1000

E-mail : kc_hokubu@maff.go.jp

(ホームページアドレス)

<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/hirosimahokubu/index.html>

西城森林事務所 〒729-5731 庄原市西城町西城 135-4

TEL (0824) 82-2812

三次森林事務所 〒728-0012 三次市十日市中 2-5-19

TEL (0824) 63-0532

生桑森林事務所 〒731-0703 安芸高田市美土里町生田 1777-1

TEL (0826) 55-0085

新市森林事務所 〒727-0402 庄原市高野町新市 1078

TEL (0824) 86-2316

三和森林事務所 〒720-1522 神石郡神石高原町小畠 2719-1

TEL (0847) 85-2633

<設置根拠>

森林管理署：農林水産省設置法 第28条

山地災害復旧対策室：山地災害復旧対策室の設置について

(平成30年9月26日 30近総第284号 近畿中国森林管理局長通知)

森林事務所：農林水産省組織規則 第584条

森林官、首席森林官、地域統括森林官、治山技術官等の
勤務場所に関する訓令 第1条 第4条

<所掌事務>

- (1) 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備を行うこと
- (2) 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護を行うこと
- (3) 国有林野の産物及び製品の生産及び処分を行うこと
- (4) 国有林野を活用すること
- (5) 国有林野、森林管理局所属の国有財産の管理及び処分を行うこと
- (6) 森林及び林業に関する知識の普及を行うこと
- (7) 民有林野の造林及び森林の経営の指導を実施すること
- (8) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行うこと
- (9) 森林治水事業を実施すること
- (10) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施すること

<管轄区域>

<広島森林管理署>

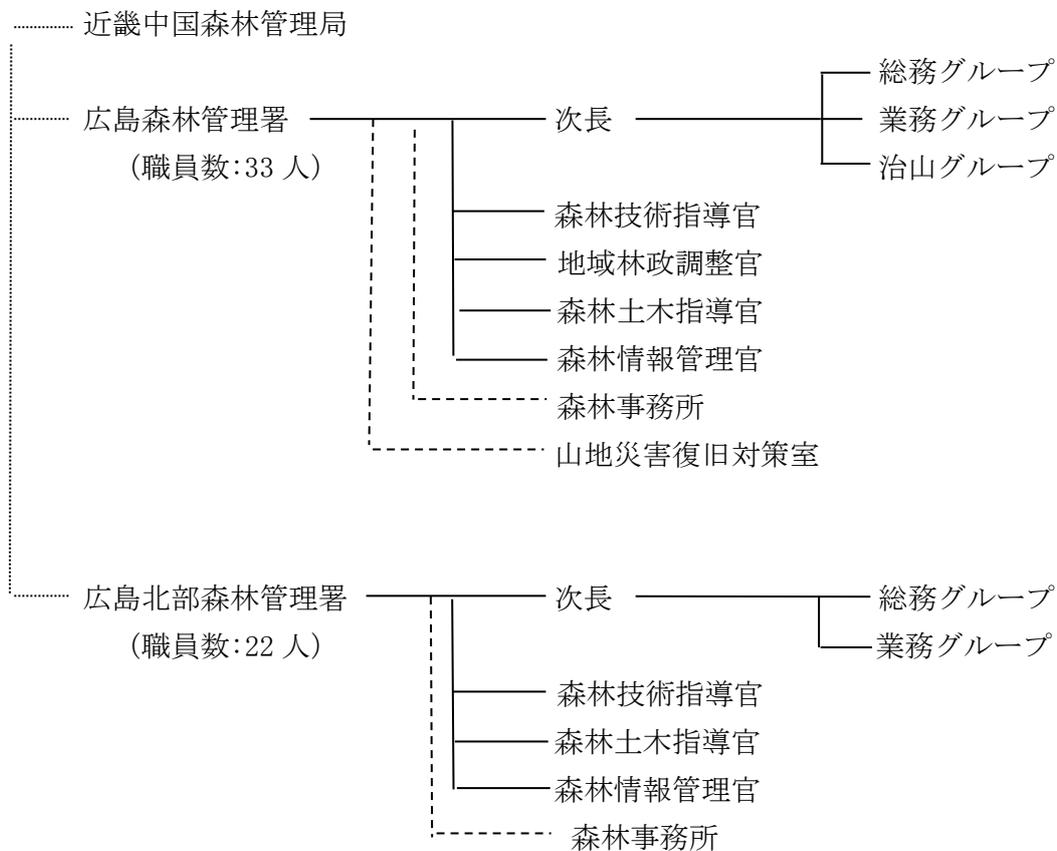
広島県（広島北部森林管理署の管轄を除く）

<広島北部森林管理署>

三次市、庄原市、安芸高田市、神石高原町

[目次へ戻る](#)

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

近畿中国森林管理局 総務企画部総務課 TEL (06) 6881-3420

<相談・案内窓口>

「緑づくり支援窓口」 (国有林、森林、林業、木材、森林レクリエーションに関する相談等)

広島森林管理署 TEL (082) 247-2201

広島北部森林管理署 TEL (0824) 62-2155

<モニター制度窓口>

「国有林モニター」 近畿中国森林管理局 総務企画部企画調整課
TEL (06) 6881-3412

[目次へ戻る](#)

経済産業省

中国経済産業局

〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館

TEL (082) 224-5615

(ホームページアドレス) <http://www.chugoku.meti.go.jp/index.html>

<設置根拠>

経済産業省設置法第 10 条、経済産業省組織令第 102 条

<所掌事務>

民間の経済活力の向上、経済・産業の振興及び外国との経済交流の促進並びに鉱物資源及びエネルギーの安定かつ効率的な供給の確保を通じ地域経済の発展と豊かな国民生活の実現を図ること

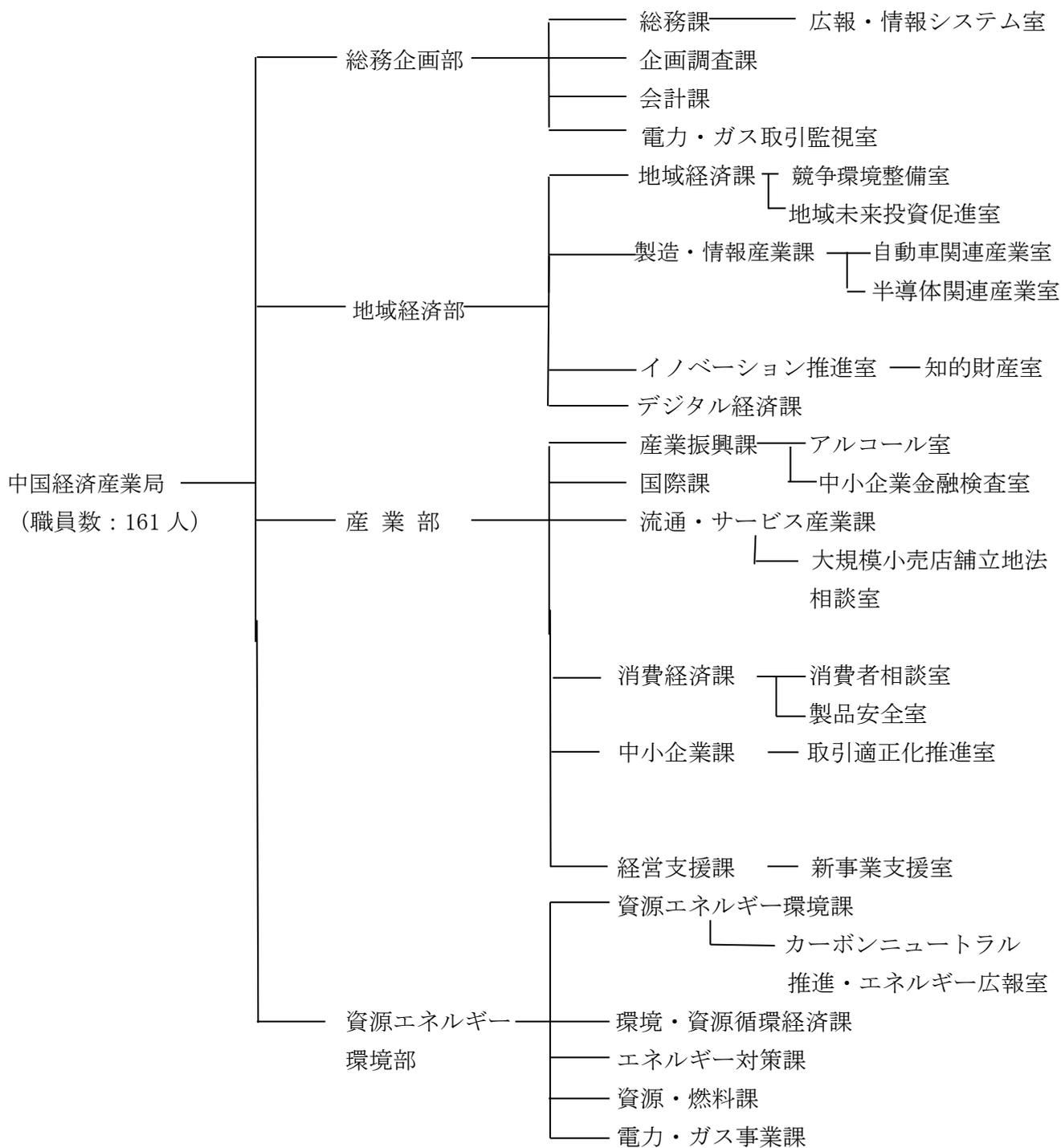
<管轄区域>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

<組織及び職員数>

次ページに記載

[目次へ戻る](#)



<情報公開・個人情報保護窓口>

総務企画部総務課情報公開窓口

TEL(082)224-5615

<相談・案内窓口>

- 特許相談、知財総合相談窓口（知的財産室） TEL(082)224-5680
- 消費者相談（消費者相談室） TEL(082)224-5673
- 中小企業電話相談ナビダイヤル TEL0570-064-350

※ その他、個別の分野ごとに相談窓口が設置されています。

中小企業課

TEL(082)224-5661

（ホームページアドレス） <http://www.chugoku.meti.go.jp/info/todokede.html>

※ リンク先からの表示がうまくいかない場合、検索サイトにて
「中国経済産業局 窓口」と入力の上、ご検索をお願いいたします。

<問い合わせ窓口に係るメールアドレス>

bzl-chugoku-mail@meti.go.jp

[目次へ戻る](#)

中国四国産業保安監督部

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館

TEL (082) 224-5753

(ホームページアドレス) <https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/>

<設置根拠>

経済産業省設置法第 9 条、経済産業省組織令第 103 条の 2

<所掌事務>

- (1) 電気工作物（発電、変電、送電、配電等）の保安に関すること等
- (2) 火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安に関すること等
- (3) 鉱山の危害防止に関すること等
- (4) 鉱山、製錬場の鉱害防止に関すること等

<管轄区域>

<全ての業務>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

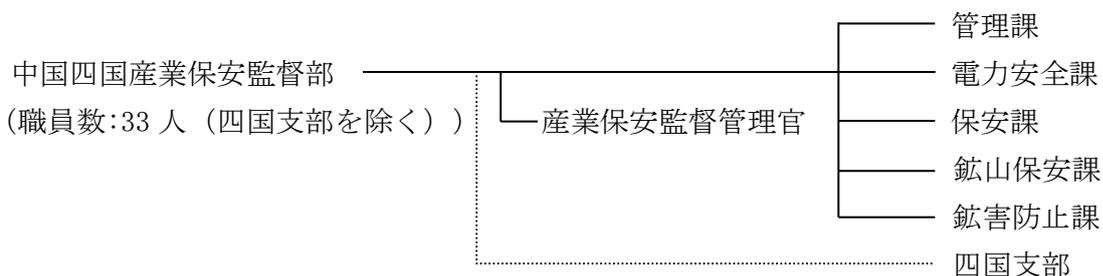
<電気の保安についてのみ>

兵庫県のうち、赤穂市(昭和 38 年 9 月 1 日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。)

香川県のうち、小豆郡、香川郡

愛媛県のうち、今治市(平成 17 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。)、越智郡

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国産業保安監督部管理課

TEL (082) 224-5753

<相談・案内窓口>

中国四国産業保安監督部管理課

TEL (082) 224-5753

[目次へ戻る](#)

中国地方整備局

〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館
TEL (082) 221-9231

(ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/>

中国地方整備局

〒730-0013 広島市中区八丁堀 2-15

(建政部)

TEL (082) 221-9231

中国地方整備局

〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15

(港湾空港部)

NTT クレド 白島ビル 13 階

TEL (082) 511-3900

(下部機関)

福山河川国道事務所

〒720-0031 福山市三吉町 4-4-13

TEL (084) 923-2620

(ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

芦田川出張所

〒720-0077 福山市南本庄 5-3-12

TEL (084) 923-8478

芦田川河口堰管理支所

〒721-0957 福山市箕島町字釣ヶ端山 367-3

TEL (084) 953-8048

三原国道維持出張所

〒723-0054 三原市頼兼 2-2-1

TEL (0848) 67-1020

三次河川国道事務所

〒728-0011 三次市十日市西 6-2-1

TEL (0824) 63-4121

(ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>

吉田流域治水出張所

〒731-0521 安芸高田市吉田町常友 1200

TEL (0826) 42-0770

灰塚ダム管理支所

〒729-4302 三次市三良坂町仁賀 1575

TEL (0824) 44-4360

三次国道出張所

〒728-0021 三次市三次町 864-2

TEL (0824) 62-3761

尾道松江自動車道出張所

〒728-0013 三次市十日市東 5-18-1

TEL (0824) 63-5281

太田川河川事務所	〒730-0013	広島市中区八丁堀 3-20 TEL (082) 221-2436 (ホームページアドレス) http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/
大芝出張所	〒733-0001	広島市西区大芝 3-1-1 TEL (082) 237-3404
可部出張所	〒731-0221	広島市安佐北区可部 2-22-7 TEL (082) 812-2216
加計出張所	〒731-3501	山県郡安芸太田町加計 886-2 TEL (0826) 22-1521
小瀬川出張所	〒741-0091	岩国市小瀬字沖原 282-6 TEL (0827) 52-2245
広島西部山系砂防事務所	〒730-0013	広島市中区八丁堀 3-20 TEL (082) 212-1010 (ホームページアドレス) http://www.cgr.mlit.go.jp/hiroshima_seibu_sabo/
広島西部砂防 廿日市出張所	〒738-0023	廿日市市下平良 1-1-5 TEL (0829) 34-4310
広島西部砂防 八木出張所	〒731-0101	広島市安佐南区八木 5-31-1 TEL (082) 830-2367
広島国道事務所	〒734-0022	広島市南区東雲 2-13-28 TEL (082) 281-4131 (ホームページアドレス) http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokokoku/
呉国道出張所	〒737-0125	呉市広本町 1-5-33 TEL (0823) 73-4798
西条維持出張所	〒739-0021	東広島市西条町助実八疋 1840 TEL (082) 423-2404
広島維持出張所	〒736-0052	安芸郡海田町南つくも町 7-32 TEL (082) 822-4191
広島維持出張所 可部分室	〒731-0223	広島市安佐北区可部南 4-30-3 TEL (082) 812-3361

土師ダム管理所 〒731-0301 安芸高田市八千代町土師 369-24
 TEL (0826) 52-2455
 (ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/haji/index.htm>

弥栄ダム管理所 〒739-0627 大竹市小方町小方 813-1
 TEL (0827) 57-3135
 (ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/yasaka/index.htm>

八田原ダム管理所 〒729-3301 世羅郡世羅町大字小谷字苦谷山 1100-1
 TEL (0847) 24-0490
 (ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/hattabara/>

温井ダム管理所 〒731-3501 山県郡安芸太田町大字加計 1956-2
 TEL (0826) 22-1501
 (ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/nukui/>

中国技術事務所 〒736-0082 広島市安芸区船越南 2-8-1
 TEL (082) 822-2340
 (ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/index.htm>

中国道路メンテナンスセンター 〒736-0082 広島市安芸区船越南 2-8-1
 TEL (082) 824-3460
 (ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/cmc/index.htm>

(港湾空港関係)

広島港湾・空港整備事務所 〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-28
 TEL (082) 254-6411
 (ホームページアドレス) <https://www.pa.cgr.mlit.go.jp/hiroshima/>

海洋環境・防災課 〒737-0823 呉市海岸 3-18-25
 TEL (0823) 23-2672

福山港・尾道系崎港出張所 〒722-0037 尾道市西御所町 14-15 第6 堀田ビル 4F
 TEL (0848) 21-0232

広島空港出張所 〒729-0416 三原市本郷町善入寺平岩 64-32
 TEL (0848) 60-8371

広島港湾空港技術調査事務所 〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-28 4F
 TEL (082) 250-1901
 (ホームページアドレス) <http://www.pa.cgr.mlit.go.jp/gicyo/>

<設置根拠>

- <地方整備局> 国土交通省設置法第 30 条、第 31 条 国土交通省組織令第 206 条
- <事務所> 国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条
- <出張所> 地方整備局組織規則第 150 条

<所掌事務>

<地方整備局>

- (1) 国土計画その他の国土利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進
- (2) 社会資本の総合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）
- (3) 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化
- (4) 不動産の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化
- (5) 都市計画、都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業、駐車場、水道、下水道、公有水面の埋立て、干拓、運河、砂防及び水防
- (6) 河川、水流、水面、海岸、道路及び港湾の整備、利用、保全その他の管理
- (7) 飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること
- (8) 官公庁施設の整備（官公庁施設の建設等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項各号に掲げるものに限り。）並びに官公庁施設に関する指導及び監督
- (9) 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと

<福山河川国道事務所>

- (1) 芦田川（八田原ダム管理所の管轄区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
- (2) 一般国道 2 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理、一般国道 317 号の修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (3) 中国横断自動車道尾道松江線の改築工事
- (4) 広島県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

<三次河川国道事務所>

- (1) 江の川上流（土師ダム管理所の管轄区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
- (2) 一般国道 54 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (3) 一般国道 183 号の改築工事

[目次へ戻る](#)

- (4) 中国横断自動車道尾道松江線の改築及び修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (5) 国営備北丘陵公園の整備及び維持その他の管理
- (6) 広島県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

<太田川河川事務所>

- (1) 太田川（温井ダム管理所の管轄区域を除く。）及び小瀬川（弥栄ダム管理所の管轄区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
- (2) 広島県広島沿岸の海岸の保全に関する調査

<広島西部山系砂防事務所>

- (1) 広島西部山系の砂防工事
- (2) 安芸南部山系の砂防工事

<広島国道事務所>

- (1) 一般国道2号、31号、54号、185号及び375号の改築及び修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (2) 広島県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

<土師ダム管理所>

- (1) 江の川土師ダムの維持及び管理
- (2) 江の川土師ダムに係る河川の管理

<弥栄ダム管理所>

- (1) 小瀬川弥栄ダムの維持及び管理
- (2) 小瀬川弥栄ダムに係る河川の管理

<八田原ダム管理所>

- (1) 芦田川八田原ダムの維持及び管理
- (2) 芦田川八田原ダムに係る河川の管理

<温井ダム管理所>

- (1) 滝山川温井ダムの維持及び管理
- (2) 滝山川温井ダムに係る河川の管理

<中国技術事務所>

- (1) 土木工事の施工技術の改善に関する調査及び試験施工（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (2) 建設機械類の改良に関する調査及び試験並びに試作及び修理
- (3) 土木工事用材料及び水質等の調査及び試験（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (4) 土木技術に関する情報の収集及び管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (5) 建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案並びに中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (6) 公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整
- (7) 地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調整、指導及び監督（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）

<中国道路メンテナンスセンター>

- (1) 直轄国道等の修繕工事、維持その他の管理（高度な技術を要するものに限る。）
- (2) 土木工事の施工技術の改善のうち、道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調査及び試験施工
- (3) 土木工事用材料のうち、道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調査及び試験
- (4) 土木技術のうち、道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての情報の収集及び管理
- (5) 道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）
- (6) 地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に関するトンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物に係る特定事項についての調整、指導及び監督

<広島港湾・空港整備事務所>

- (1) 港湾の整備、利用、保全及び管理
- (2) 航路の整備、保全及び管理
- (3) 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務
- (4) 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理
- (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する業務
- (6) 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港その他の飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧

[目次へ戻る](#)

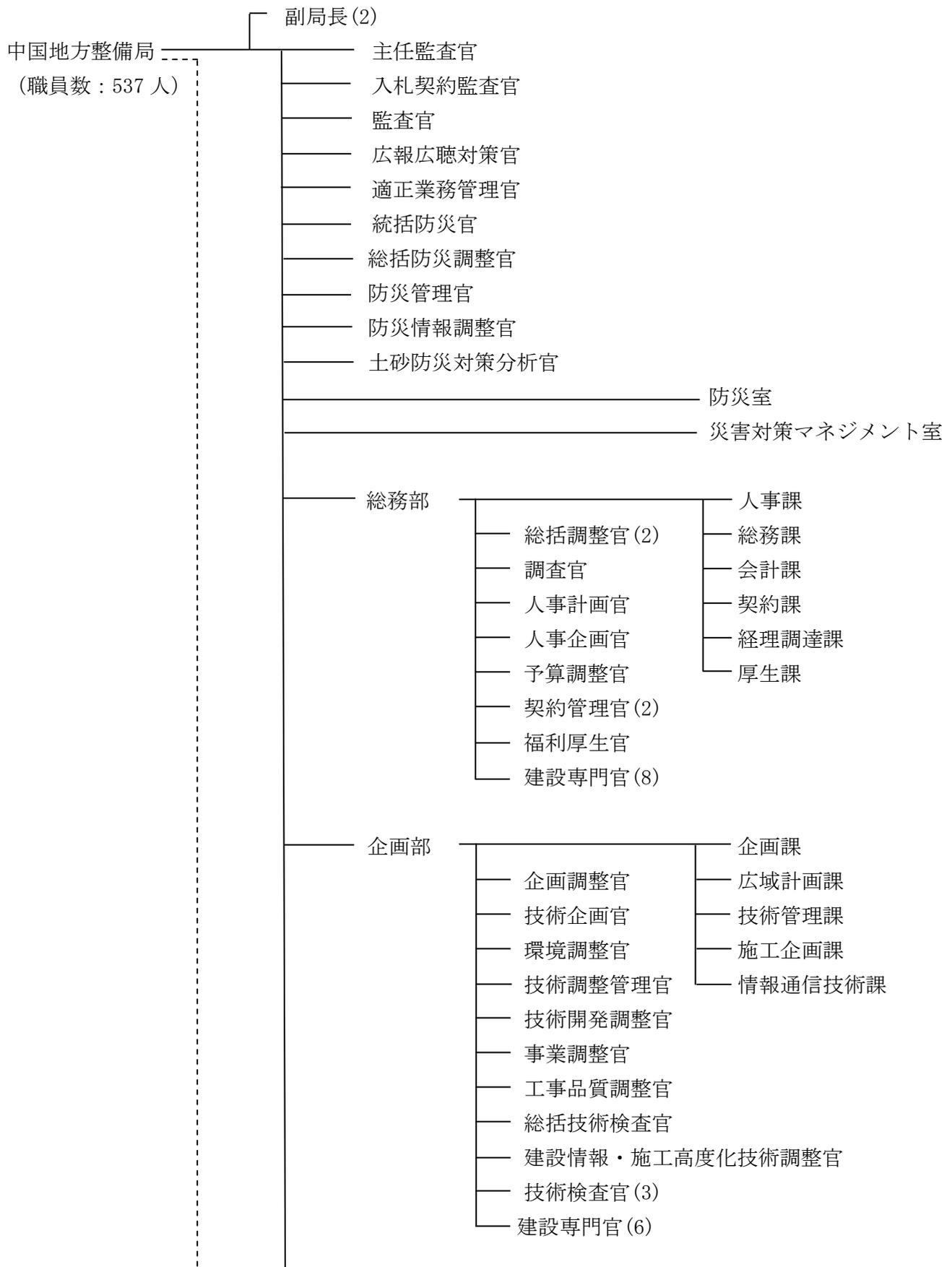
<広島港湾空港技術調査事務所>

- (1) 港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という）の整備及び保全に関する工事の設計
- (2) 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という）に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する設計
- (3) 港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務並びに空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する工事（以下「港湾事務所等の行う工事等」という）の用に供する船舶及び機器の整備
- (4) 港湾事務所等の行う工事等に関する試験、研究及び技術の開発並びに技術の指導及び成果の普及

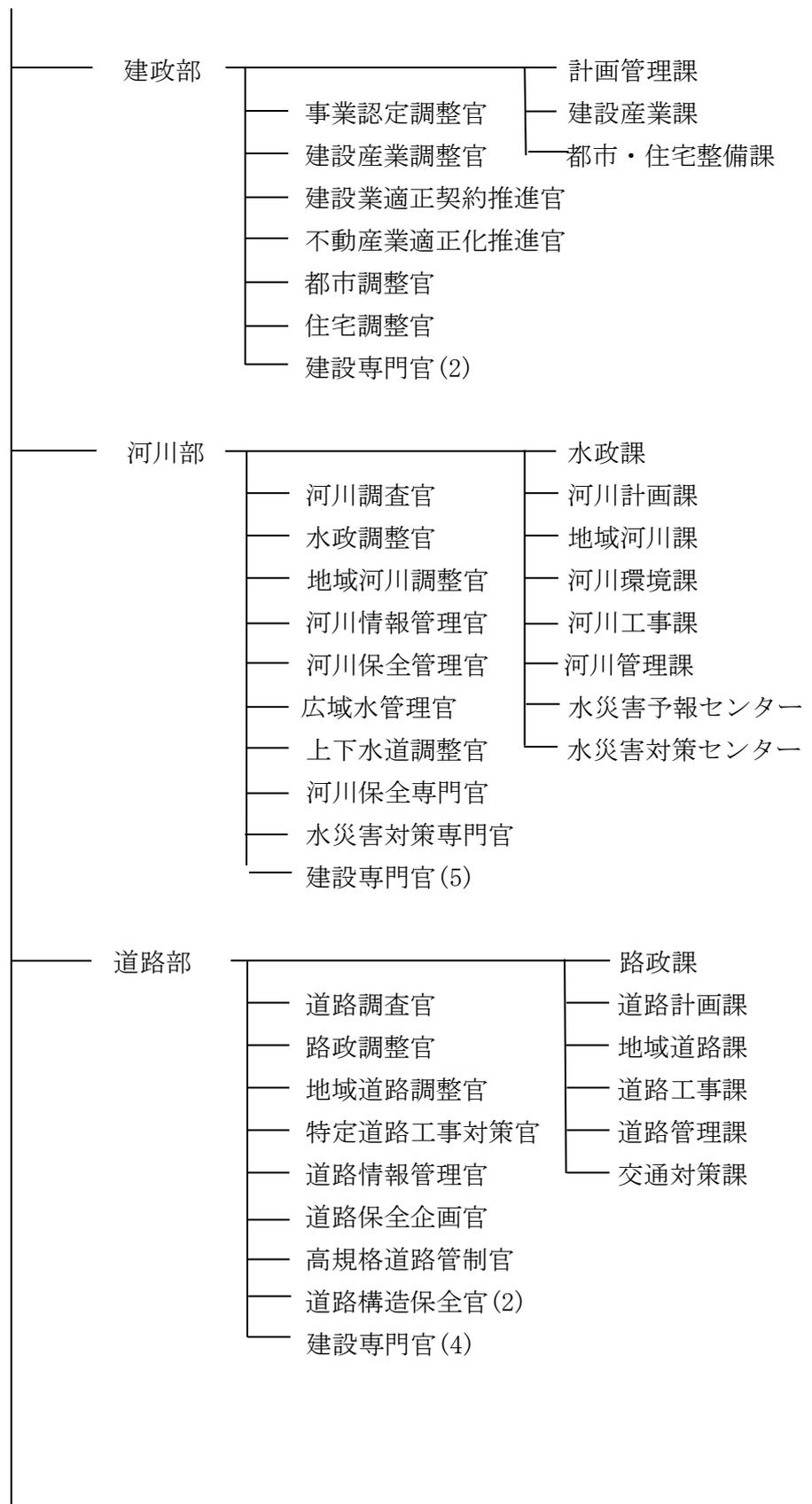
<管轄区域>

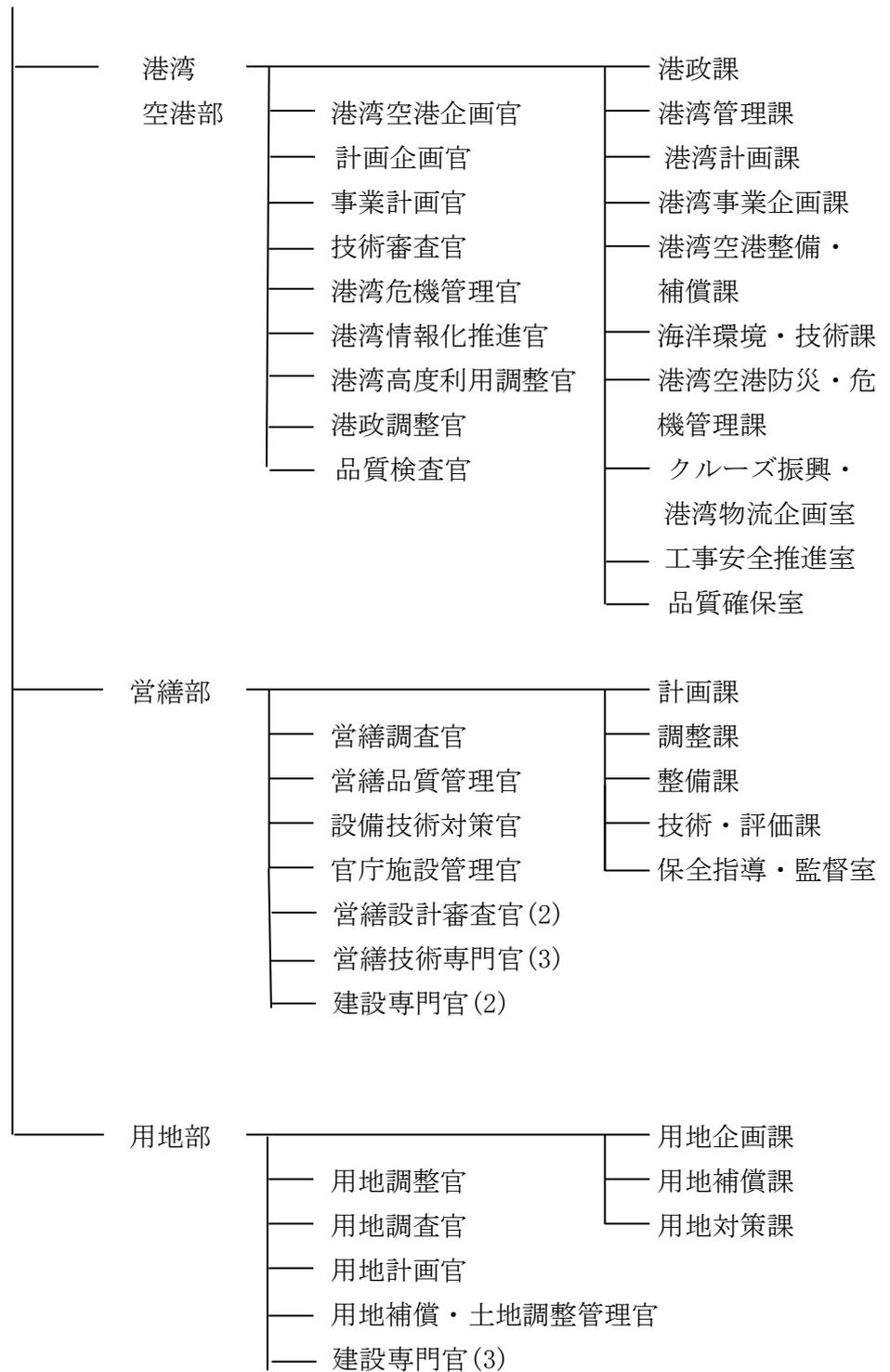
広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

<組織及び職員数>

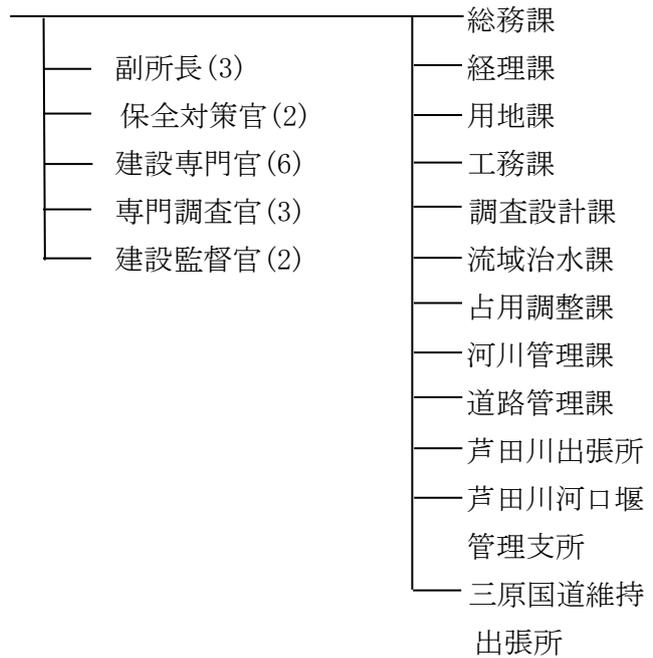


[目次へ戻る](#)

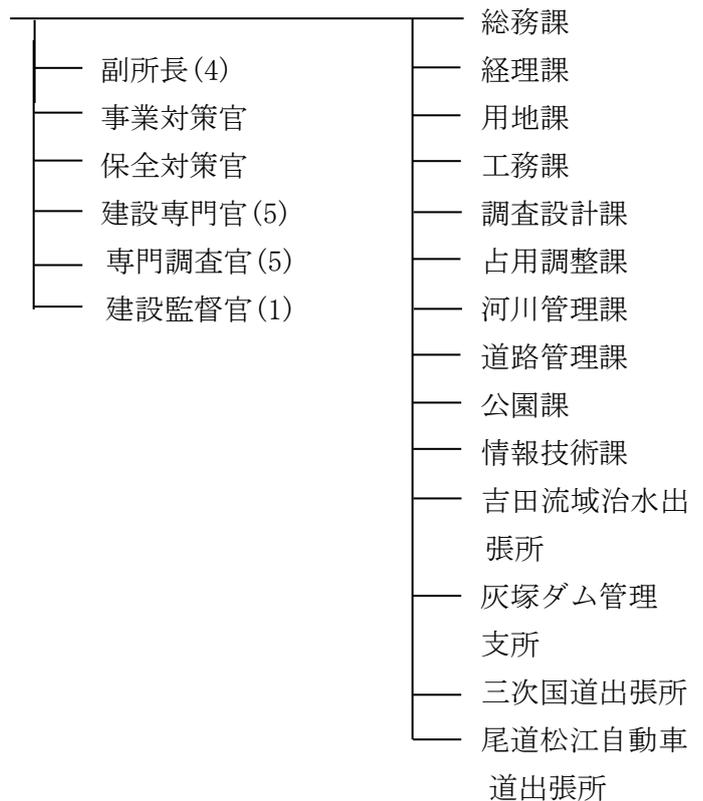




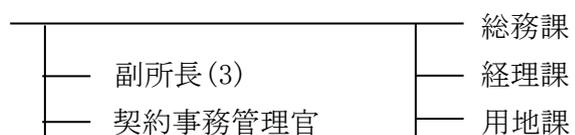
福山河川国道事務所
(職員数：78人)



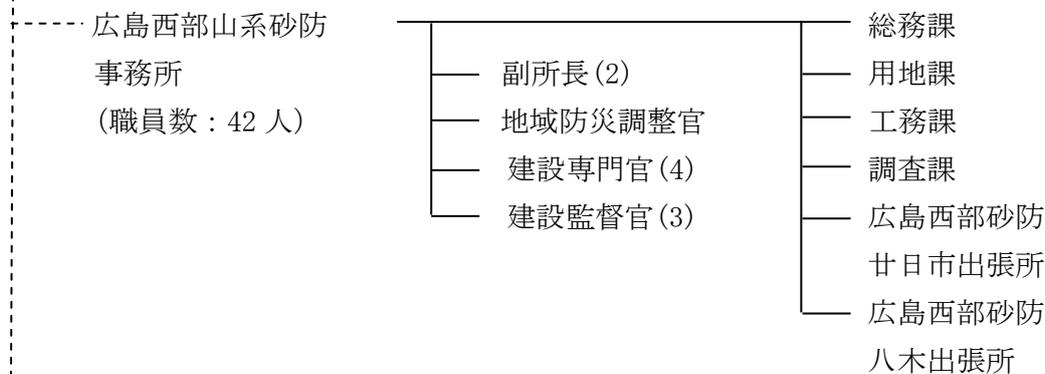
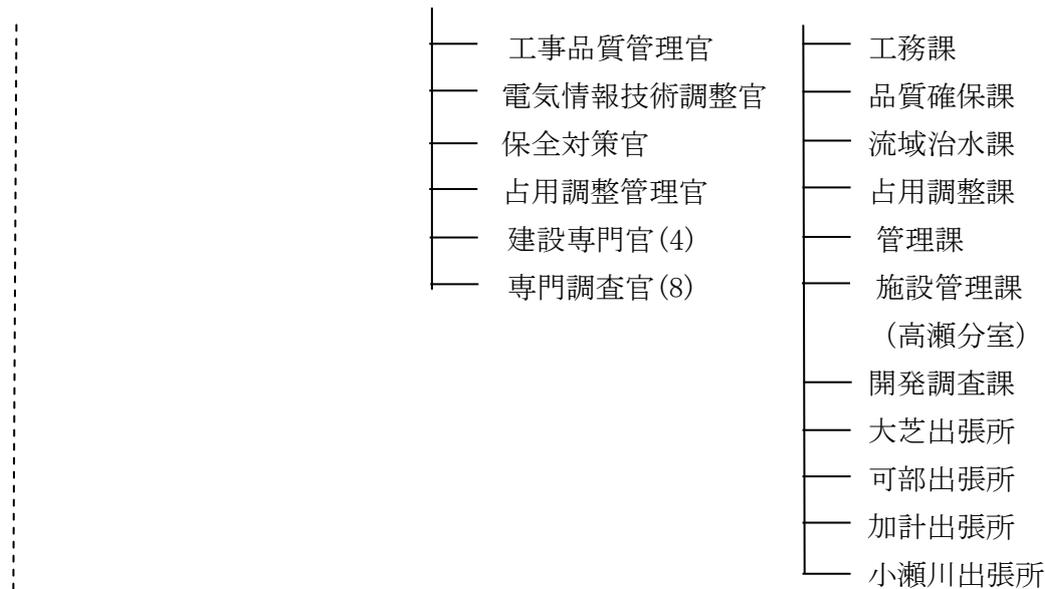
三次河川国道事務所
(職員数：71人)



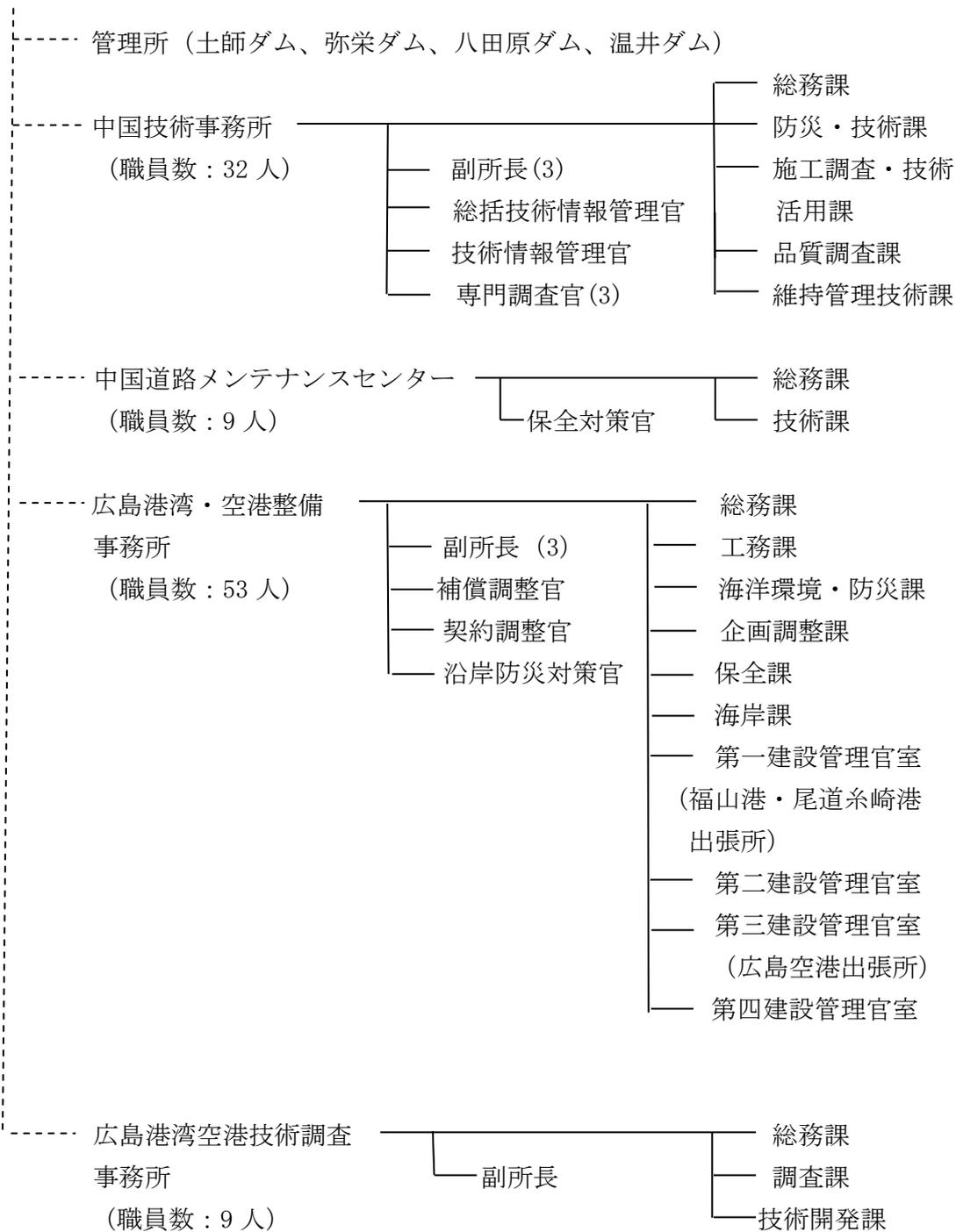
太田川河川事務所
(職員数：88人)



[目次へ戻る](#)



[目次へ戻る](#)



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国地方整備局総務部総務課

TEL(082)221-9231

中国地方整備局港湾空港部港政課
(港湾空港関係)

TEL(082)511-3900

<相談・案内窓口>

- 整備局に関するご質問・ご意見

(ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/iken/index.html>

- 「道の相談室」 (道路全般に関すること) TEL(082)222-6274

(ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/soudan/index.htm>

- 「標識BOX」 (道路標識に関すること)

(ホームページアドレス) http://www.cgr.mlit.go.jp/iken/hyoushiki_box/box.htm

- 「海とみなとの相談窓口」 TEL 0120-497-370

- 「公共建築相談窓口」 TEL(082)221-9231

(官庁営繕に関する相談窓口)

(ホームページアドレス)

<http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/eizen/main/kokyo.html>

- 「駆け込みホットライン」 TEL 0570-018-240

(建設業法違反通報窓口)

- 「障害者差別解消相談窓口」 TEL(082)221-9231

中国運輸局

〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館

TEL (082) 228-3434

(ホームページアドレス) <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/>

(下部機関)

広島運輸支局	〒733-0036	広島市西区観音新町 4-13-13-2 TEL (082) 233-9166
福山自動車検査 登録事務所	〒729-0115	福山市南今津町 44 TEL (084) 934-1334
尾道海事事務所	〒722-0002	尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎 TEL (0848) 23-5235
因島海事事務所	〒722-2323	尾道市因島土生町 1899-35 TEL (0845) 22-2298
呉海事事務所	〒737-0029	呉市宝町 9-25 呉港湾合同庁舎 TEL (0823) 22-2520

<設置根拠>

地方運輸局	国土交通省設置法第 30 条、第 35 条、国土交通省組織令第 212 条
運輸支局	国土交通省設置法第 37 条、国土交通省組織令第 216 条
自動車検査登録事務所	国土交通省設置法第 37 条、地方運輸局組織規則第 149 条
海事事務所	国土交通省設置法第 37 条、地方運輸局組織規則第 150 条

<所掌事務>

- (1) 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること
- (2) 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 15 号の 2 に規定する海洋汚染等をいう。第 99 号において同じ。）及び海上災害の防止に関すること（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）
- (3) 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること
- (4) 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること
- (5) 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること
- (6) 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること

[目次へ戻る](#)

- (7) 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する
こと
- (8) 通訳案内士、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総
合特別区域通訳案内士に関すること
- (9) ホテル及び旅館の登録に関すること
- (10) 自動車車庫に関すること
- (11) 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関するこ
と
- (12) 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること
- (13) 鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関すること
- (14) 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故
に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に
属するものを除く。）
- (15) 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及
び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及
び調整に関すること
- (16) 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること
- (17) 自動車ターミナルに関すること
- (18) 自動車の登録及び自動車抵当に関すること
- (19) 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路
運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること
- (20) 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること
- (21) 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれら
の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること
- (22) 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、
改善及び調整に関すること
- (23) 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること
- (24) 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること
- (25) 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること
- (26) 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること
- (27) タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による
汚染損害の補償のための国際基金に関すること
- (28) 海事思想の普及及び宣伝に関すること
- (29) 船舶のトン数の測度及び登録に関すること
- (30) 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する
こと
- (31) 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること

[目次へ戻る](#)

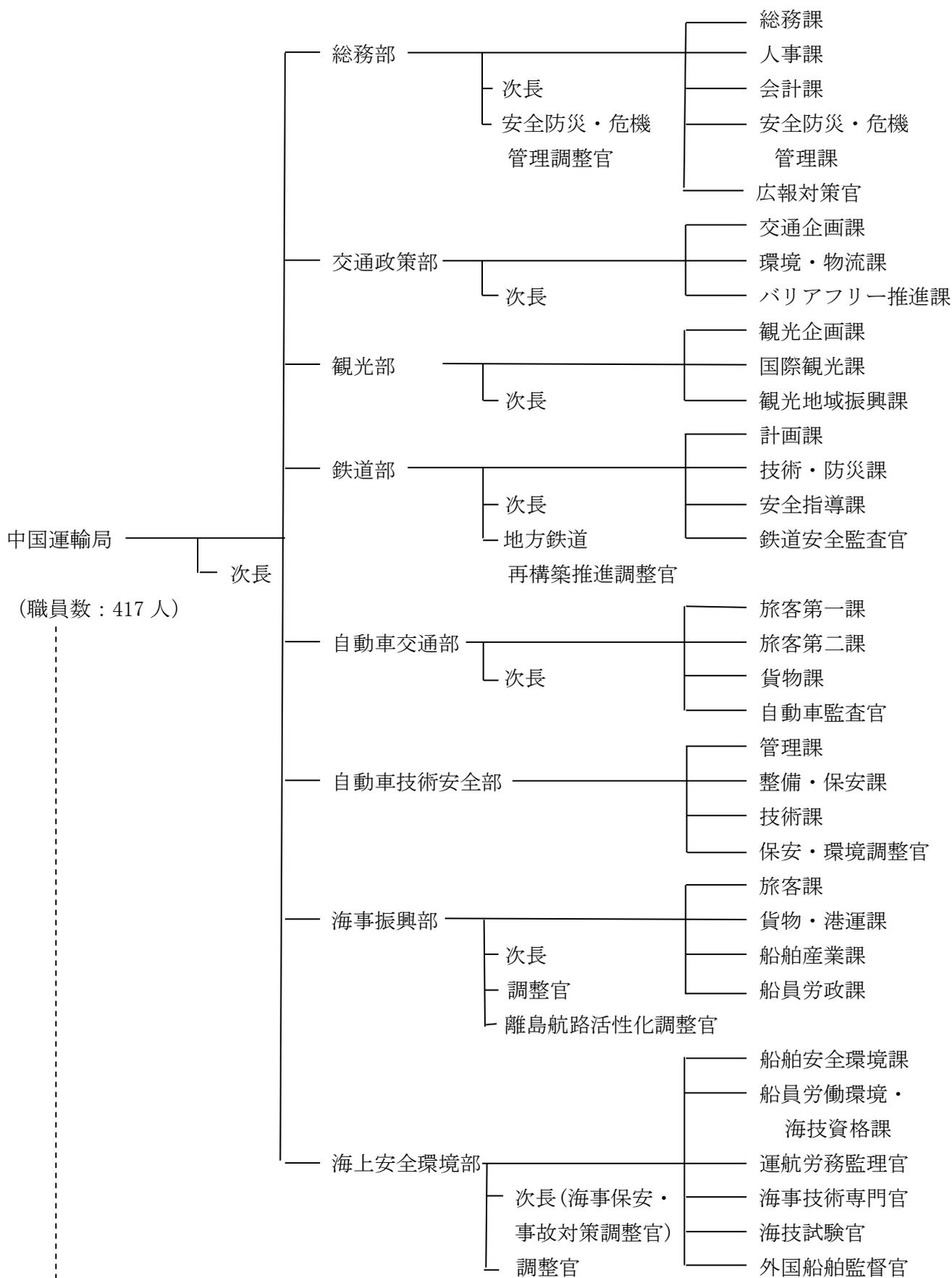
- (32) 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること
- (33) モーターボート競走に関すること
- (34) 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること
- (35) 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること
- (36) 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること
- (37) 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること
- (38) 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和 48 年法律第 113 号）第 5 条第 5 号及び第 6 号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）
- (39) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること
- (40) 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること
- (41) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

<管轄区域>

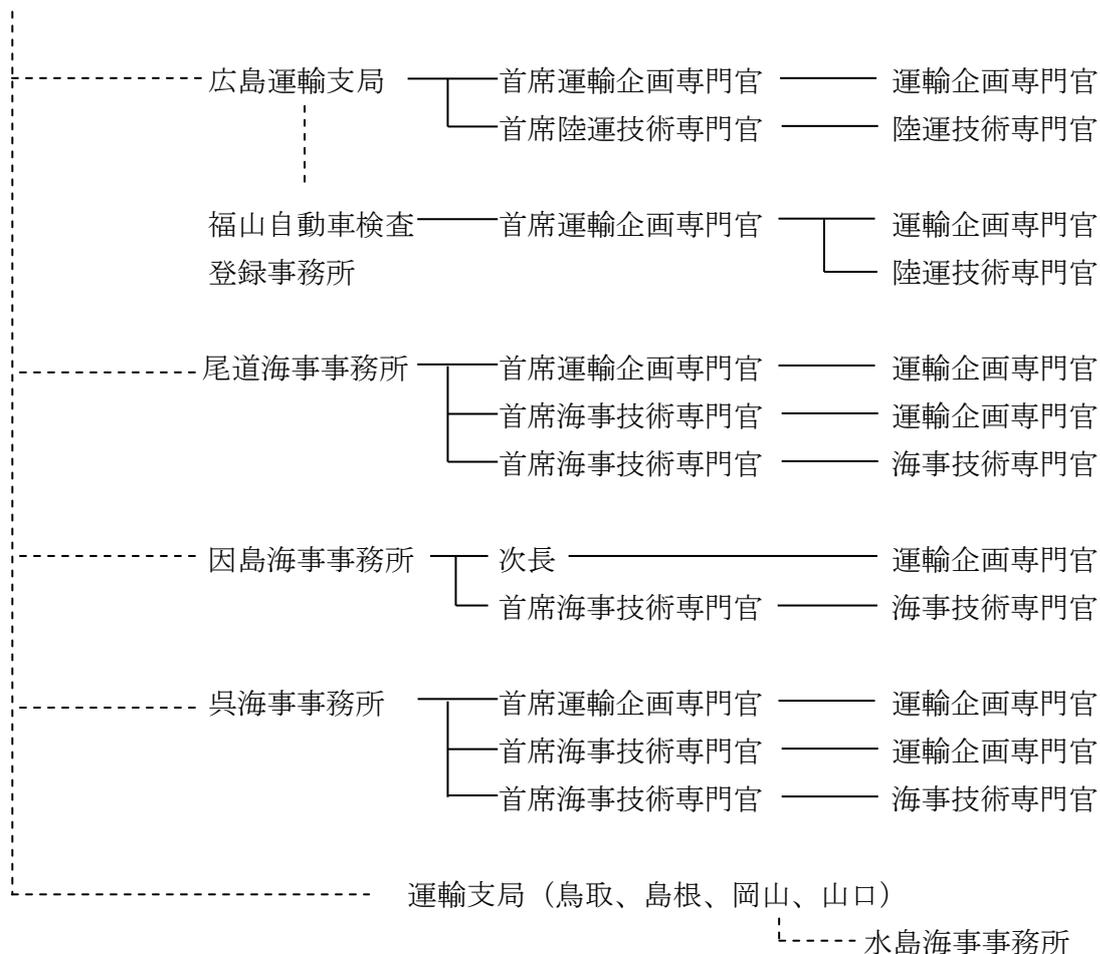
- <中国運輸局> 広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県（九州運輸局の管轄に属するものを除く。）
- <広島運輸支局> 広島県（福山自動車検査登録事務所の管轄に属するものを除く。）
- | | | | |
|---|--------------|---|--|
| { | 福山自動車検査登録事務所 | } | 広島県のうち竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、豊田郡、世羅郡及び神石郡 |
|---|--------------|---|--|
- <尾道海事事務所> 広島県のうち竹原市、三原市、尾道市（平成 18 年 1 月 9 日における旧因島市及び旧豊田郡瀬戸田町の区域を除く。）、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、豊田郡、世羅郡及び神石郡
- <因島海事事務所> 広島県のうち尾道市（平成 18 年 1 月 9 日における旧因島市及び旧豊田郡瀬戸田町の区域に限る。）
- <呉海事事務所> 広島県のうち、呉市

[目次へ戻る](#)

<組織及び職員数>



[目次へ戻る](#)



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国運輸局総務部総務課

TEL (082) 228-3434

<相談・案内窓口>

- ご意見箱

(ホームページアドレス) <http://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/txt/enquete.html>

- 交通消費者行政相談窓口 TEL (082) 228-3499

※ その他、各支局、事務所においても電話にて受付

- 観光なんでも相談窓口 TEL (082) 228-8703

- 自動車不具合情報ホットライン TEL 0120-744-960、(03) 3580-4434

(ホームページアドレス) <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

- 車の登録に関する問い合わせ・ヘルプデスク

広島ナンバー TEL 050-5540-2068

福山ナンバー TEL 050-5540-2069

[目次へ戻る](#)

<電子申請制度窓口>

国土交通省オンライン申請システム

(ホームページアドレス)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス)

<https://www.monitor.mlit.go.jp/>

(大阪航空局)

広島空港事務所

〒729-0416 三原市本郷町善入寺 64-34

TEL (0848) 86-8650

(大阪航空局ホームページアドレス) <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab>

<設置根拠>

国土交通省設置法第 39 条第 1 項、地方航空局組織規則第 35 条、第 36 条（別表第 1）

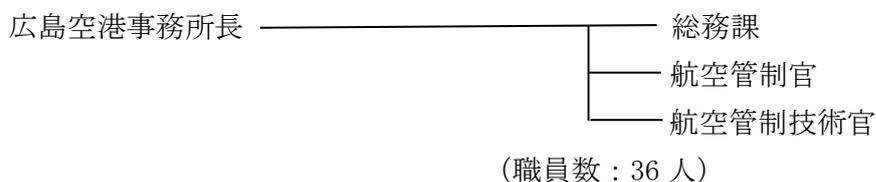
<所掌事務>

庁舎及び航空保安無線施設等の工事、運用、保守に関すること

<管轄区域>

広島県

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

大阪航空局総務部総務課

TEL (06) 6937-2700

<相談・案内窓口>

広島空港事務所総務課

TEL (0848) 86-8650

<電子申請制度窓口>

国土交通省オンライン申請システム

(ホームページアドレス)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス)

<https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

国土地理院中国地方測量部

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館

TEL (082) 221-9743

(ホームページアドレス) <https://www.gsi.go.jp/chugoku/index.html>

<設置根拠>

国土交通省設置法第 27 条及び第 28 条、国土地理院組織規則第 83 条

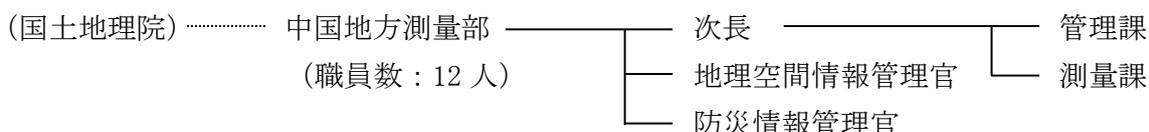
<所掌事務>

- (1) 各種測量の基礎となる基準点の整備及び測量標の維持管理
- (2) 電子国土基本図（地図情報）の整備・更新
- (3) 基本情報の調査・収集
- (4) 基本測量、公共測量の測量成果及び測量記録の閲覧・交付に関する事務
- (5) 地図・空中写真等の基本測量成果の複製及び使用の承認に関する事務
- (6) 公共測量に関する技術的助言、指導及び測量成果の審査
- (7) 基盤地図情報の整備・更新・提供
- (8) 地理空間情報の活用推進（産学官との協力・連携）
- (9) 防災等に関する情報の収集、管理及び提供

<管轄区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

国土地理院総務部広報広聴室

TEL (029) 864-1111 (内線 2653)

<相談・案内窓口>

- インターネットによるお問い合わせ

(ホームページアドレス) <https://www.gsi.go.jp/contactTop.html>

- 電話でのお問い合わせ

中国地方測量部管理課

TEL (082) 221-9743

[目次へ戻る](#)

<電子申請制度窓口>

国土交通省オンライン申請システム

(ホームページアドレス)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス)

<https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

広島地方海難審判所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎

TEL (082) 251-4604

(海難審判所ホームページアドレス) <http://www.mlit.go.jp/jmat/index.htm>

<設置根拠>

海難審判法第 11 条、海難審判所組織規則第 7 条

<所掌事務>

海難事件の調査及び審判（重大な海難を除く。）

<管轄区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県（下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域に限る。）、香川県、愛媛県及びこれらの接する領海並びに国外水域の一部

<組織>



<情報公開・個人情報保護窓口>

海難審判所 総務課総務係

TEL (03) 6893-2400

<相談・案内窓口>

○ 広島地方海難審判所

TEL (082) 251-4604

○ ご意見・ご要望

(海難審判所メールアドレス) hqt-jmat@gxb.mlit.go.jp

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス) <https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

[気象庁]

(大阪管区気象台)

広島地方気象台

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館

TEL (082) 223-3950

(ホームページアドレス) <https://www.data.ima.go.jp/hiroshima/>

<設置根拠>

国土交通省設置法第 50 条第 1 項、気象庁組織規則第 119 条第 1 項

<所掌事務>

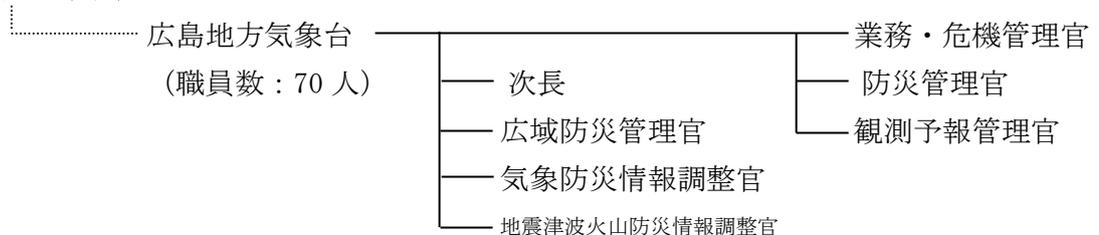
気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報、観測及びその成果の収集・発表、統計並びに気象通信等に関する管区気象台の所掌事務を分掌する。

<管轄区域>

広島県

<組織及び職員数>

(大阪管区気象台)



<情報公開・個人情報保護窓口>

大阪管区気象台総務部総務課

TEL (06) 6949-6300

<相談・案内窓口>

(気象証明・鑑定)

広島地方気象台 防災管理官室

TEL (082) 223-3953

[目次へ戻る](#)

<電子申請制度窓口>

e-Gov電子申請システム（電子政府の総合窓口）

（ホームページアドレス） <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

（ホームページアドレス） <https://www.monitor.mlit.go.jp/>

(運輸安全委員会)

運輸安全委員会事務局 広島事務所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎4階

TEL (082) 251-4603

(運輸安全委員会ホームページアドレス) <http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>

<設置根拠>

運輸安全委員会設置法第3条

<所掌事務>

運輸安全委員会の所掌事務（運輸安全委員会設置法第5条）

- (1) 航空事故等の原因を究明するための調査を行うこと
- (2) 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと
- (3) 鉄道事故等の原因を究明するための調査を行うこと
- (4) 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと
- (5) 船舶事故等の原因を究明するための調査を行うこと
- (6) 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行うこと
- (7) 前各号の調査の結果に基づき、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について国土交通大臣又は原因関係者に対し勧告すること
- (8) 航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策について国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること
- (9) 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

首席地方事故調査官の職務（国土交通省組織令第243条の8）

- (1) 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交通省令で定める重大な船舶事故等以外の船舶事故等であってその置かれた第243条の2第2項に規定する区域において発生したものの原因を究明するための調査に関すること
- (2) 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交通省令で定める重大な船舶事故以外の船舶事故であってその置かれた第243条の2第2項に規定する区域において発生したものに伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること
- (3) 事故発生後の初期の段階における事故等調査に関すること

※ 広島事務所においては、首席地方事故調査官の職務に係る業務を実施

[目次へ戻る](#)

<管轄区域>

運輸安全委員会事務局組織規則別表第3項に定める区域

(※ 既出の「第243条の2第2項に規定する区域」)

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域に限る。）、香川県、愛媛県及びこれらの接する領海並びに国外水域の一部)

<組織>



<情報公開・個人情報保護窓口>

運輸安全委員会事務局総務課広報室 TEL(03)5367-5027

<相談・案内窓口>

運輸安全委員会事務局広島事務所 TEL(082)251-4603

<モニター制度窓口>

国土交通行政モニター

(ホームページアドレス) <https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

[海上保安庁]

第六管区海上保安本部

〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎

TEL (082) 251-5111

(ホームページアドレス) <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/>

(下部機関)

広島海上保安部 〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎

TEL (082) 253-3111

(ホームページアドレス) <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/hiroshima/>

呉海上保安部 〒737-0029 呉市宝町 9-25 呉港湾合同庁舎

TEL (0823) 21-0123

(ホームページアドレス) <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/kure/>

木江分室 〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 5067-9

TEL (0846) 62-0807

尾道海上保安部 〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎

TEL (0848) 22-2108

(ホームページアドレス) <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/onomichi/>

福山海上保安署 〒721-0962 福山市東手城町 2-18-3

TEL (084) 943-5950

広島航空基地 〒729-0416 三原市本郷町善入寺甲 94-22

TEL (0848) 86-9191

<設置根拠>

<管区海上保安本部>

海上保安庁法第 12 条

<海上保安部>

海上保安庁法第 13 条、

海上保安庁組織規則第 118 条、第 119 条第 2 項

<海上保安署>

海上保安庁法第 13 条、

海上保安庁組織規則第 118 条、第 119 条第 4 項

<航空基地>

海上保安庁法第 13 条、

海上保安庁組織規則第 118 条、第 119 条第 6 項

[目次へ戻る](#)

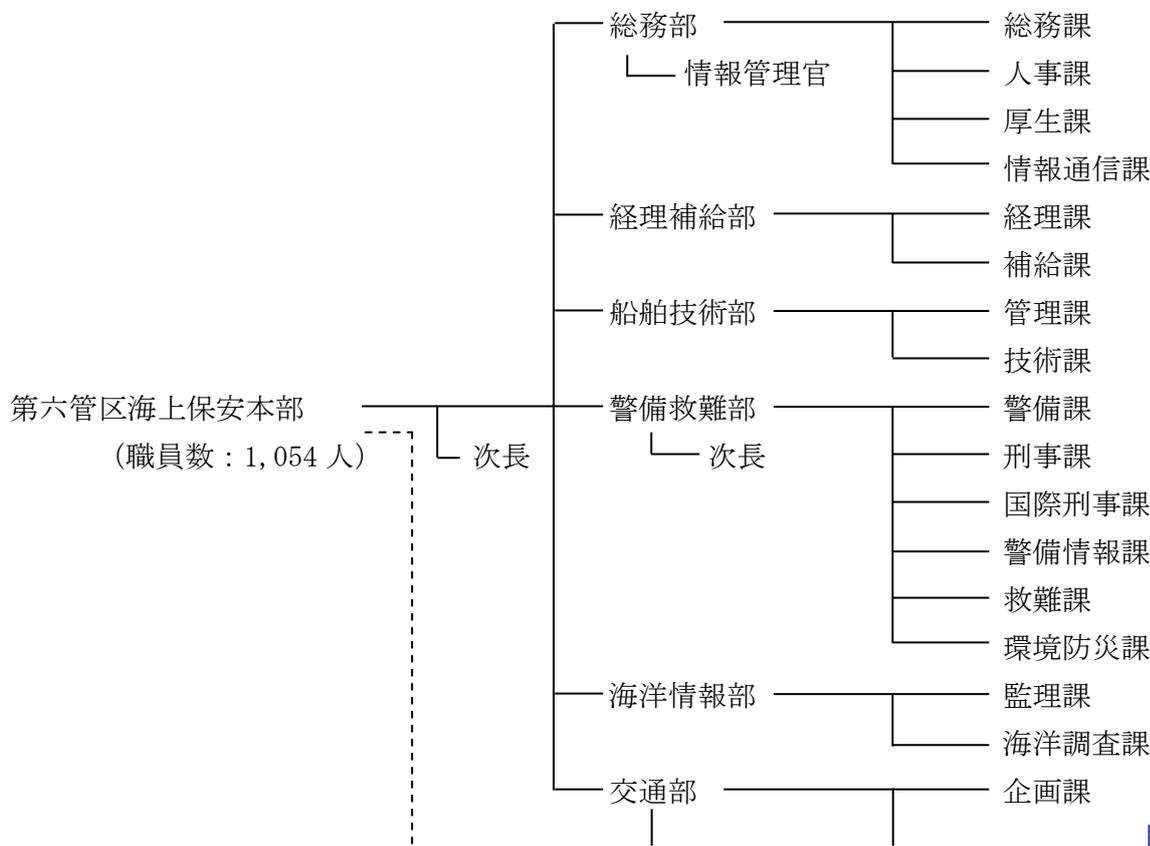
<所掌事務>

法令の海上における励行、海難救助、海洋の汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務

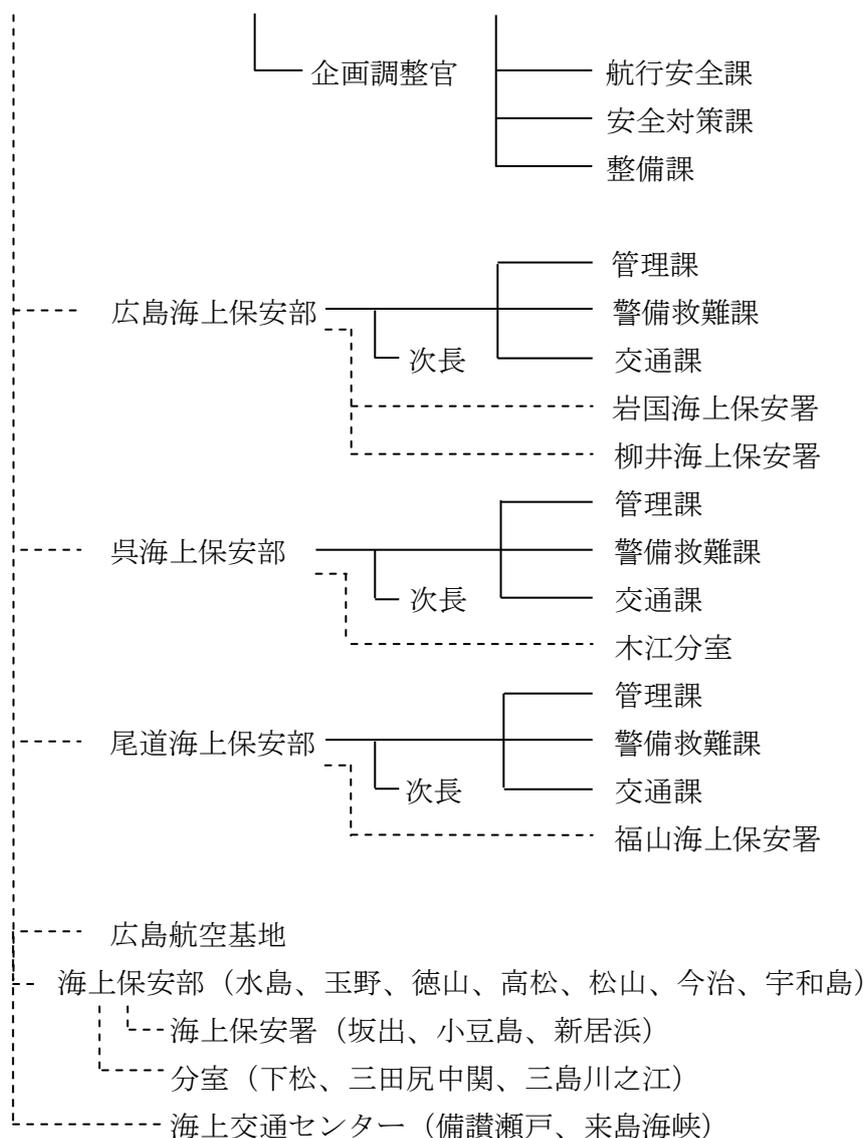
<管轄区域>

- <管区海上保安本部> 岡山県、広島県、山口県（下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市、山陽小野田市及び阿武郡を除く。）、香川県及び愛媛県の区域並びにその沿岸水域
- <広島海上保安部> 広島県のうち広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、安芸郡及び山県郡、山口県のうち岩国市、柳井市、大島郡及び玖珂郡
- <呉海上保安部> 広島県（広島海上保安部及び尾道海上保安部の管轄区域を除く。）
- <尾道海上保安部> 広島県のうち三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、世羅郡及び神石郡
- <海上保安署、分室> 各所属海上保安部の区域の一部
- <航空基地> 第六管区海上保安本部の担任水域並びに大分海上保安部の担任水域及びその外方に接続する水域

<組織及び職員数>



[目次へ戻る](#)



<情報公開・個人情報保護窓口>

第六管区海上保安本部

TEL(082)251-5111(内線 2115)

総務部総務課

<相談・案内窓口>

総務部総務課広報・地域連携室

TEL(082)251-5111

(ホームページアドレス)

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/introduction/access/index.html>

※ その他、各保安部等においても電話にて受付

[目次へ戻る](#)

<電子申請制度窓口>

Sea-NACCS（入出港届、危険物荷役許可申請などの入出港に関する手続）

（ホームページアドレス）

https://www.kaiho.mlit.go.jp/syukai/soshiki/toudai/navigation-safety/Sea_NACCS.htm

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

（ホームページアドレス） <https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

海上保安大学校

〒737-8512 呉市若葉町 5-1

TEL (0823) 21-4961

(ホームページアドレス) <https://www.jcga.ac.jp/>

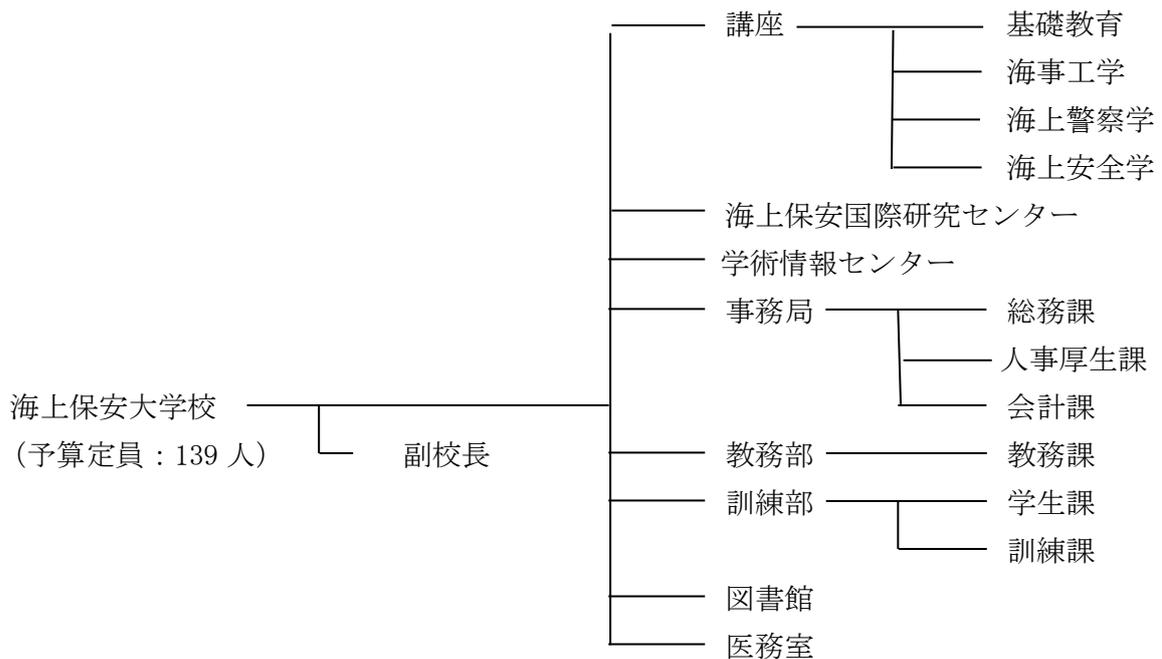
<設置根拠>

海上保安庁法第 33 条の 2、
海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令第 2 条

<所掌事務>

将来の海上保安庁の幹部となる職員として採用された学生に対し、必要な学術及び技能を教授

<組織及び職員数>



<情報開示請求窓口>

事務局総務課

TEL (0823) 21-4961 (内線 203)

<相談・案内窓口>

事務局総務課

TEL (0823) 21-4961

(ホームページアドレス) <https://www.jcga.ac.jp/cgi-bin/iken/contact2.cgi>

[目次へ戻る](#)

環境省

[中国四国地方環境事務所]

広島事務所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 1F

TEL (082) 511-0006

自然環境に関する問い合わせ TEL (082) 223-7450

(中国四国地方環境事務所ホームページアドレス) <http://chushikoku.env.go.jp/>

<設置根拠>

地方環境事務所組織規則第 62 条、地方環境事務所組織細則第 6 条

<所掌事務及び管轄区域>

中国四国地方環境事務所の所掌事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 資源循環課及び環境対策課の所掌事務のうち、島根県、広島県及び山口県の区域に係るものの一部
- (2) 瀬戸内海国立公園に関すること（広島県及び山口県の区域に係るものに限る。）

<組織及び職員数>

(中国四国地方環境事務所) …………… 広島事務所 (職員数: 5 人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国地方環境事務所 総務課 TEL (086) 223-1577

<相談・案内窓口>

中国四国地方環境事務所 総務課 TEL (086) 223-1577

(ホームページアドレス) <https://chushikoku.env.go.jp/opinion.html>

<電子申請制度窓口>

申請・届出等手続案内

(ホームページアドレス) <http://www.env.go.jp/shinsei/index.html>

[目次へ戻る](#)

防 衛 省

中国四国防衛局

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館

TEL (082) 223-8284

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/rdb/chushi/>

<設置根拠>

防衛省設置法第 31 条

<所掌事務>

自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得・管理、防衛施設の設置・運用に伴って生じる障害の防止・軽減、自衛隊又は駐留軍の行為による被害又は損害の補償、建設工事の実施等、並びに防衛政策全般についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するための連絡調整業務

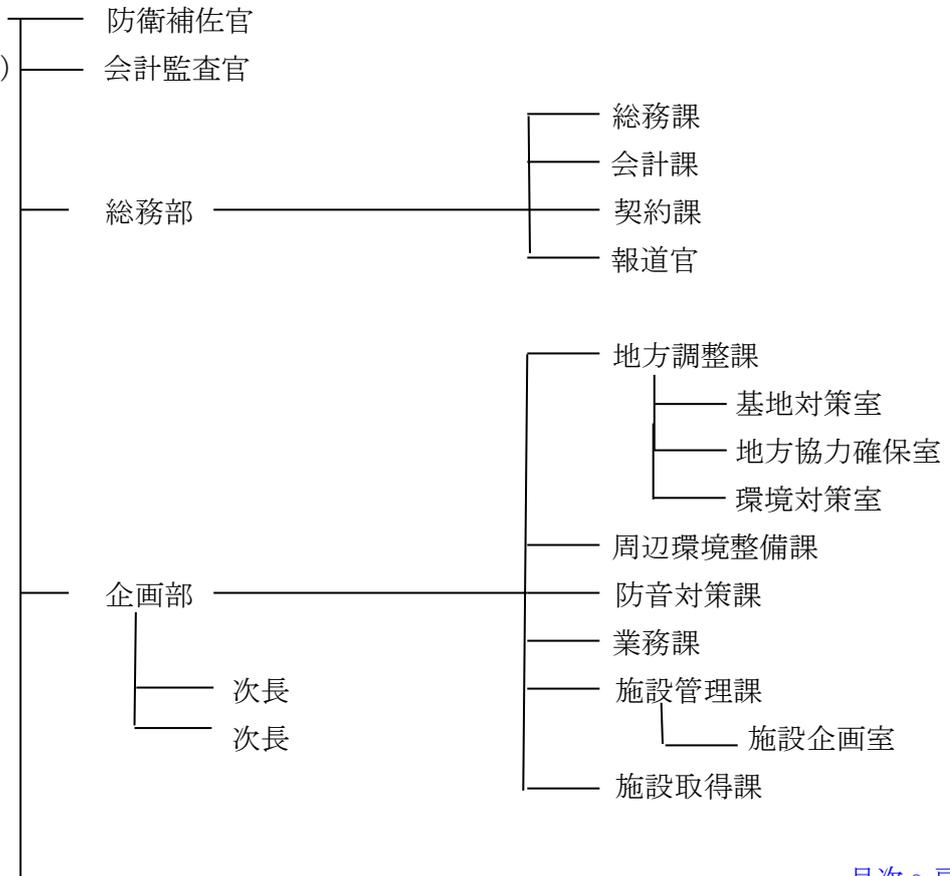
<管轄区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

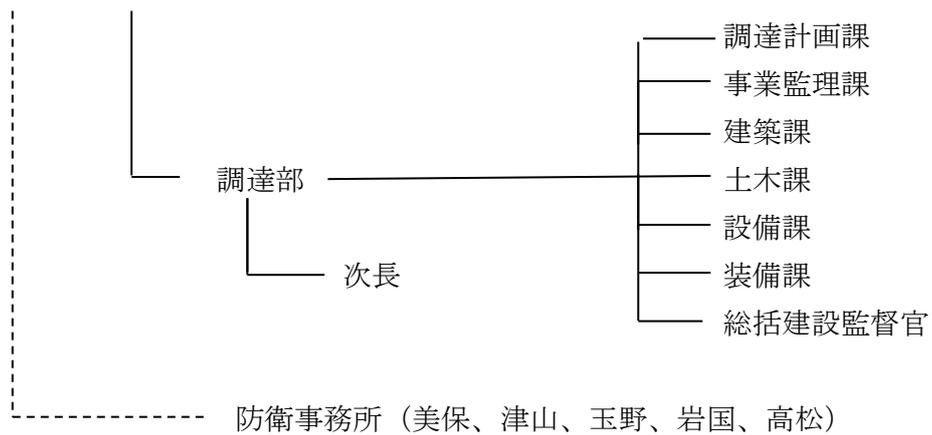
<組織及び職員数>

中国四国防衛局

(職員数：219 人)



[目次へ戻る](#)



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国防衛局総務部

情報公開・文書閲覧

TEL (082) 223-8284

行政相談窓口

TEL (082) 223-7109

<相談・案内窓口>

中国四国防衛局総務部

TEL (082) 223-8284

<モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

TEL (03) 5366-3111 (内線 22534)

(ホームページアドレス)

<https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

(中部方面隊)

陸上自衛隊第13旅団司令部

〒736-8502 安芸郡海田町寿町 2-1 (海田市駐屯地)

TEL (082) 822-3101

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/13b/>

第46普通科連隊	同	上
第13後方支援隊	同	上
第13施設隊	同	上
第13通信隊	同	上
第13特殊武器防護隊	同	上
第13旅団司令部付隊	同	上
第13音楽隊	同	上

中部方面混成団

第47普通科連隊	同	上
----------	---	---

<設置根拠>

防衛省設置法第27条、自衛隊法第10条

自衛隊法施行令第6条、第7条、第12条の2

<所掌事務>

国の防衛に関すること

<担当区域>

広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県

<組織>

第13旅団

第13旅団司令部 (海田市駐屯地)

第8普通科連隊 (米子駐屯地)

第17普通科連隊 (山口駐屯地)

第46普通科連隊 (海田市駐屯地)

第13後方支援隊 (海田市駐屯地)

第13偵察戦闘大隊 (出雲駐屯地)

[目次へ戻る](#)

	第 13 飛行隊 (防府分屯地)
	第 13 高射特科中隊 (日本原駐屯地)
	<u>第 13 施設隊 (海田市駐屯地)</u>
	<u>第 13 通信隊 (海田市駐屯地)</u>
	<u>第 13 特殊武器防護隊 (海田市駐屯地)</u>
	<u>第 13 旅団司令部付隊 (海田市駐屯地)</u>
	<u>第 13 音楽隊 (海田市駐屯地)</u>
(中部方面混成団)	<u>第 47 普通科連隊 (海田市駐屯地)</u>

(注) 下線を附した部隊は、広島県に所在するものを示す。

<情報公開・個人情報保護窓口>

防衛省情報公開・個人情報窓口	TEL(03)3268-3111 (内線 28220・28223)
中国四国防衛局情報公開室	TEL(082)223-8284 (内線 241)

<相談・案内窓口>

陸上自衛隊海田市駐屯地	TEL(082)822-3101 (内線 2435)
-------------	----------------------------

<モニター制度窓口>

防衛モニター	防衛省大臣官房広報課防衛モニター係
	TEL(03)5366-3111(内線 22534)
(ホームページアドレス)	https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html

[目次へ戻る](#)

海上自衛隊呉地方隊
(地方総監部)

〒737-8554 呉市幸町 8-1

TEL (0823) 22-5511

E-mail: krh-acsoumu@inet.msdf.mod.go.jp

(ホームページアドレス) <http://www.mod.go.jp/msdf/kure/index.html>

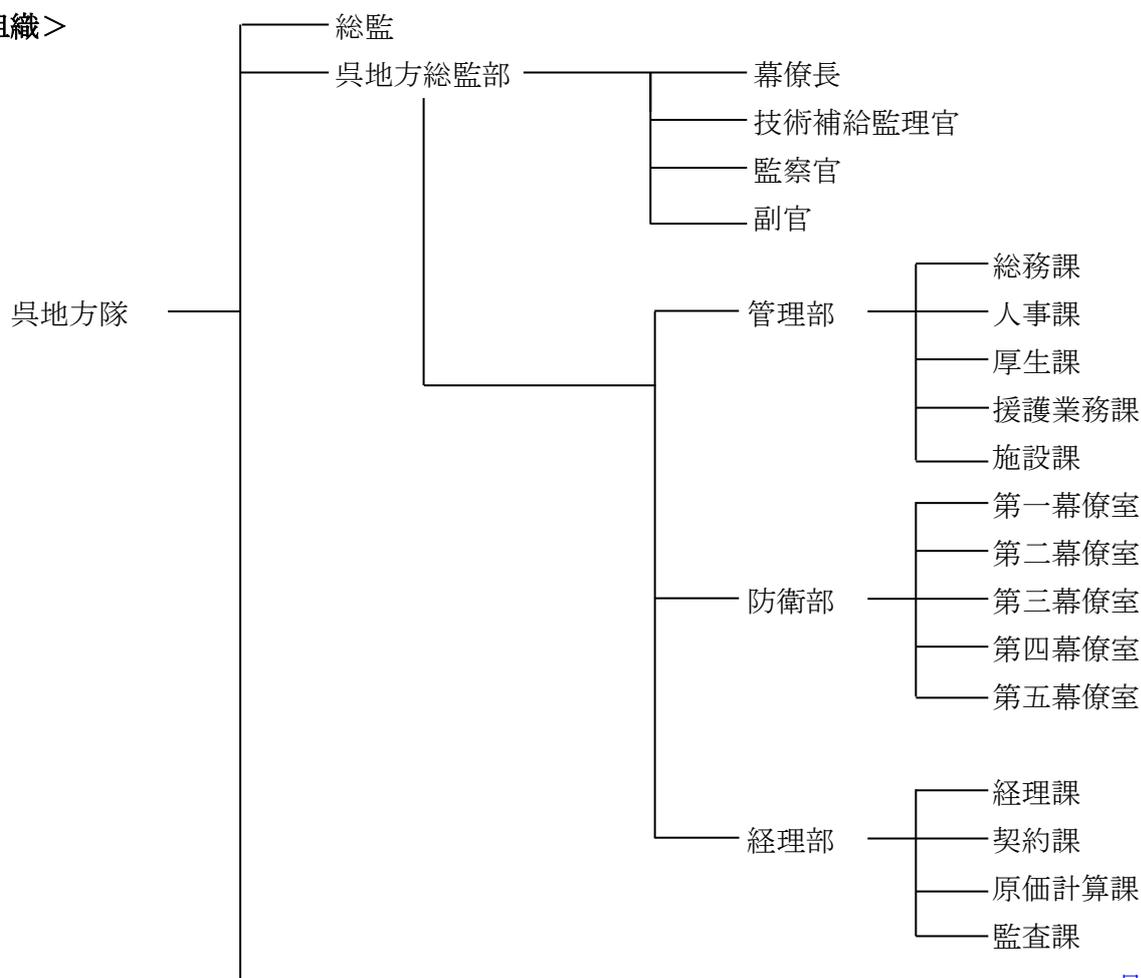
<設置根拠>

自衛隊法第 15 条、第 17 条、第 19 条、自衛隊法施行令第 15 条、第 21 条

<警備区域>

広島県、東京都（沖の鳥島に限る。）、大阪府、兵庫県（豊岡市及び美方郡を除く。）、奈良県、和歌山県、岡山県、山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡に限る。）、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の区域並びに三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から 170 度に引いた線及び宇部市と山口市の境界線が海岸線と交わる点と福岡県と大分県の境界線が海岸線と交わる点とを結んだ線と宮崎県と鹿児島県の境界線が海岸線と交わる点から 170 度に引いた線との間にある東京都（沖の鳥島に限る。）、大阪府及びこれらの県の沿岸海域

<組織>



[目次へ戻る](#)



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国防衛局総務部

情報公開・文書閲覧・行政相談窓口

TEL(082)223-8284

<相談・案内窓口>

中国四国防衛局総務部

情報公開・文書閲覧・行政相談窓口

TEL(082)223-8284

<モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

TEL(03)3268-3111(内線 22534)

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

(自衛艦隊)

(護衛艦隊) 海上自衛隊第4護衛隊群

(潜水艦隊) 海上自衛隊第1潜水隊群

(練習艦隊) 練習艦隊司令部

〒737-8554 呉市幸町7-1

TEL (0823) 22-5511

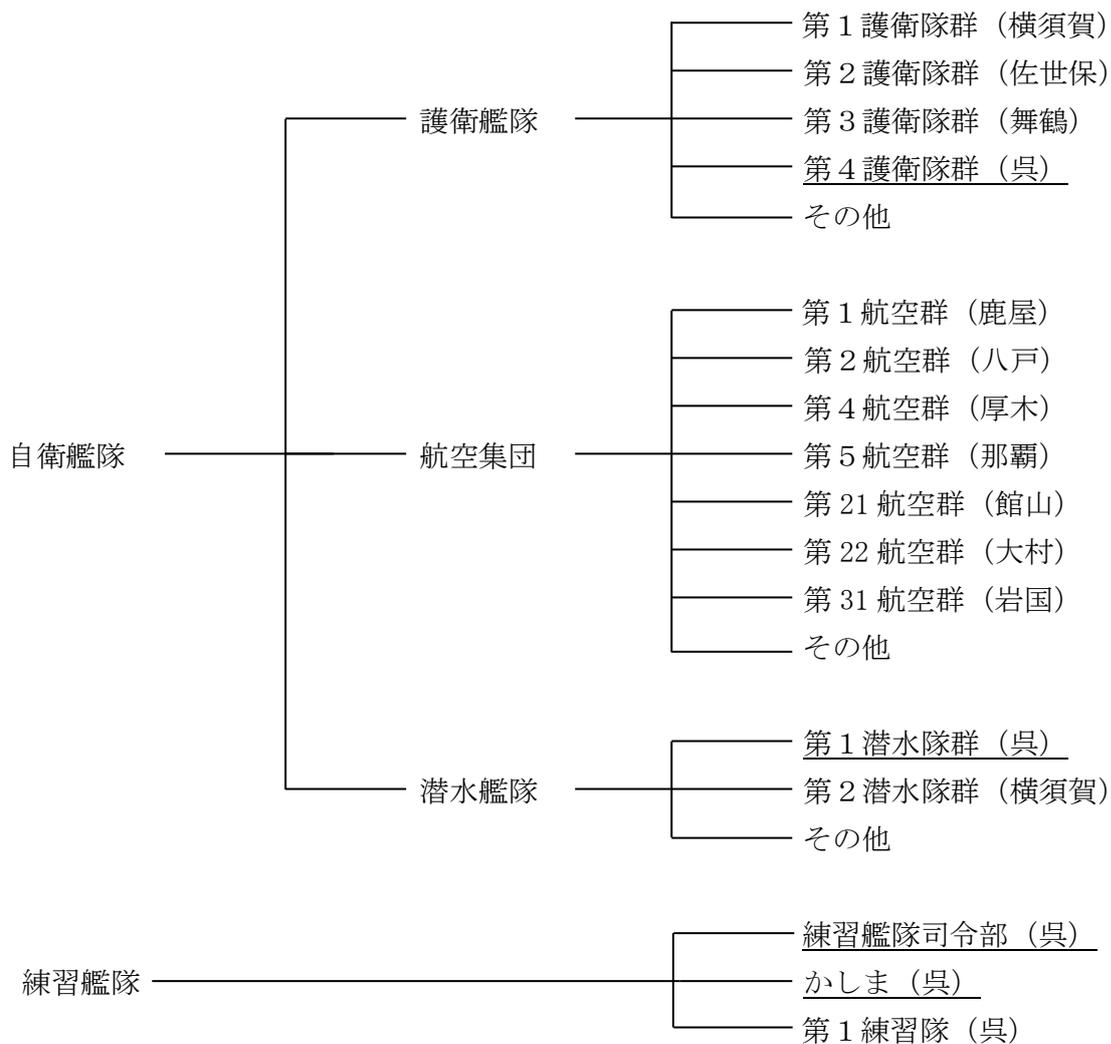
(海上自衛隊ホームページアドレス)

<http://www.mod.go.jp/msdf/index.html>

<設置根拠>

自衛隊法第15条、自衛隊法施行令第15条、第17条、第18条の6、第23条

<組織>



(注) 下線を付した部隊は、広島県に所在するものを示す。

[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国防衛局総務部

情報公開・文書閲覧・行政相談窓口

TEL(082)223-8284

<相談・案内窓口>

中国四国防衛局総務部

情報公開・文書閲覧・行政相談窓口

TEL(082)223-8284

<モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

TEL(03)3268-3111(内線 22534)

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

[目次へ戻る](#)

海上自衛隊第1術科学校

〒737-2195 江田島市江田島町国有無番地

TEL (0823) 42-1211

(海上自衛隊第1術科学校ホームページアドレス)

<http://www.mod.go.jp/msdf/onemss/index.html>

海上自衛隊幹部候補生学校

〒737-2195 江田島市江田島町国有無番地

TEL (0823) 42-1211

(海上自衛隊幹部候補生学校ホームページアドレス)

<http://www.mod.go.jp/msdf/mocs/mocs/index.html>

<設置根拠>

自衛隊法第24条、第25条、自衛隊法施行令第34条

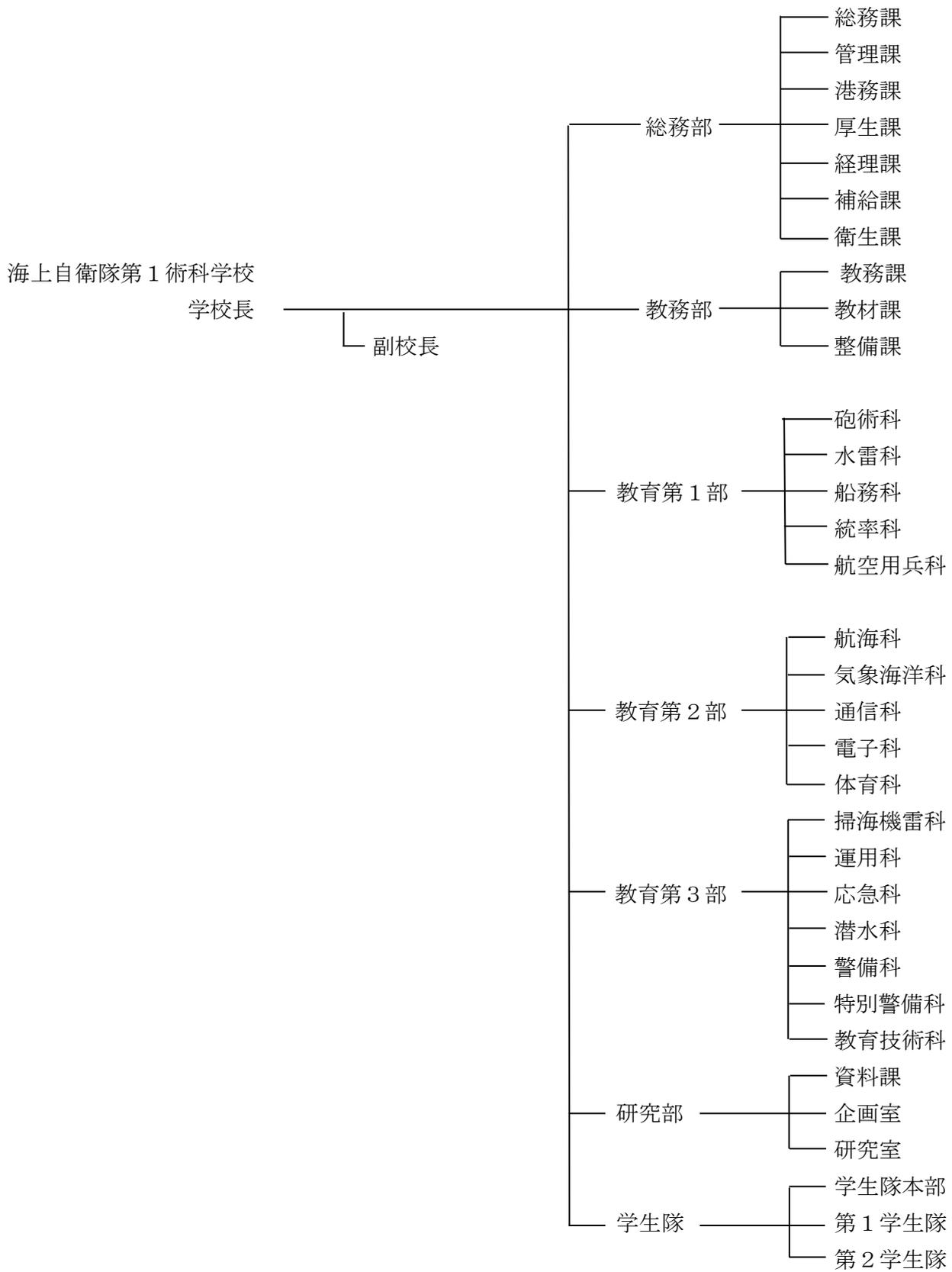
<所掌事務>

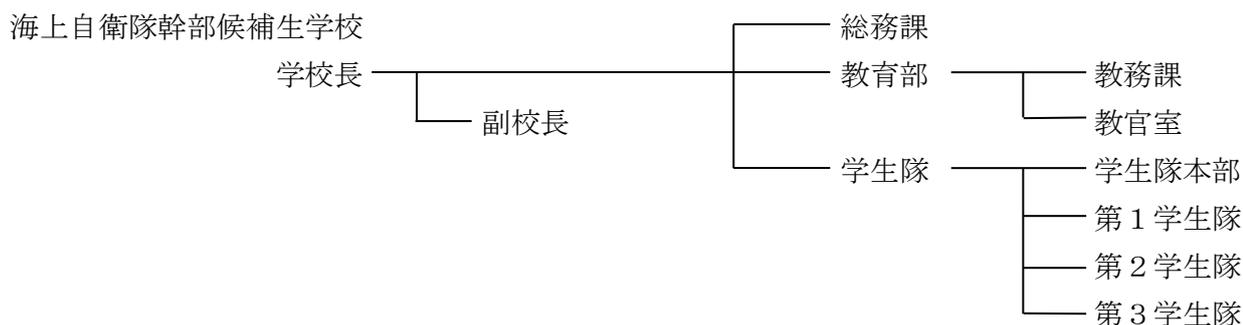
海上自衛隊第1術科学校 砲術、水雷、掃海、航海、通信及び応急等に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、これらの術科に関する部隊の運用等に関する調査研究

海上自衛隊幹部候補生学校 海上自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練

[目次へ戻る](#)

<組織>





<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国防衛局総務部

情報公開・文書閲覧・行政相談窓口

TEL(082) 223-8284

<相談・案内窓口>

海上自衛隊第1術科学校

〒737-2195 江田島市江田島町国有無番地

TEL(0823) 42-1211

(内線 2008)

<相談・案内窓口>

海上自衛隊幹部候補生学校

〒737-2195 江田島市江田島町国有無番地

TEL(0823) 42-1211

(内線 2606)

<モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

TEL(03) 3268-3111(内線 22534)

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

[目次へ戻る](#)

[陸・海・空自衛隊の共同機関]

自衛隊呉病院

〒737-0027 呉市昭和町 6-34

TEL (0823) 22-5501

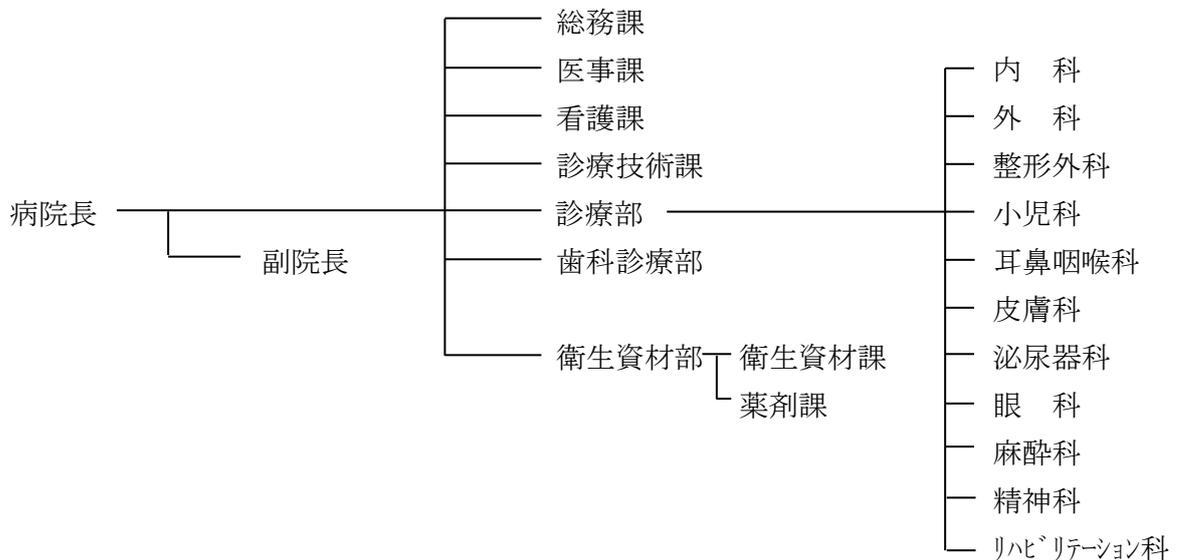
<設置根拠>

自衛隊法第 24 条、自衛隊法施行令第 44 条

<所掌事務>

隊員及び自衛隊法施行令第 46 条に規定する者の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練及び医療その他の衛生に関する調査研究を行うこと

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国防衛局情報公開室

TEL (082) 223-8284

(中国四国防衛局総務部総務課内)

<相談・案内窓口>

自衛隊呉病院総務課

TEL (0823) 22-5501

<モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

TEL (03) 5366-3111 (内線 22534)

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

[目次へ戻る](#)

自衛隊広島地方協力本部

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館 6階

TEL (082) 221-2957

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/>

(下部機関)

尾道出張所	〒722-0036	尾道市東御所町 9-1 尾道ウォーターフロントビル 3階 TEL (0848) 22-6942
呉地域事務所	〒737-0028	呉市幸町 6-15 TEL (0823) 23-1226
三次地域事務所	〒728-0013	三次市十日市東 4-3-5 グリーンハイムビル 1階 TEL (0824) 62-0350
福山地域事務所	〒720-0063	福山市元町 15-16 和田ビル 2階 TEL (084) 923-4743
東広島地域事務所	〒739-0014	東広島市西条昭和町 5-1 ジブラルタ生命ビル 3階 TEL (082) 422-4252
広島地域事務所	〒732-0828	広島市南区京橋町 1-3 TATSUMI 広島駅前ビル 2階 TEL (082) 261-1070
可部募集案内所	〒731-0221	広島市安佐北区可部 3-37-40 大下新館ビル 1階 TEL (082) 815-3980

[目次へ戻る](#)

<設置根拠>

自衛隊法第24条、自衛隊法施行令第48条

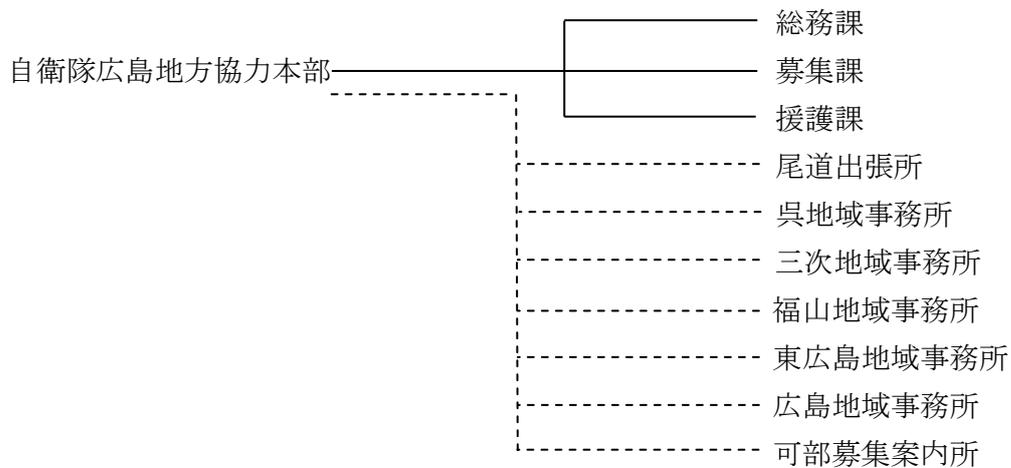
<所掌事務>

地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務

<担当区域>

広島県

<組織>



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国防衛局総務部

情報公開・文書閲覧・行政相談窓口

TEL (082) 223-8284

<相談・案内窓口>

- 自衛隊の受験、見学、質問、相談等は地方協力本部、出張所及び各地域事務所にて受付
(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/>
- 募集コールセンター TEL 0120-063792

<モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

TEL (03) 5366-3111 (内線 22534)

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

[目次へ戻る](#)

〔日本司法支援センター〕

広島地方事務所（法テラス広島）

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1 階

TEL0570-078352(ナビダイヤル) TEL0503383-5485(IP 電話)

(ホームページアドレス) <https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-hiroshima/>

<設置根拠>

総合法律支援法、日本司法支援センター業務方法書第3条

<所掌事務>

1 情報提供業務

利用者からの問合せ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務

2 民事法律扶助業務

- (1) 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う業務
- (2) 法的問題を抱えながら、認知機能が十分でない、かつ、親族などの支援が期待できない場合に、特定援助機関の支援者からの申し込みにより、弁護士・司法書士による出張相談を行う業務（有資力者は相談料負担あり）

3 国選弁護等関連業務

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払いなどの業務

4 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために地域事務所設置、法律サービス全般の提供等を行う業務

5 犯罪被害者支援業務

- (1) 犯罪の被害にあわれた方や家族の方などからの問合せ内容に応じて、法制度に関する情報や相談窓口の情報を提供する業務
- (2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務
- (3) 「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務
- (4) 「被害者参加旅費等支給制度」に関する業務
- (5) 特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている方に、法律相談を実施する業務（有資力者は相談料負担あり）

[目次へ戻る](#)

6 受託業務

法テラスの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う業務

<管轄区域>

広島県

<組織>

日本司法支援センター本部(法テラス本部) 広島地方事務所(法テラス広島)

<情報公開・個人情報保護窓口>

1 情報公開窓口

担当：法テラス本部

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

TEL 0503383-5333(IP電話)

2 個人情報保護窓口

担当：法テラス広島

TEL 0570-078352(ナビダイヤル)

TEL 0503383-5485(IP電話)

<相談・案内窓口>

1 情報提供

法制度・相談窓口のご案内

窓口：法テラス広島

TEL 0570-078352(ナビダイヤル)

TEL 0503383-5485(IP電話)

サポートダイヤル

TEL 0570-078374(法的トラブル・ナビダイヤル)

TEL 0120-079714(犯罪被害者支援・フリーダイヤル)

2 法律相談(民事法律扶助)

民事法律扶助制度を利用した無料法律相談(予約制)

窓口：法テラス広島

TEL 0503383-5483(IP電話)

(注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法務省所管の法人であり、本ガイドブックでは、独立行政法人の欄に掲げた。

[目次へ戻る](#)

[外国人技能実習機構]

広島事務所

〒730-0051 広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル3階

総務課・認定課 TEL (082) 207-3123

指導課 TEL (082) 207-3126

援助課 TEL (082) 207-3029

(外国人技能実習機構 ホームページアドレス) <https://www.otit.go.jp/>

<設置根拠>

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

<所掌事務>

技能実習計画の認定

実習実施者・監理団体に対する報告徴収、実地検査

実習実施者の届出の受理

監理団体の許可に関する調査

技能実習生に対する相談・援助

技能実習生に対する転籍の支援

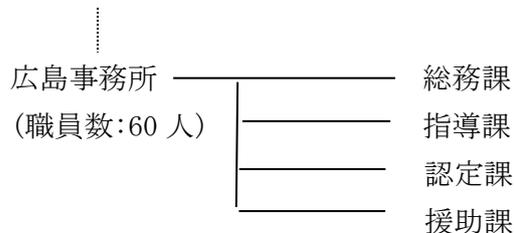
技能実習に関する調査・研究 等

<管轄区域>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

<組織及び職員数>

外国人技能実習機構（本部：東京都港区）



<情報公開・個人情報保護窓口>

外国人技能実習機構総務部総務課

〒108-0075 東京都港区海岸 3-9-15 LOOP-X3 階

TEL (03) 6712-1523

<相談・案内窓口>

広島事務所総務課

TEL (082) 207-3123

(注) 外国人技能実習機構は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく認可法人として、上記「所掌事務」に記載する国の事務を担っており、本ガイドブックでは、便宜上、独立行政法人の欄に掲げた。

[独立行政法人国際協力機構]

中国センター

〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-3-1 ひろしま国際プラザ

TEL (082) 421-6300

(ホームページアドレス) <http://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

<設置根拠>

独立行政法人国際協力機構法

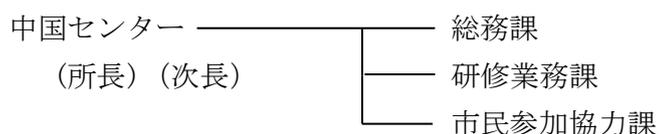
<所掌事務>

研修員受入事業、青年招へい事業、海外協力隊事業、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、草の根技術協力事業、開発教育支援事業等

<管轄区域>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

<組織及び職員数> (職員数：15人)



<情報公開・個人情報保護窓口>

総務課

TEL(082)421-6300

〔独立行政法人造幣局〕

広島支局

〒731-5128 広島市佐伯区五日市中央 6-3-1

TEL (082) 922-3332

(ホームページアドレス) <http://www.mint.go.jp/>

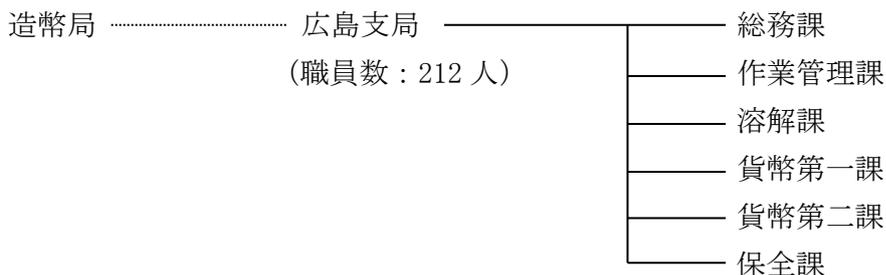
<設置根拠>

独立行政法人通則法第7条第2項、独立行政法人造幣局法

<所掌事務>

- (1) 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。
- (2) 貨幣回収準備資金に関する法律（平成14年法律第42号）第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。
- (3) 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。
- (4) 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。
- (5) 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。
- (6) 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。
- (7) 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

造幣局 総務部総務課 情報公開担当 TEL (06) 6351 - 2628]

<相談・案内窓口>

総務課（総括文書担当） TEL (082) 922 - 3332

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人酒類総合研究所]

〒739-0046 東広島市鏡山 3-7-1

TEL (082) 420-0800

(メールアドレス) info@nrrib.go.jp

(ホームページアドレス) <https://www.nrrib.go.jp/>

<設置根拠>

独立行政法人酒類総合研究所法

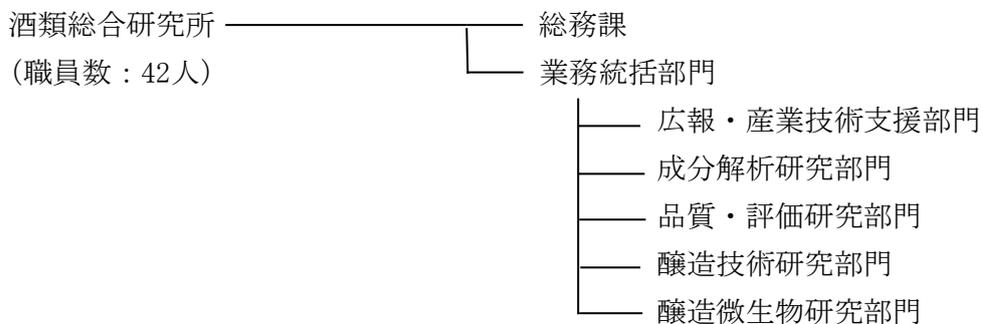
<所掌事務>

酒類の高度な分析及び鑑定、酒類の品質評価、酒類及び酒類業に関する研究及び調査、成果の普及、情報の収集・整理及び提供、講習

<管轄区域>

全国

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

総務課 TEL (082) 420-0800

<相談・案内窓口>

総務課 TEL (082) 420-0800

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人国立青少年教育振興機構]

国立江田島青少年交流の家

〒737-2126 広島県江田島市江田島町津久茂 1-1-1

TEL (0823) 42-0660

(メールアドレス) etajima-soumu@niye.go.jp

(ホームページアドレス) <https://etajima.niye.go.jp>

<設置根拠>

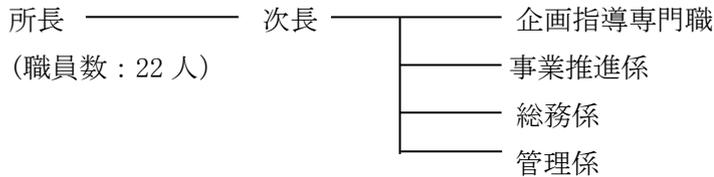
独立行政法人国立青少年教育振興機構法

<事業内容>

団体宿泊等による活動体験を通して、健全な青少年の育成を図ることをねらいとした青少年教育施設、青少年の「自主性を育む」ことを事業運営の基調とし、主として、「国立江田島青少年交流の家が企画して実施する教育事業」並びに「青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援に関わる事業」の実施

<組織及び職員数>

国立江田島青少年交流の家



<情報公開・個人情報保護窓口>

総務係 TEL (0823) 42-4237

<相談・案内窓口>

事業推進係 TEL (0823) 42-0660

<電子申請制度窓口>

事業推進係 etajima-info@niye.go.jp

* 施設利用の仮受付はホームページで可能

[独立行政法人日本スポーツ振興センター]

広島支所

〒730-0011 広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10 階

災害共済給付事業部広島業務推進課 TEL (082) 511-2822

災害共済給付事業部広島給付課 TEL (082) 511-2956、(082) 511-2957

(ホームページアドレス) <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

<設置根拠>

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

<所掌事務>

災害共済給付契約の締結、共済掛金の収納、
災害共済給付に係る給付金の支払請求の審査及び支給、
学校等における事故防止の取組の支援

<管轄区域>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

<組織及び職員数> (職員数：14 人)

支所長 — 課長 — 課長補佐 — 係長 — 主任

<情報公開・個人情報保護窓口>

情報公開室 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-1

日本青年館・日本スポーツ振興センタービル 7 階

TEL (03) 5410-9124

<相談・案内窓口>

災害共済給付事業部広島業務推進課 TEL (082) 511-2822

災害共済給付事業部広島給付課 TEL (082) 511-2956、(082) 511-2957

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人日本学生支援機構]

中国四国支部

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 6 階

(ホームページアドレス) <https://www.jasso.go.jp/>

<設置根拠>

日本学生支援機構法

<所掌事務>

法的処理業務（支払督促申立業務）

<管轄区域>

鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県

<職員数>

職員数：9人

<相談・案内窓口>

詳細は機構ホームページ参照

<電子申請制度窓口>

詳細は機構ホームページ参照

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人国立高等専門学校機構]

広島商船高等専門学校

〒725-0231 豊田郡大崎上島町東野 4272-1

TEL (0846) 65-3101

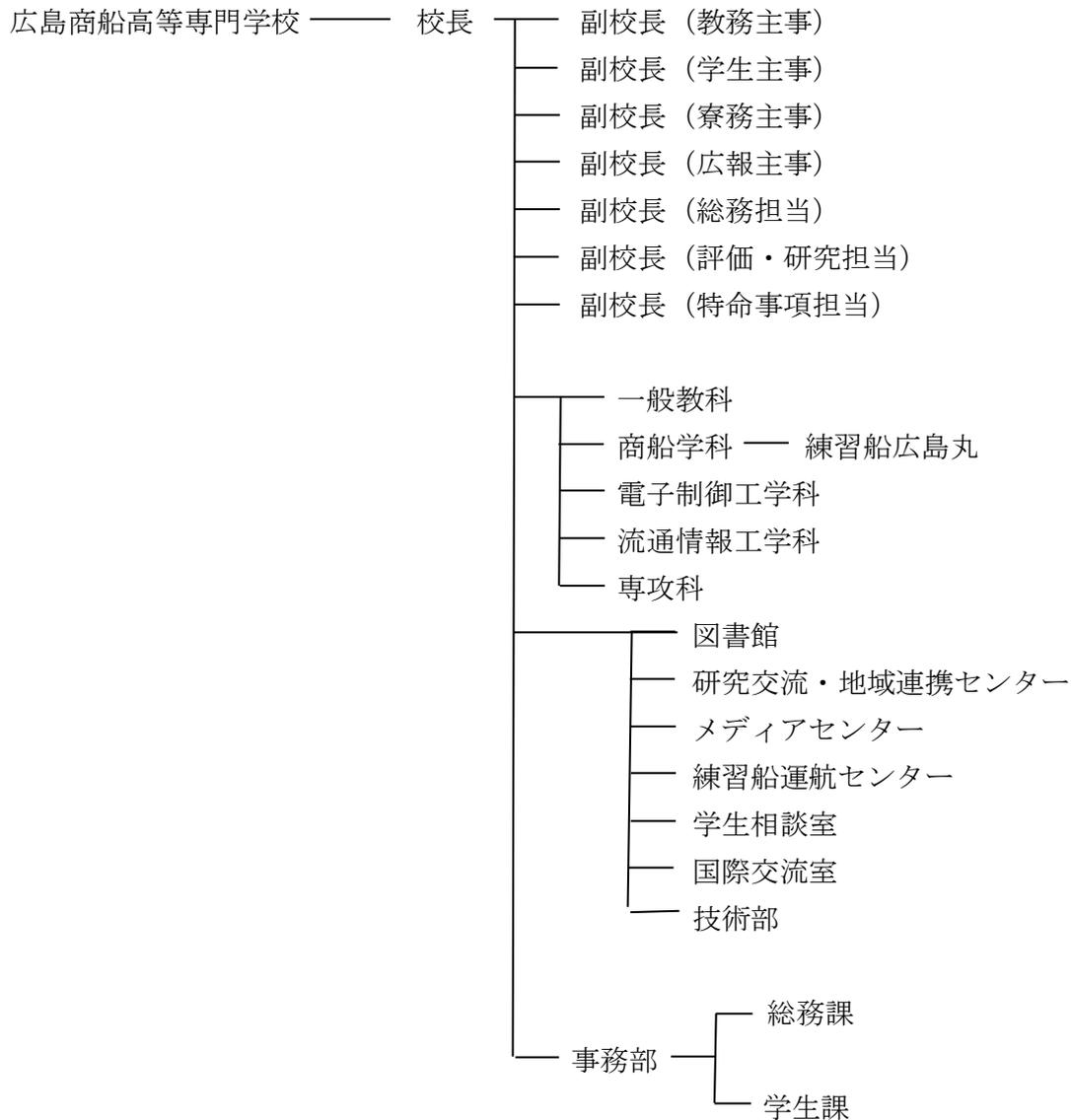
(問い合わせ窓口に係るメールアドレス) : soumu@hiroshima-cmt.ac.jp

(ホームページアドレス) : <https://www.hiroshima-cmt.ac.jp/>

<設置根拠>

独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条

<組織及び職員数> (教職員数 : 115 人)



[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

担当：総務課総務企画係

TEL(0846)67-3000

<相談・案内窓口>

技術相談・共同研究・研究遂行に関すること

担当：総務課 総務企画係

TEL(0846)67-3004

[国立高等専門学校機構]

呉工業高等専門学校

〒737-8506 呉市阿賀南 2 丁目 2-11

TEL (0823) 73-8400

E-mail soumu@kure-nct.ac.jp

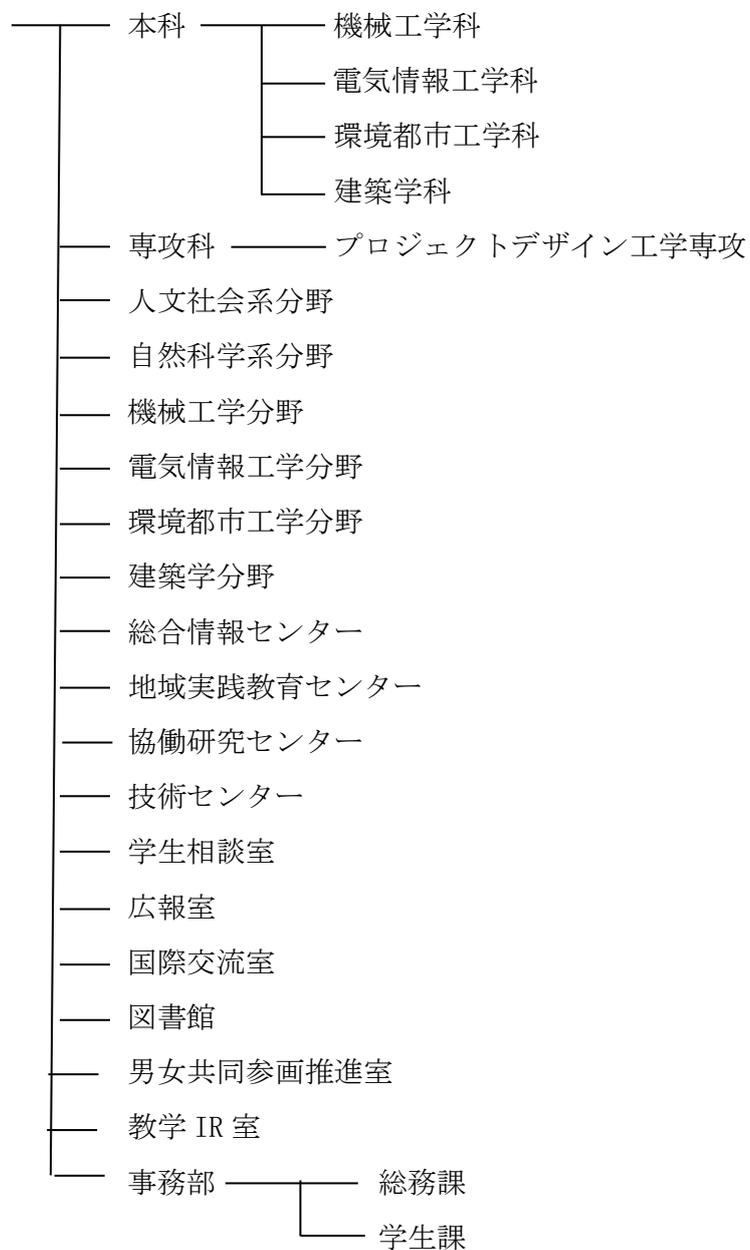
(ホームページアドレス) <https://www.kure-nct.ac.jp/>

<設置根拠>

独立行政法人国立高等専門学校機構法第 3 条

<組織及び職員数>

呉工業高等専門学校
(教職員数：96 人)



[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

呉工業高等専門学校総務課総務係

TEL(0823)73-8400

<相談・案内窓口>

呉工業高等専門学校総務課総務係

TEL(0823)73-8400

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構]

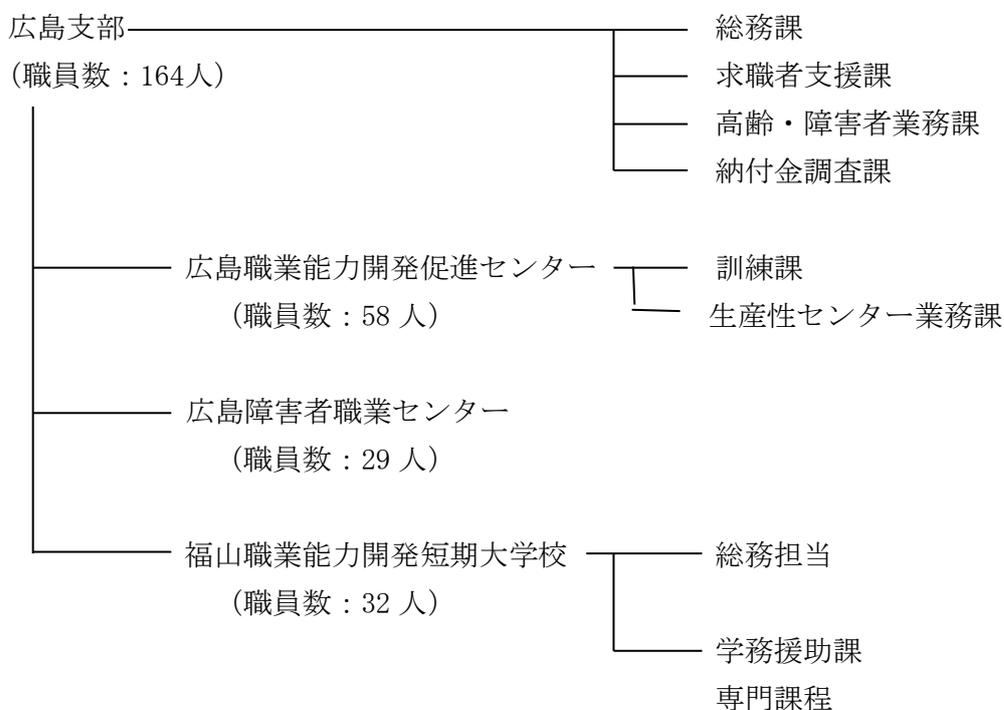
広島支部

〒730-0825 広島市中区光南 5-2-65

TEL (082) 245-0267

(ホームページアドレス) <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hiroshima>

<組織及び職員数>



広島支部（広島職業能力開発促進センター）

〒730-0825 広島市中区光南 5-2-65

TEL (082) 245-0267

(ホームページアドレス) <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hiroshima>

<設置根拠>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

<所掌事務>

- 1 離職者を対象としたものづくり分野の職業訓練
- 2 在職者を対象としたものづくり分野の職業訓練
- 3 事業主を対象とした職業能力開発に関する相談、指導員派遣、施設設備の貸与等
- 4 求職者支援訓練の実施機関を対象とした訓練実施に係る相談、訓練計画の受理・認定及び審査等
- 5 中小企業等の生産性向上に関する課題及び人材育成ニーズに基づく生産性向上支援訓練の実施
- 6 高齢者・障害者雇用に係る事業主への各種支援・啓発事業等
- 7 障害者雇用納付金関係業務調査

<管轄区域>

広島県

<情報公開・個人情報保護窓口>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構企画部情報公開広報課

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-2

TEL(043)213-6207

<相談・案内窓口>

- ・ 離職者訓練に関する相談窓口
TEL(082)245-0230
- ・ 求人に関する相談窓口
TEL(082)245-0234
- ・ 在職者訓練、施設利用者等に関する相談窓口（生産性向上人材育成支援センター(中小企業等 DX 人材育成支援コーナー)）
TEL(082)245-4338
- ・ 生産性向上支援訓練に関する相談窓口（生産性向上人材育成支援センター(中小企業等 DX 人材育成支援コーナー)）
TEL(082)248-1532
- ・ 求職者支援訓練に関する相談窓口
TEL(082)248-1346
- ・ 高齢者・障害者雇用に係る事業主への各種支援・啓発事業等に関する相談窓口
TEL(082)545-7150
- ・ 障害者雇用納付金関係業務調査
TEL(082)545-7136

[目次へ戻る](#)

<電子申請制度窓口>

障害者雇用納付金関係電子申告申請に関する窓口

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金部

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3

TEL(043)297-9650

(広島障害者職業センター)

〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 NTT クレド白島ビル 12F

TEL(082)502-4795

(ホームページアドレス) <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hiroshima>

<設置根拠>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

<所掌事務>

- 1 障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備支援、職場適応及び職場復帰のための支援
- 2 事業主に対する障害者の雇用管理に係る助言・援助、障害者の職場適応及び復帰のための支援
- 3 職場適応援助者の養成及び研修
- 4 関係機関に対する職業リハビリテーションについての助言・援助
- 5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

<管轄区域>

広島県

<情報公開・個人情報保護窓口>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構企画部情報公開広報課

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-2

TEL(043)213-6207

<相談・案内窓口>

内容：職業指導・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ（職場適応援助者）支援、事業主支援（雇用、職場定着、復職に関する相談等）、関係機関への助言・援助

担当：障害者職業カウンセラー

E-mail:hiroshima-ctr@jeed.go.jp

[目次へ戻る](#)

(中国職業能力開発大学校附属福山職業能力開発短期大学校)

〒720-0074 広島県福山市北本庄 4-8-48

TEL(084)923-6391

(ホームページアドレス) <https://www3.jeed.go.jp/hiroshima/college/>

<設置根拠>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

<所掌事務>

- 1 高校卒業者等を対象とした高度なものづくりを支える人材の育成
- 2 在職者を対象としたものづくり分野の職業訓練
- 3 事業主を対象とした職業能力開発に関する相談、指導員派遣、施設設備の貸与等

<管轄区域>

広島県

<情報公開・個人情報保護窓口>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構企画部情報公開広報課

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-2

TEL(043)213-6207

<相談・案内窓口>

- 入試・求人に関する相談窓口
TEL(084)923-6327 (学務援助課)
- 在職者訓練・事業主支援に関する相談窓口 (生産性向上人材育成支援センター)
TEL(084)923-6408 (学務援助課)

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人労働者健康安全機構]

中国労災病院

〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1丁目5番1号

TEL (0823) 72-7171

(ホームページアドレス) <https://www.chugokuh.johas.go.jp/>

中国労災病院治療就労両立支援センター

〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1丁目5番1号

TEL (0823) 72-7171

(ホームページアドレス) <https://www.chugokuh.johas.go.jp/center/>

<設置根拠>

中国労災病院

労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3項

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号

独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書第6条、第7条

中国労災病院治療就労両立支援センター

労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3項

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号

独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書第16条

<所掌事務>

労働者健康安全機構は、過労死関連疾患、アスベスト、メンタルヘルス、せき髄損傷、産業中毒など、勤労者の職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾病について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業などを行い、もって労働者の福祉の増進に寄与しています。

中国労災病院、中国労災病院治療就労両立支援センターでは、労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供、治療と就労の両立支援、労災疾病研究とモデル予防法・モデル医療技術の開発・普及等の事業を行っています。

<管轄区域>

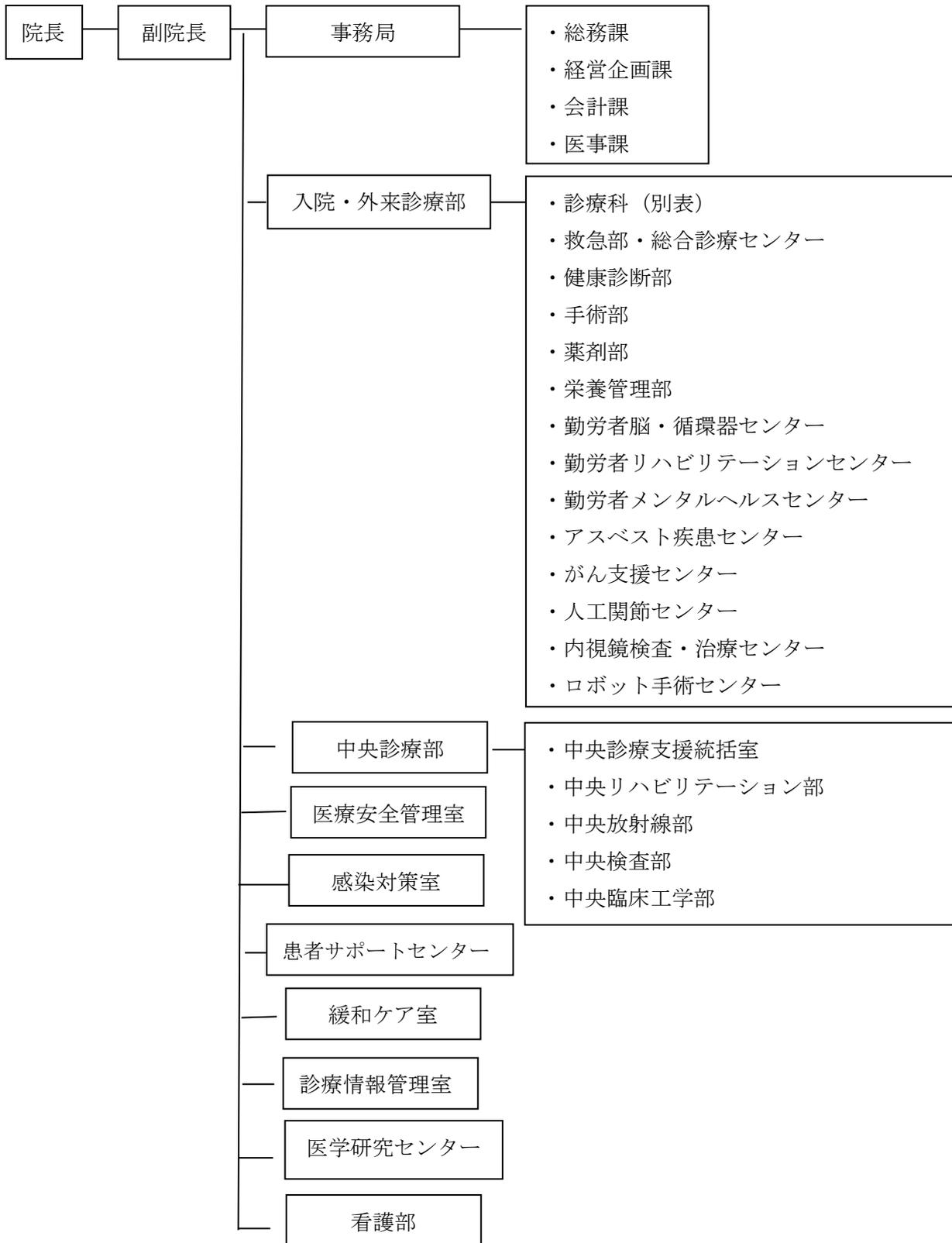
呉二次医療圏

[目次へ戻る](#)

〈組織〉

中国労災病院

(職員数：751人)

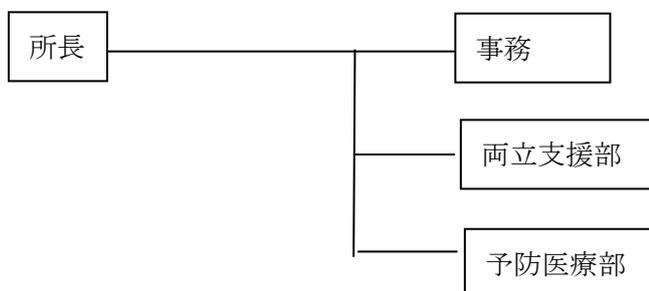


(別表) 診療科

内	呼	消	循	精	脳	小	外	消	肝	乳	呼	整	脳	心	皮	泌	産	眼	耳	リ	放	麻	歯	病
科	吸	化	環	神	神	児	科	化	臓・胆	腺	吸	形	神	臓	膚	尿	婦	科	鼻	ハ	射	酔	科	理
科	器	器	器	神	経	内	科	器	のう・膵	外	器	外	経	血	管	器	人	科	咽	ビ	線	科	口	診
科	内	内	内	内	内	科	科	外	臓外科	科	外	外	外	外	科	科	科	科	喉	リ	リ	科	腔	断
科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科

中国労災病院治療就労両立支援センター

(職員数：16人 (うち中国労災病院との兼務8人))



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国労災病院

- 1 情報公開窓口
担当：総務課

TEL (0823) 72-7171 (代表)

(注) 中国労災病院が保有する法人文書について、直接来所または郵送により開示請求することができます。

- 2 個人情報保護窓口
担当：医事課

TEL (0823) 72-7171 (代表)

(注) 中国労災病院が保有する個人情報について、直接来所または郵送により開示請求することができます。

中国労災病院治療就労両立支援センター

- 1 情報公開窓口
担当：治療就労両立支援センター

TEL (0823) 72-7171 (代表)

[目次へ戻る](#)

(注) 中国労災病院治療就労両立支援センターが保有する法人文書について、直接来所
または郵送にて開示請求することができます。

2 個人情報保護窓口

担当：治療就労両立支援センター

TEL (0823) 72-7171 (代表)

(注) 中国労災病院治療就労両立支援センターが保有する個人情報について、直接来所
または郵送により開示請求することができます。

<相談・案内窓口>

中国労災病院

担当：総務課、医事課

TEL (0823) 72-7171 (代表)

中国労災病院治療就労両立支援センター

担当：事務部門

TEL (0823) 72-7171 (代表)

[独立行政法人労働者健康安全機構]

広島産業保健総合支援センター

〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5階

TEL(082)224-1361

ホームページ <https://www.hiroshimas.johas.go.jp/>

<設置根拠>

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号

独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書第4条第1項第2号、第27条

<所掌事務>

労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、事業主、産業医その他の産業保健業務を行う者に対する次の各号に掲げる業務

- (1) 産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援
- (2) 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びにこれらの情報の提供
- (3) 産業保健業務に関する相談その他の援助
- (4) 産業医の選任義務のない事業主に対する産業保健業務に関する相談、情報の提供その他の援助
- (5) 産業保健業務に関する広報及び啓発

<管轄区域>

広島県

<組織及び職員数>

広島産業保健総合支援センター 所長—— 副所長—— 業務課（職員数：9人）

<情報公開・個人情報保護窓口>

〒212-0013 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

独立行政法人労働者健康安全機構 事務管理棟 総務課

TEL(044)431-8600

E-mail:jyoho@ml.johas.go.jp

<事業案内>

内容等：産業保健関係者に対する専門的研修の実施

産業保健関係者からの専門的相談対応、研修講師派遣・幹旋

産業保健に関する情報提供、広報啓発

メンタルヘルス対策支援、治療と仕事の両立支援に関する各種支援

小規模事業場を対象とした産業保健サービスの提供 他

連絡先：業務課

TEL(082)224-1361

E-mail:info@hiroshimas.johas.go.jp

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人国立病院機構]

中国四国グループ

〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家 513

TEL (082)943-6606

(ホームページアドレス) <https://chushi.hosp.go.jp>

<設置根拠>

独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）

<所掌事務>

人事担当 人事業務、経理業務、総務業務

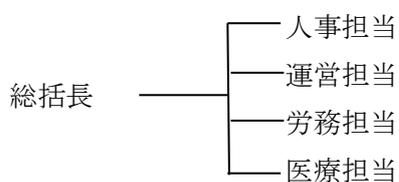
運営担当 運営指導業務

労務担当 労務業務、厚生業務

医療担当 医療情報業務、医療安全業務

<組織>

グループ担当理事



<職員数>

31人

<情報公開・個人情報保護窓口>

人事担当総務係

TEL(082)493-6606 代表

<各種相談・案内窓口>

人事担当総務係

TEL(082)493-6606 代表

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人国立病院機構]

呉医療センター・中国がんセンター

〒737-0023 広島県呉市青山町 3-1

TEL (0823) 22-3111

(ホームページアドレス) <https://kure.hosp.go.jp/>

<設置根拠>

独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）

<所掌事務>

- ① 医療の提供
- ② 医療に関する調査及び研究
- ③ 医療に関する技術者の研修
- ④ その他附帯する業務

<組織及び職員数>



附属看護学校

学校長 ————— 副学校長

(職員数：1,292人)

<標榜診療科>

内科、内分泌・糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、腫瘍内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、移植外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、眼科、泌尿器科、産科、婦人科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線腫瘍科、緩和ケア科、歯科、歯科口腔外科、病理診断科、救急科、リウマチ・膠原病科、麻酔科

[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

事務部管理課

TEL (0823)22-3111 代表

<各種相談・案内窓口>

事務部企画課専門職

TEL (0823)22-3111 代表

地域医療連携室

TEL (0823)22-3111 代表

[独立行政法人国立病院機構]

福山医療センター

〒720-8520 広島県福山市沖野上町 4-14-17

TEL (084) 922-0001

(ホームページアドレス) <https://fukuyama.hosp.go.jp/>

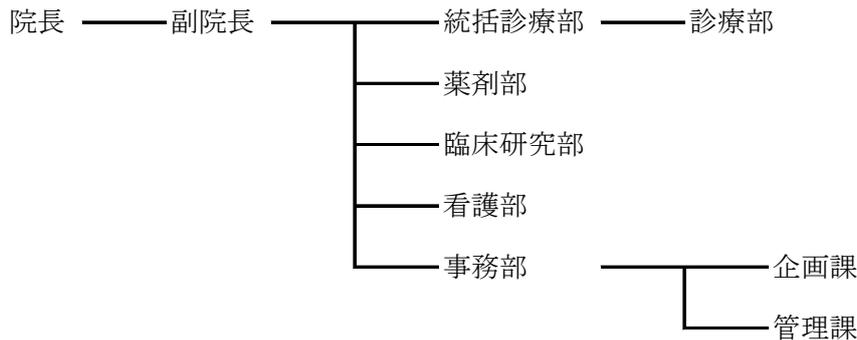
<設置根拠>

独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）

<所掌事務>

- ① 医療の提供
- ② 医療に関する調査及び研究
- ③ 医療に関する技術者の研修
- ④ その他附帯する業務

<組織及び職員数>



(職員数 : 849 人)

<標榜診療科>

内科、糖尿病・内分泌内科、肝臓内科、精神科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、新生児科、外科、消化管外科、肝胆膵外科、肛門外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、血管外科、小児外科・小児泌尿器科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう・頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科

<情報公開・個人情報保護窓口>

事務部管理課

TEL(084)922-0001 代表

<各種相談・案内窓口>

地域医療連携室

TEL(084)922-0001 代表

※ 受診・紹介及びセカンドオピニオン、退院調整・支援、その他相談に関すること

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人国立病院機構]

〒739-0696 広島県大竹市玖波 4-1-1

広島西医療センター

TEL (0827) 57-7151

(ホームページアドレス) <https://hiroshimanishi.hosp.go.jp/>

(問い合わせ窓口に係るメールアドレス) 508-syomu@mail.hosp.go.jp

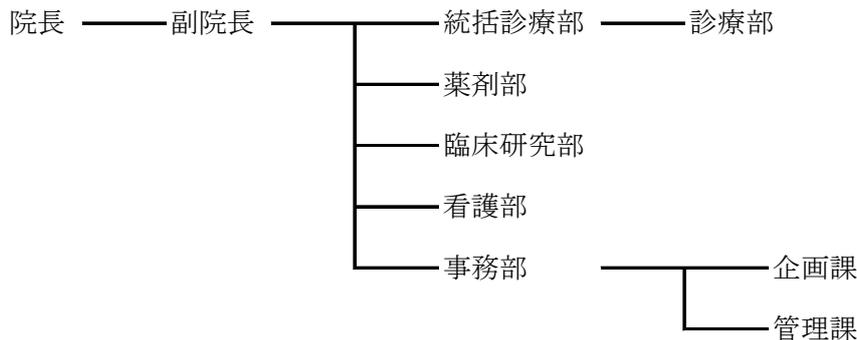
<設置根拠>

独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）

<所掌事務>

- ① 医療の提供
- ② 医療に関する調査及び研究
- ③ 医療に関する技術者の研修
- ④ その他附帯する業務

<組織及び職員数>



(職員数：650 人)

<標榜診療科>

内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、精神科、脳神経内科、血液内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、肝臓内科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、産婦人科、麻酔科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科

<情報公開・個人情報保護窓口>

事務部管理課 TEL (0827) 57-7151 代表

<各種相談・案内窓口>

事務部企画課専門職 TEL (0827) 57-7151 代表

地域医療連携室 TEL (0827) 57-7151 代表

[目次へ戻る](#)

【独立行政法人国立病院機構】
東広島医療センター

〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家 513
TEL (082) 423-2176
(ホームページアドレス) <https://higashihiroshima.hosp.go.jp/>

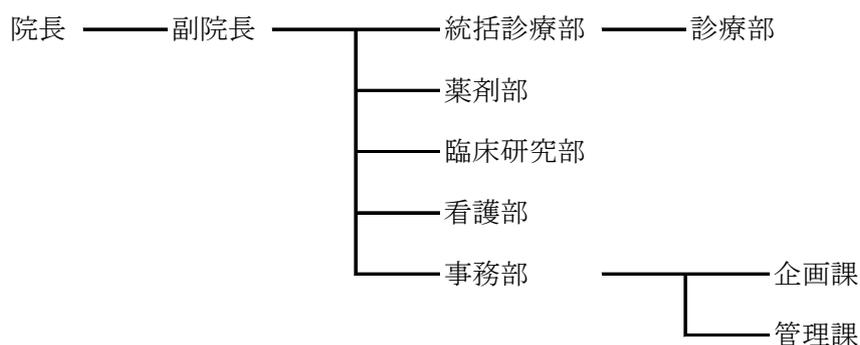
<設置根拠>

独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）

<所掌事務>

- ① 医療の提供
- ② 医療に関する調査及び研究
- ③ 医療に関する技術者の研修
- ④ その他附帯する業務

<組織及び職員数>



（職員数：778 人）

<標榜診療科>

内分泌・糖尿病内科、脳神経内科、血液内科、乳腺・内分泌外科、外科、消化器外科、呼吸器外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、精神科、呼吸器内科、循環器内科、整形外科、心臓血管外科、産婦人科、放射線科、歯科、腎臓内科、消化器内科、小児科、脳神経外科、皮膚科、眼科、麻酔科、病理診断科

<情報公開・個人情報保護窓口>

事務部管理課長 TEL (082) 423-2176 代表

<各種相談・案内窓口>

事務部企画課専門職 TEL (082) 423-2176 代表
地域医療連携室 TEL (082) 493-6487

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人国立病院機構]

賀茂精神医療センター

〒739-2693 広島県東広島市黒瀬町南方 92

TEL (0823)82-3000

(ホームページアドレス) <https://kamo.hosp.go.jp/>

(問い合わせ窓口に係るメールアドレス) 510-goiken@mail.hosp.go.jp

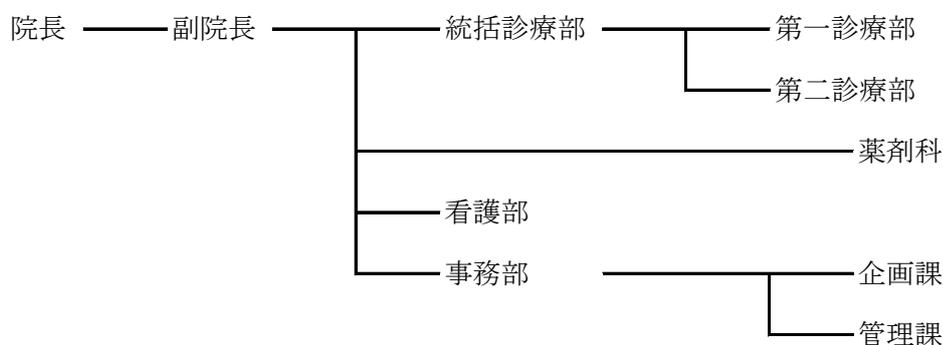
<設置根拠>

独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）

<所掌事務>

- ① 医療の提供
- ② 医療に関する調査及び研究
- ③ 医療に関する技術者の研修
- ④ その他附帯する業務

<組織及び職員数>



(職員数：342 人)

<標榜診療科>

精神科、心療内科、内科、リハビリテーション科、歯科

<情報公開・個人情報保護窓口>

事務部管理課

TEL (0823)82-3000 代表

<各種相談・案内窓口>

事務部企画課医事

TEL (0823)82-3000 代表

地域医療連携室

TEL (0823)82-3000 代表

[目次へ戻る](#)

農林水産省所管

〔国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構〕

安芸津ブドウ・カキ研究拠点 〒739-2494 東広島市安芸津町三津 301-2

TEL (0846) 45-1260

(ホームページアドレス) <http://www.naro.go.jp>

<設置根拠>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第3条
組織規程第449条

<所掌事務>

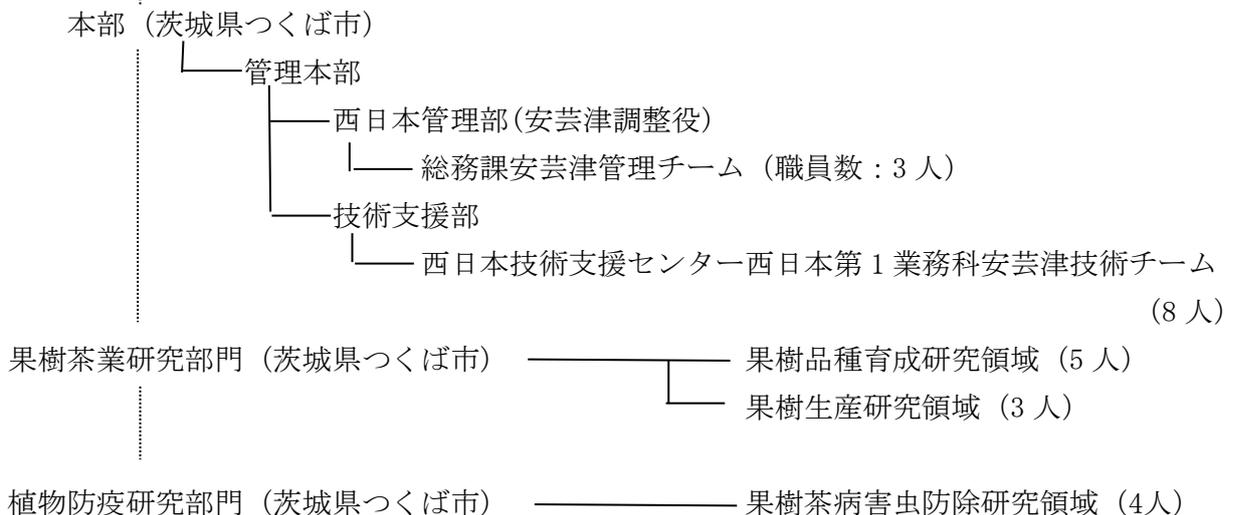
ブドウ・カキ等に関する技術についての試験及び研究並びに調査に関する業務
(組織規程第316、317、373条)

<管轄区域>

全国

<組織及び職員数>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構



<情報公開・個人情報保護窓口>

西日本管理部総務課 TEL(084)923-4100

<相談・案内窓口>

西日本管理部総務課安芸津管理チーム TEL(0846)45-1260

[目次へ戻る](#)

[国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構]

西日本農業研究センター

〒721-8514 福山市西深津町 6-12-1

TEL (084) 923-4100

(ホームページアドレス) <https://www.naro.go.jp/laboratory/warc/index.html>

<設置根拠>

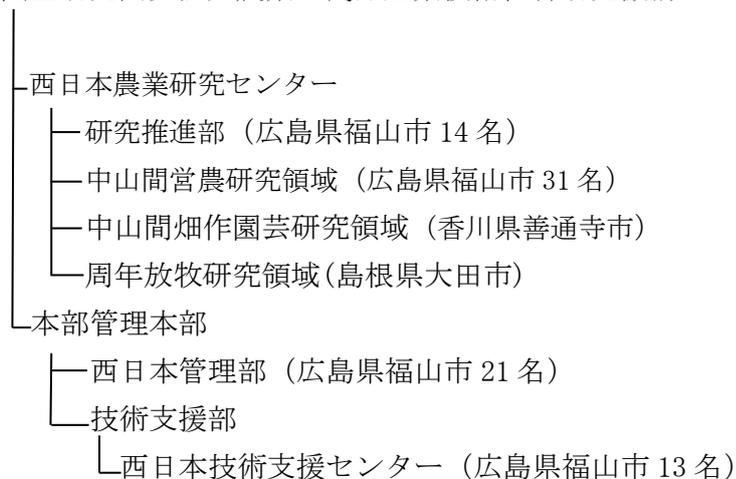
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法

<所掌事務>

近畿地域、中国地域及び四国地域並びにこれらと農業事情を等しくする地方における農業に関する技術についての試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習に関する業務を行う。

<組織及び職員数>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構



<情報公開・個人情報保護窓口>

西日本管理部総務課庶務・厚生チーム

<相談・案内窓口>

西日本管理部総務課庶務・厚生チーム

[目次へ戻る](#)

[林野庁]

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター

国四国整備局 広島水源林整備事務所

〒732-0814 広島県広島市南区段原南 1-3-53 広島イーストビル内

TEL (082) 534-7040

(ホームページアドレス) <http://www.green.go.jp/>

<設置根拠>

国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）

<事業内容>

水源林造成業務（分収造林方式）の実行並びに造林木の収穫及び販売に関する業務等実施

<管轄区域>

広島県

<職員数>

8 人

<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国整備局総務課

TEL (086) 226-3295

<相談・案内窓口>

広島水源林整備事務所

TEL (082) 534-7040

[目次へ戻る](#)

[国立研究開発法人水産研究・教育機構]

水産技術研究所・水産資源研究所

廿日市庁舎 〒739-0452 広島県廿日市市丸石 2-17-5

TEL : 0829-55-0666 (代)

百島庁舎 〒722-0061 広島県尾道市百島町 1760

TEL : 0848-73-5020 (代)

(ホームページアドレス) <https://www.fra.go.jp/>

メールアドレス www-feis@fra.affrc.go.jp

<設置根拠>

国立研究開発法人水産研究・教育機構法第 2 条、国立研究開発法人水産研究・教育機構組織
規程第 2 条第 2 項、同第 3 項

<所掌事務>

水産技術研究所

養殖部門：水産生物の種苗生産及び養殖に係る研究開発

環境・応用部門：漁業・養殖業の生産技術、沿岸・陸水域における生態系、漁場環境の管理
及び保全に係る研究開発

管理部門：研究所の運営に係る連絡調整、研究所の管理、各部門その他の研究所が管理する
施設及び船舶における研究開発及び業務運営に対する支援等

水産資源研究所

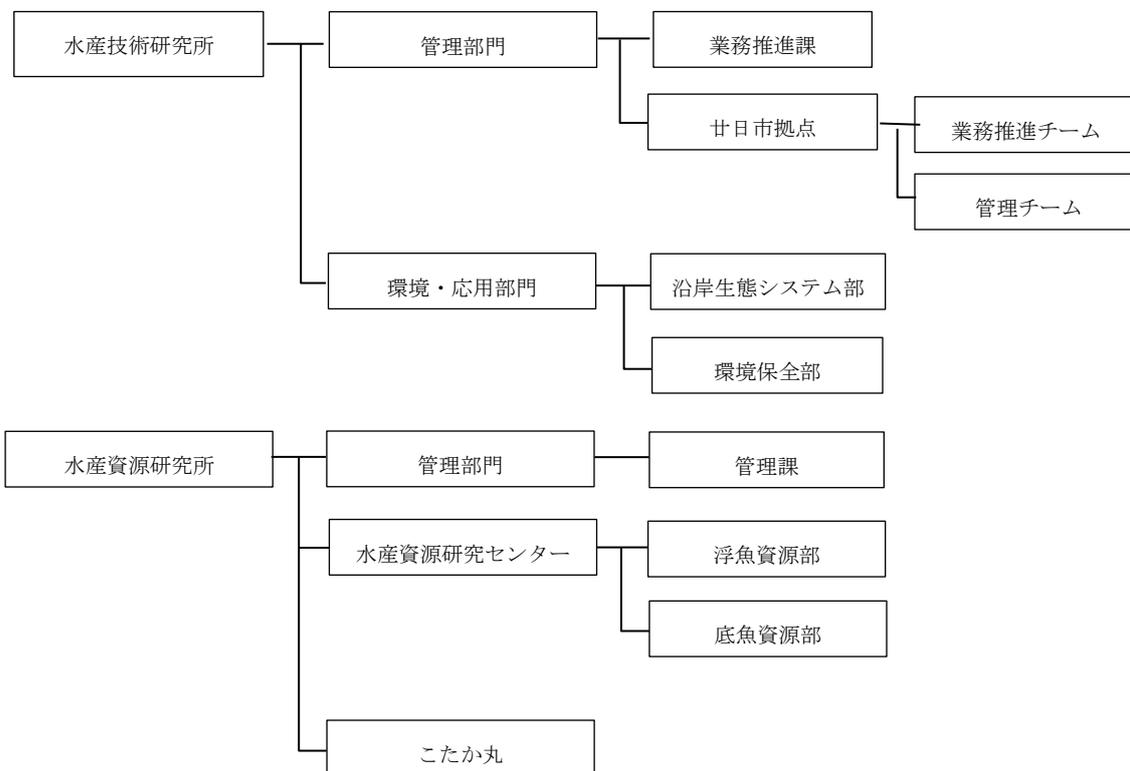
水産資源研究センター：水産資源の資源評価、管理及び生態、それらを取り巻く海洋環境、
水産システムに係る研究開発

管理部門：研究所の運営に係る連絡調整、研究所の管理、各部門・センターその他研究所が
管理する施設及び船舶における研究開発及び業務運営に対する支援等

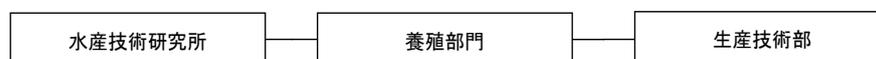
[目次へ戻る](#)

<組織及び職員数>

廿日市庁舎（職員数：51名）



百島庁舎（職員数：8名）



<情報公開・個人情報保護窓口>

総務部 総務課内 個人情報保護窓口・情報公開窓口 電話 045-277-0049

<個人情報保護に係る受付窓口>

水産技術研究所 管理部門 管理課 電話 095-860-1600

水産資源研究所 管理部門 管理課 電話 045-788-7615

<情報公開に係る案内所>

水産技術研究所 廿日市庁舎 管理部門 業務推進チーム 電話 0829-55-0666

[目次へ戻る](#)

[国立研究開発法人産業技術総合研究所]

中国センター

〒739-0046 広島県東広島市鏡山3丁目11番32号

TEL (082) 420-8230

(ホームページアドレス) <http://www.aist.go.jp/chugoku/index.html>

<設置根拠>

国立研究開発法人産業技術総合研究所法

<所掌事務>

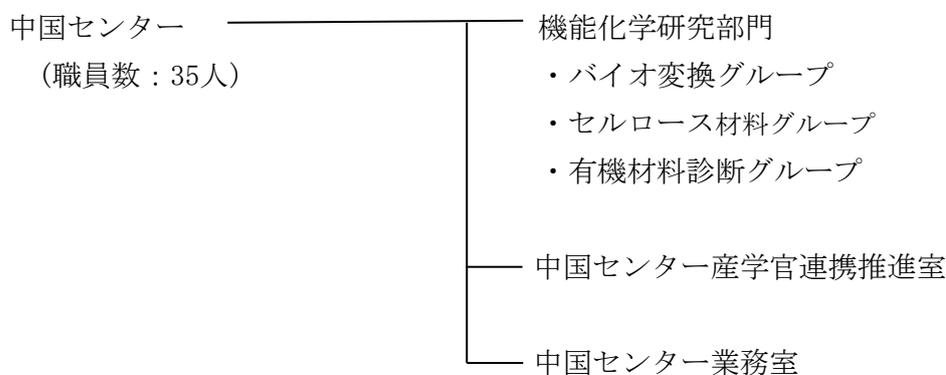
樹脂・ゴム・バイオ系材料などを適材適所で使いこなすための精密構造解析・特性評価・標準化等に関わる材料診断技術の研究開発、並びに、先端的な有機合成・バイオ・材料化技術等をベースにした各種の機能性化学品を創製するための基盤技術開発

中国経済産業局や中国地域の公設研と連携した産業技術連携推進会議中国地域部会の活動等による地域産業の活性化促進、並びに、中国地域のものづくり産業が抱える技術的課題の解決への貢献

<管轄区域>

広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県

<組織及び職員数>



<相談・案内窓口>

技術相談：対象：企業の研究・技術部門等

担当：中国センター産学官連携推進室

[独立行政法人製品評価技術基盤機構]

中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館 1階
TEL (082) 211-0411

<設置根拠>

独立行政法人製品評価技術基盤機構法

製品評価技術基盤機構組織規程第5条2第1項第10号

<所掌事務>

(支所の管理業務関係)

- 1 支所の業務の総合調整に関する事
- 2 情報資産の管理に関する事
- 3 印章の管守に関する事
- 4 建物等に係る警備、清掃等に関する事
- 5 庶務に関する事
- 6 職員の労働安全衛生に関する事
- 7 建物等に係る防災及び安全管理に関する事
- 8 施設・設備の営繕その他の維持管理に関する事
- 9 資産及び物品の管理に関する事 (財務・会計に関するものに限る。)
- 10 支所の広報に関する事
- 11 支所の外勤旅費に関する事

(国際評価技術本部業務関係)

- 1 第9条の2に定める国際評価技術本部の所掌業務の支援に関する事

(バイオテクノロジーセンター業務関係)

- 1 第10条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌業務の支援に関する事

(化学物質管理センター業務関係)

- 1 第11条に定める化学物質管理センターの所掌業務の支援に関する事

(認定センター業務関係)

- 1 第12条に定める認定センターの所掌業務の支援に関する事

[目次へ戻る](#)

(製品安全センター業務関係)

- 1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること
- 2 前号に掲げるもののほか、第13条に定める製品安全センターの所掌業務の支援に関すること

(イノベーション支援関係)

- 1 イノベーション支援に関すること (イノベーション支援課の所掌に属する総合調整を除く。)

(その他)

- 1 前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務

<管轄区域>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

<組織及び職員数>

独立行政法人製品評価技術基盤機構
〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10 TEL (03) 3481-1921 (代表)



(職員数：5人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

担当：独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部 総務課
情報公開・個人情報保護相談室

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

TEL (03) 3481-2063

[目次へ戻る](#)

〔独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）〕

広島貿易情報センター 地域統括センター(中国)

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 4 階

TEL (082) 535-2511

E-mail HIR@jetro.go.jp

(ホームページアドレス) <https://www.jetro.go.jp/hiroshima/>

<設置根拠>

独立行政法人日本貿易振興機構法

<所掌事務>

- ・ 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること
- ・ 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと
- ・ 貿易取引のあっせんを行うこと
- ・ 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他貿易に関する広報を行うこと
- ・ 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと
- ・ 上記業務に附帯する業務を行うこと

<管轄区域>

広島県、中国 5 県

<組織及び職員数>

日本貿易振興機構 職員数：1,923人（2024年4月1日現在）

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル

広島貿易情報センター 地域統括センター(中国)

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島貿易情報センター

TEL (082) 535-2511

E-mail HIR@jetro.go.jp

<相談・案内窓口>

広島貿易情報センター

TEL (082) 535-2511

E-mail HIR@jetro.go.jp

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人 中小企業基盤整備機構]

中国本部 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル3F
TEL082-502-6300

<設置根拠>

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年十二月十一日法律第四百四十七号）

<所掌事務>

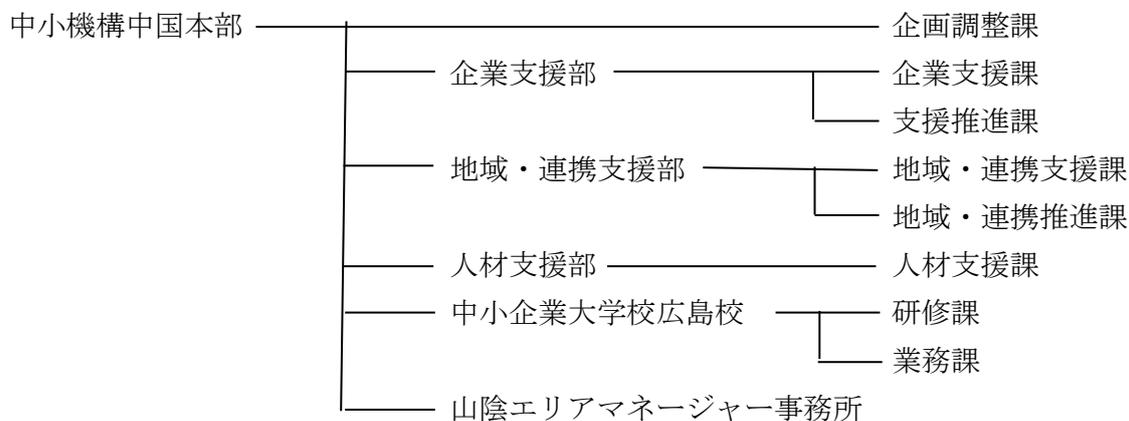
中国5県を対象（中小企業大学校広島校は、愛媛県・高知県を含む）として、身近で迅速・的確なサポートを目標に中小企業の皆様への経営相談、専門家派遣、人材育成、国際展開、販路開拓の支援、共済制度の普及・相談、施設の賃貸等を実施

<管轄区域>

中国5県（中小企業大学校広島校は、愛媛県・高知県を含む）

<組織及び職員数>

（職員数：28人（広島校含む））



<情報公開・個人情報保護窓口>

http://www.smrj.go.jp/doc/org/personal_info_contact.pdf

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人自動車技術総合機構]

中国検査部 〒733-0036 広島市西区観音新町 4-13-13-2
TEL (082) 233-9172
(ホームページアドレス) <http://www.naltec.go.jp/>

(下部機関)

福山事務所 〒729-0115 福山市南今津町 44
TEL (084) 930-4681

<設置根拠>

独立行政法人自動車技術総合機構法

地方検査部 独立行政法人自動車技術総合機構組織規程第 77 条

地方事務所 独立行政法人自動車技術総合機構組織規程第 77 条

<所掌事務>

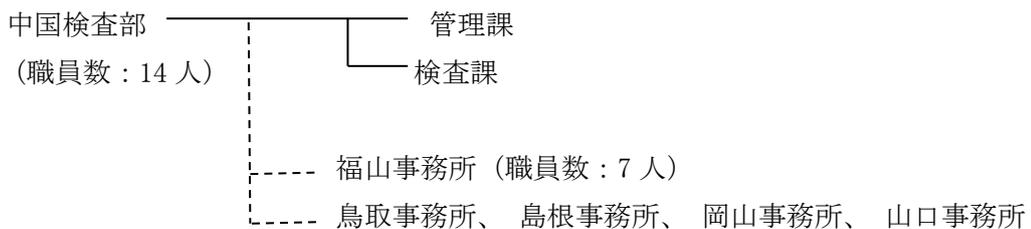
- (1) 自動車検査における保安基準に適合するかどうかの審査及び附帯業務（軽自動車を除く。）
- (2) 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査及び附帯業務（鳥取、島根事務所を除く。）

<管轄区域>

<中国検査部> 広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県
所掌事務は広島県（福山事務所の管轄に属するものを除く。）

<福山事務所> 広島県のうち竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、豊田郡、世羅郡及び神石郡

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

本部総務部総務課

TEL(03)5363-3441

<相談・案内窓口>

自動車の検査に関する問い合わせ

中国検査部

TEL(082)233-9172

福山事務所

TEL(084)930-4681

[独立行政法人自動車事故対策機構]

広島主管支所	〒733-0036 広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル 1階 TEL 082-297-2255 URL https://www.nasva.go.jp
鳥取支所	〒680-0006 鳥取市丸山町 219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル TEL 0857-24-0802
島根支所	〒690-0007 松江市御手船場町 553-6 松江駅前エストビル TEL 0852-25-4880
岡山支所	〒700-0941 岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 TEL 086-232-7053
山口支所	〒753-0814 山口市吉敷下東 1-3-1 山陽ビル吉敷 TEL 083-924-5419
岡山療護センター	〒700-0927 岡山市北区西古松 2-8-35 TEL 086-244-7041

<設置根拠>

独立行政法人自動車事故対策機構法

<事業内容>

主管支所及び支所

- ・ 自動車事故の発生防止のために、
 - ① 運行管理者等指導講習による安全の確保に必要な管理手法の取得
 - ② 運転者適性診断による運転の特性を診断し安全運転に役立つきめ細やかなアドバイス
 - ③ 安全マネジメント講習会等により運輸安全マネジメントの浸透・定着
 - ④ 運輸安全マネジメント評価・コンサルティング等による個別事業者の安全マネジメント体制を支援
- ・ 自動車事故による被害者の方の援護のために、
介護料の支給や医療施設の設置・運営による重度後遺障害者への援護

[目次へ戻る](#)

- ・ 安全な自動車の普及・促進をはかるために、
中立公正な立場で自動車アセスメント情報を積極的に公表

岡山療護センター

- ・ 自動車事故による重度後遺障害者の治療及び看護等

<事業区域>

広島主管支所：広島県

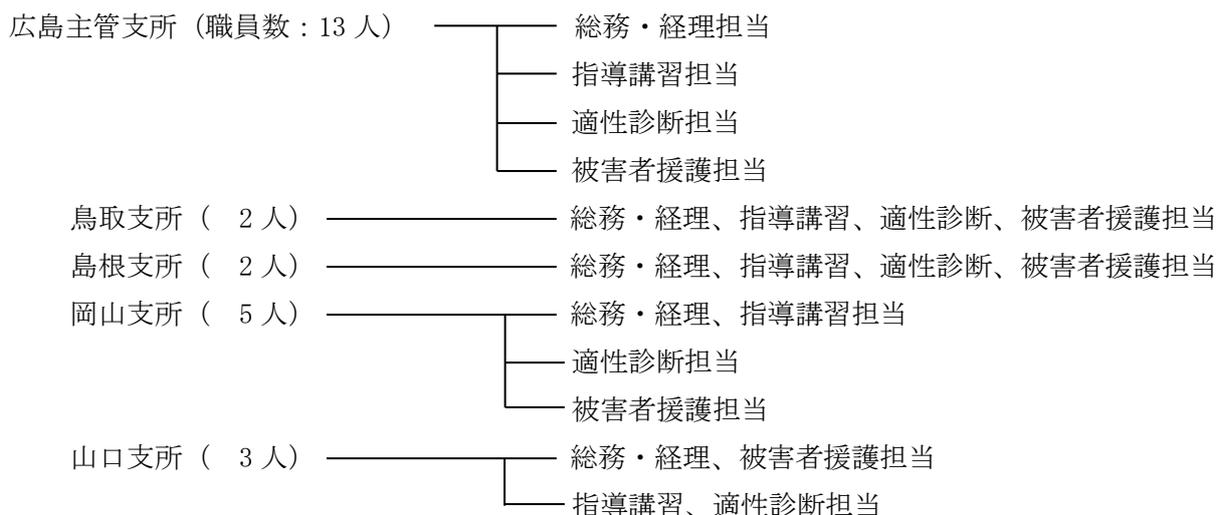
鳥取支所：鳥取県

島根支所：島根県

岡山支所：岡山県

山口支所：山口県

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島主管支所 総務・経理担当

<相談・案内窓口>

各支所各担当

[目次へ戻る](#)

[独立行政法人住宅金融支援機構]

中国支店

〒732-0822 広島市南区松原町2番62号

TEL (082) 568-8420

(ホームページアドレス) <https://www.jhf.go.jp>

<設置根拠>

独立行政法人住宅金融支援機構組織規程第4条及び第5条

<所掌事務>

独立行政法人住宅金融支援機構組織規程第52条

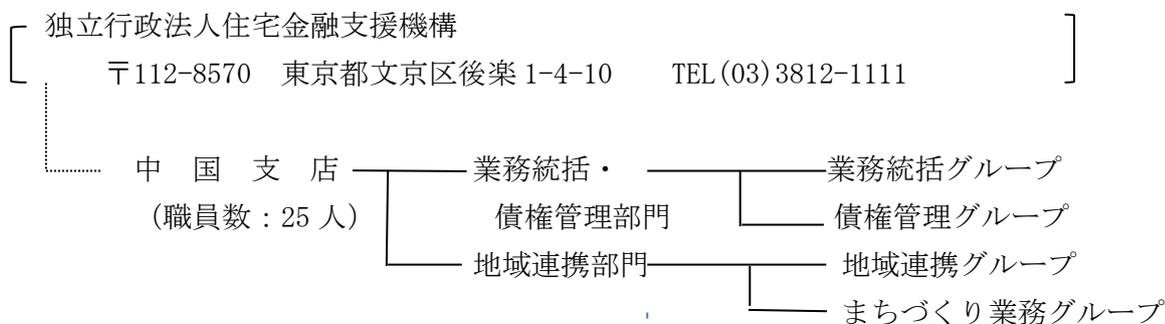
証券化支援業務、直接融資業務、貸付債権等の管理・回収業務、証券化支援業務等に係る
情報提供及び相談業務

(電話相談業務は、お客さまコールセンターに一本化)

<管轄区域>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

担当：中国支店業務統括グループ

TEL (082) 568-8420

<相談・案内窓口>

1 住宅ローンの総合相談

内容：【フラット35】、機構融資、技術基準に関する電話相談

担当：【フラット35】ダイヤル TEL 0120-0860-35

(注) ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、(048) 615-0420 まで
おかけください。

[目次へ戻る](#)

- 2 ご契約内容、残高証明書、繰上返済、条件変更等の制度概要に関する電話相談
担当：ご返済中のお客さま専用ダイヤル TEL 0120-0860-16
(注) ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、(048) 615-0421 まで
おかけください。
- 3 機構団体信用生命保険特約制度に関する電話相談
担当：団信専用ダイヤル TEL 0120-0860-78
(注) ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、(048) 615-3311 まで
おかけください。
- 4 マンションすまい・る債に関する電話相談
担当：住宅債券専用ダイヤル TEL 0120-0860-23
(注) ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、(048) 615-2323 まで
おかけください。
- 5 賃貸住宅(建設・リフォーム)の融資、返済に関するご相談
担当：中国支店まちづくり業務グループ TEL (082) 568-8422
- 6 マンション共用部分リフォームの融資、返済に関するご相談
担当：中国支店まちづくり業務グループ TEL (082) 568-8422

[独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構]

岩国支部 呉分室

〒737-0051 広島県呉市中央一丁目6番9号 センタービル呉駅前

TEL (0823) 32-7087

(ホ-ムペ-ジアドレス) <http://www.lmo.go.jp/>

<設置根拠>

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法

<所掌事務>

- 1 駐留軍等労働者の募集に関すること
- 2 駐留軍等労働者からの苦情相談等に関すること
- 3 証明書、届出等に関すること
- 4 駐留軍等労働者の労務管理、給与及び福利厚生に係る連絡調整に関すること
- 5 その他特に支部長が指定するもの

<組織及び職員数>

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

岩国支部

呉分室

(職員数：3人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

岩国支部管理課情報公開窓口

TEL (0827) 21-1271

<相談・案内窓口>

岩国支部管理課苦情・相談窓口

TEL (0827) 21-1271

国立大学法人

広島大学

〒739-8511 東広島市鏡山1丁目3-2

TEL (082) 422-7111 (代)

(ホームページアドレス) <https://www.hiroshima-u.ac.jp>

東広島キャンパス	〒739-8511	東広島市鏡山1丁目3-2
霞キャンパス・大学病院	〒734-8551	広島市南区霞1丁目2-3
東千田キャンパス	〒730-0053	広島市中区東千田町1丁目1-89
附属幼稚園(東広島園舎)	〒739-0045	東広島市鏡山北333-2
(三原園舎)	〒723-0004	三原市館町2丁目6-1
附属小・中・高等学校	〒734-0005	広島市南区翠1丁目1-1
附属東雲小・中学校	〒734-0022	広島市南区東雲3丁目1-33
附属三原小・中学校	〒723-0004	三原市館町2丁目6-1
附属福山中・高等学校	〒721-8551	福山市春日町5丁目14-1

<設置根拠>

国立大学法人法

<組織及び職員数>

役員数：11人、教員数：1,681人 職員数：1,753人（令和6年4月1日現在）

<理事室等>

総合戦略室、基金室、監査室、教育室、国際室、学術・社会連携室、医療政策室、財務・総務室

<教育研究組織>

◆ 学部

総合科学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、生物生産学部、情報科学部

◆ 大学院

人間社会科学研究科、先進理工系科学研究科、統合生命科学研究科、医系科学研究科、スマートソサイエティ実践科学研究院

[目次へ戻る](#)

- ◆ 専攻科
特別支援教育特別専攻科
- ◆ 附置研究所
原爆放射線医科学研究所
- ◆ 病院
- ◆ 図書館
中央図書館、東図書館、西図書館（東広島キャンパス）
霞図書館（霞キャンパス）
東千田図書館（東千田キャンパス）
- ◆ 教育本部
- ◆ 国際高等研究所
持続可能性に寄与するキラルノット超物質国際研究所
- ◆ 全国共同利用施設
放射光科学研究所
- ◆ 中国・四国地区国立大学共同利用施設
西条共同研修センター
- ◆ 学内共同教育研究施設等
半導体産業技術研究所、高等教育研究開発センター、情報メディア教育研究センター、
自然科学研究支援開発センター、森戸国際高等教育学院、保健管理センター、平和センター、
環境安全センター、総合博物館、宇宙科学センター、外国語教育研究センター、
文書館、スポーツセンター、HiSIM 研究センター、両生類研究センター、
トランスレーショナルリサーチセンター、防災・減災研究センター、脳・こころ・感性科学
研究センター、ゲノム編集イノベーションセンター、デジタルものづくり教育研究センター、
AI・データイノベーション教育研究センター、IDEC 国際連携機構、A-ESG 科学技術研究セン
ター、Town & Gown 未来イノベーション研究所、PSI GMP 教育研究センター、ダイバーシ
ティ&インクルージョン推進機構、瀬戸内 CN 国際共同研究センター、グローバルキャンパス
推進機構

- ◆ 学内共同利用施設
ハラスメント相談室

- ◆ 附属学校
附属幼稚園(東広島園舎、三原園舎)
附属小学校、附属中学校、附属高等学校
附属東雲小学校、附属東雲中学校
附属三原小学校、附属三原中学校
附属福山中学校、附属福山高等学校

<情報公開・個人情報保護窓口>

財務・総務室 総務・広報部 総務グループ

TEL (082) 424-5014

メールアドレス gi@office.hiroshima-u.ac.jp

<相談・案内窓口>

広島大学ホームページの「お問い合わせ」一覧を参照ください。

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/inquiry>

[西日本電信電話株式会社]

中国支店

〒730-0011 広島市中区基町 6-77

お問い合わせ・各種相談等については、以下の窓口へご連絡願います。

(ホームページアドレス) <https://www.ntt-west.co.jp/chugoku/>

<設置根拠>

西日本電信電話株式会社組織規程第2条

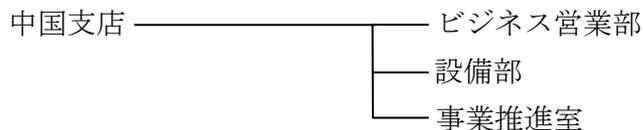
<所掌事務>

地域電気通信サービス等の提供等に関すること

<管轄区域>

広島県

<組織>



<案内窓口・各種相談>

○ フレッツサービスやひかり電話などに関するお問い合わせ

(1) サービス内容に関するお問い合わせ

0120-116116

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：年末年始（12/29～1/3）

※ 携帯電話からでもご利用いただけます。

※ 光コラボレーション事業者さまが提供するサービスの内容、ご利用料金、ユーザーサポートなどの各種お問い合わせにつきましては、各光コラボレーション事業者さまの窓口へ直接お問い合わせください。

(2) 故障に関するお問い合わせ

0120-248995

受付時間：24 時間受付（一部時間帯は録音受付による対応となります）

※ 故障修理などの対応については午前 9 時～午後 5 時とさせていただきます。

※ NTT 東日本エリアからは 0120-248842 にて受付を実施しております。

※ フリーアクセスは NTT 西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）
以外からはご利用になれません。

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

○ 電話サービスについて

(1) サービス内容に関するお問い合わせ

局番なしの「116」

携帯電話からは「0800-2000116」

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

休業日：年末年始（12/29～1/3）

※ フリーアクセスは NTT 西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）
以外からはご利用になれません。

(2) 電話の故障・垂れ下がっている電話線等を見かけましたら

局番なしの「113」

ひかり電話・携帯電話からは「0120-444113」

受付時間：24 時間（音声ガイダンスによる録音受付）

※ オペレーターが録音内容を確認後、順次呼び返しにて対応いたします。（一部時間帯においては、オペレーターが直接受付を行う場合があります。）

※ 緊急対応が必要な場合にはオペレーターがお受けいたしますので、音声ガイダンスに沿ってご対応ください。

※ 故障修理などの対応については午前 9 時～午後 5 時とさせていただきます。

○ NTT 西日本に関するご意見・ご要望・お問い合わせ

(1) お客さま相談センター

0120-019000

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

[目次へ戻る](#)

(2) 通信設備工事の品質向上に関するご意見

0120-928449

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※ より一層お客様に安心していただける工事に努めるために、工事前後の挨拶や電話
工事中の安全面等に関するお客様のご意見・ご要望等を頂戴する窓口です。

※ フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）
以外からはご利用になれません。

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

お問い合わせいただく際は、電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

また、一部はインターネットでもお問い合わせいただけます。

詳しくは以下のページよりご覧ください。

<https://www.ntt-west.co.jp/share/inquire.html>

[日本放送協会]

広島放送局

〒730-8672 広島市中区大手町 2-11-10

TEL (082) 504-5111

(ホームページアドレス) <http://www.nhk.or.jp/hiroshima/>

<設置根拠>

放送法

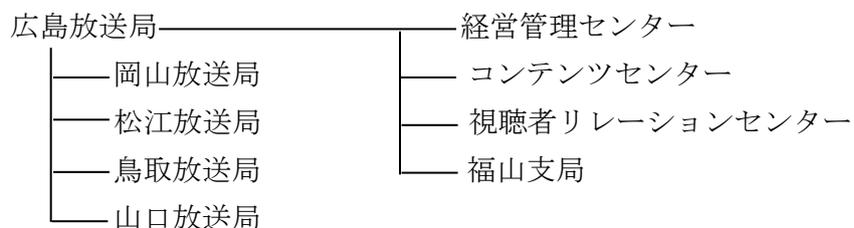
<所掌事務>

- (1) 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送による国内基幹放送
- (2) テレビジョン放送による国内基幹放送（衛星基幹放送）
- (3) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究
- (4) 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送
- (5) 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送

<管轄区域>

広島県

<組織>



(2023年7月1日現在)

<その他>

日本放送協会は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の対象法人には含まれないが、独自の情報公開のための仕組みを作り、情報公開に努めている。

<情報公開窓口>

日本放送協会広島放送局

TEL : 082-504-5111

[目次へ戻る](#)

[日本郵便株式会社]

中国支社

〒730-8797 広島市中区東白島町 19-8

TEL : 082-224-5022

(ホームページアドレス) : <https://www.post.japanpost.jp/index.html>

<設置根拠>

郵政民営化関連法

<所掌事務>

日本郵便株式会社法 第4条（業務の範囲）

<管轄区域>

中国地方（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

<組織及び職員数>

—

<相談・案内窓口>

日本郵便株式会社 HP

「よくあるご質問・お問い合わせ (<https://www.post.japanpost.jp/question/>) 」

[目次へ戻る](#)

[放送大学学園]

広島学習センター 〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目1番89号
TEL (082) 247-4030

(ホームページアドレス) <https://www.sc.ouj.ac.jp/center/hiroshima/>
(メールアドレス) hiroshima-sc@ouj.ac.jp

福山サテライトスペース 〒720-0812 福山市霞町一丁目10番1号
TEL (084) 991-2011

<設置根拠>

放送大学学園法第4条、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則第11条、
放送大学学則第4条

<所掌事務>

面接授業の実施、単位認定試験の実施、番組再視聴の機会の提供、学生の学修上の相談、
学生の厚生補導に関する業務等

<管轄区域>

広島県及び隣接市町村

<組織及び職員数> (職員数：25人)

広島学習センター ―― 所長 ―― 客員教員 (13人)
(職員数：22人 (注)) ―― 事務室
(注) 職員数には客員教員数を含む。

福山サテライトスペース ―― 事務室
(職員数：3人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

放送大学 (本部) 総務部 総務課 総務係 TEL (043) 298-4207

<相談・案内窓口>

放送大学 (本部) 総務部 学生サポートセンター室 TEL (043) 276-5111

[目次へ戻る](#)

財務省所管

[日本たばこ産業株式会社]

広島支社

〒732-0814 広島市南区段原南 1-3-53 広島イーストビル 14F

TEL (082) 553-1286

(ホームページアドレス) <http://www.jti.co.jp>

<設置根拠>

日本たばこ産業株式会社法

<事業内容>

製造たばこの販売

<管轄区域>

広島県

<組織>

広島支社

<情報公開・個人情報保護窓口>

JT 本社(代表)

TEL (03) 6636-2914

<相談・案内窓口>

広島支社

TEL (082) 553-1286

[目次へ戻る](#)

[株式会社日本政策投資銀行]

中国支店

〒730-0036 広島市中区袋町 5-25 広島袋町ビルディング

TEL (082) 247-4311

(ホームページアドレス)

<http://www.dbj.jp/co/info/branchnews/chugoku/index.html>

<設置根拠>

株式会社日本政策投資銀行法（平成 19 年法律第 85 号）

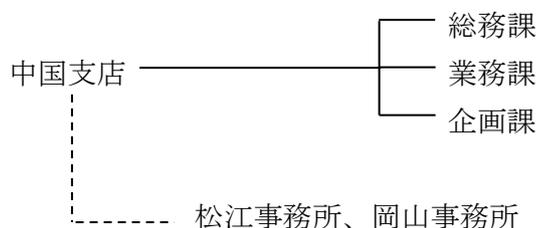
<所掌事務>

出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。

<管轄区域>

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

<組織及び職員数>（職員数:20 人（嘱託含む））



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国支店総務課

TEL (082) 247-4311

<相談・案内窓口>

中国支店業務課

TEL (082) 247-4311

[目次へ戻る](#)

株式会社日本政策金融公庫

[広島支店]

〒730-0031

広島市中区紙屋町 1-2-22 (広島トラウンゲルビルディング)

国民生活事業

TEL 0570-077861(ナビダイヤル)

農林水産事業

TEL (082) 249-9152

中小企業事業

TEL (082) 247-9151

[尾道支店]

〒722-0036

国民生活事業

尾道市東御所町 1-20 (JB本四高速尾道ビル)

TEL 0570-079509(ナビダイヤル)

[福山支店]

〒720-0814

国民生活事業

福山市光南町 2-2-7

TEL 0570-079765(ナビダイヤル)

[呉支店]

〒737-0045

国民生活事業

呉市本通 4-7-1-201 (呉商工会議所ビル)

TEL 0570-080581(ナビダイヤル)

(ホームページアドレス) <https://www.jfc.go.jp/>

<設置根拠>

株式会社日本政策金融公庫法

<所掌事務>

【国民生活事業】

小口の事業資金、創業・地域活性化支援、国の教育ローンの融資等

【農林水産事業】

農林漁業者又は食品製造、加工、流通事業者に対する設備資金等の融資等

【中小企業事業】

中小企業への長期事業資金の融資等

[目次へ戻る](#)

<管轄区域>

[広島支店]

国民生活事業

広島県（広島・三次・庄原・廿日市・安芸高田の各市、東広島市のうち西条朝日町・西条大坪町・西条岡町・西条上市町・西条御条町・西条栄町・西条昭和町・西条末広町・西条西本町・西条本町・西条町・志和町・高屋町・八本松町・高屋高美が丘・鏡山・鏡山北・高屋うめの辺・八本松南・西条中央・八本松東・志和流通・八本松飯田・高屋台・西大沢・西条下見・三永・田口研究団地・吉川工業団地・西条東北町・西条土与丸・西条吉行東・八本松西・寺家産業団地・寺家駅前、府中・海田・熊野・坂・安芸太田・北広島の各町）

農林水産事業

広島県

中小企業事業

広島県

[尾道支店]

広島県（三原・尾道の各市、東広島市のうち河内町・豊栄町・福富町・入野中山台・河内臨空団地、世羅町）

[福山支店]

広島県（福山・府中の各市、神石高原町）岡山県（笠岡・井原の各市）

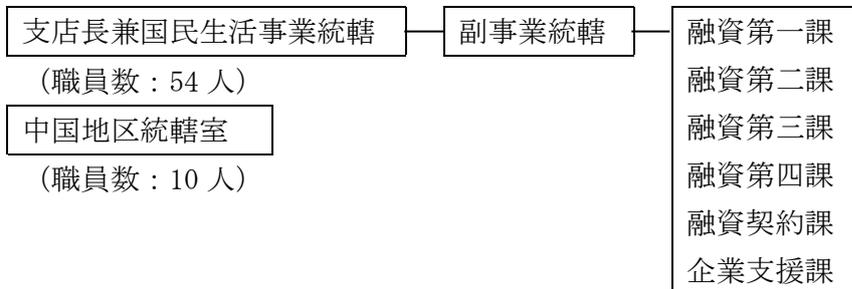
[呉支店]

広島県（呉・竹原・江田島の各市、東広島市のうち安芸津町・黒瀬学園台・黒瀬春日野・黒瀬切田が丘・黒瀬桜が丘・黒瀬松ヶ丘・黒瀬町・黒瀬檜原北・黒瀬檜原西・黒瀬檜原東、大崎上島町）

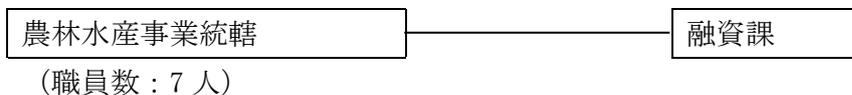
<組織及び職員数>

[広島支店]

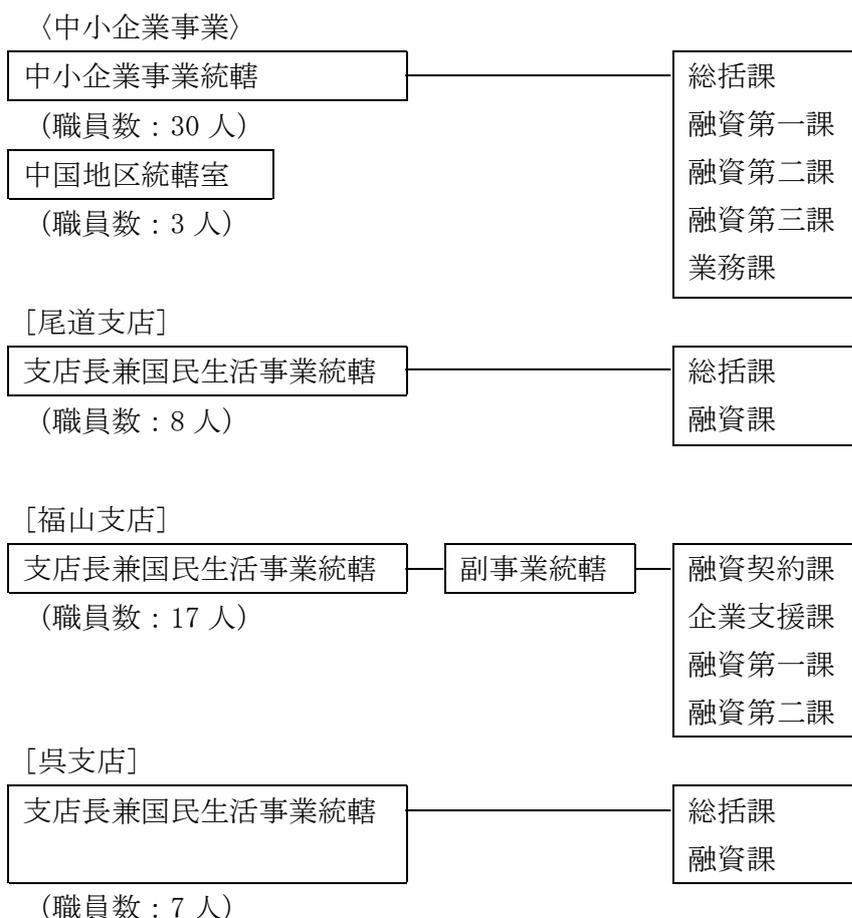
〈国民生活事業〉



〈農林水産事業〉



[目次へ戻る](#)



＜情報公開・個人情報保護窓口＞

広島支店国民生活事業 副事業統轄	TEL(082)244-2231
尾道支店 総括課長	TEL(0848)22-6111
福山支店 副事業統轄	TEL(084)922-6550
呉支店 総括課長	TEL(0823)24-2600

＜相談・案内窓口＞

広島支店国民生活事業	TEL 0570-077861(ナビダイヤル)
広島支店農林水産事業	TEL(082)249-9152
広島支店中小企業事業	TEL(082)247-9151
尾道支店	TEL 0570-079509(ナビダイヤル)
福山支店	TEL 0570-079765(ナビダイヤル)
呉支店	TEL 0570-080581(ナビダイヤル)

[目次へ戻る](#)

文部科学省所管

〔日本私立学校振興・共済事業団〕

広島会館「広島ガーデンパレス」

〒732-0052 広島市東区光町 1-15-21

TEL (082) 262-1122

(ホームページアドレス) <https://www.hotelgp-hiroshima.com>

<設置根拠>

私立学校教職員共済法

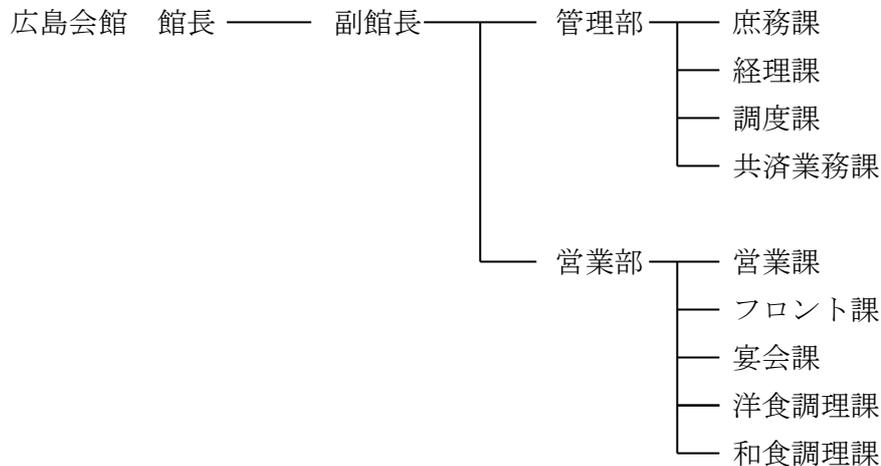
<所掌事務>

加入者の福祉を増進するための福利及び厚生

<管轄区域>

—

<組織及び職員数> (職員数：42人)



<情報公開・個人情報保護窓口>

管理部庶務課

<相談・案内窓口>

管理部庶務課

[目次へ戻る](#)

[日本年金機構]

(ホームページアドレス) <https://www.nenkin.go.jp/>

(相談・手続窓口) <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

日本年金機構への照会については、上記アドレスから検索の上お問い合わせください。

[全国健康保険協会]

広島支部

〒732-8512 広島市東区光町 1-10-19 日本生命広島光町ビル 2 階

TEL (082) 568-1011

(ホームページアドレス) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>

<設置根拠>

健康保険法第7条の4第1項、全国健康保険協会定款第3条第2項

<所掌事務>

支部においては、当該支部に係る次の各号に掲げる事項を処理する。

- 1 健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。）の資格に関する事
- 2 被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付及び検認に関する事
- 3 健康保険法第4章の規定による保険給付（支払を除く。）に関する事
- 4 日雇特例被保険者に係る保険給付（支払を除く。）に関する事
- 5 任意継続被保険者の保険料の収納及び還付に関する事
- 6 健康保険法第6章の規定による保健事業の運営に関する事
- 7 健康保険法第6章の規定による福祉事業の運営に関する事
- 8 評議会の運営に関する事
- 9 その他支部の業務及び財務に関する事項であって理事長が委任した事項

<管轄区域>

広島県

<組織及び職員数>

全国健康保険協会広島支部

(職員数:130人)

企画総務グループ

保健グループ

業務グループ

レセプトグループ

[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

担当：企画総務グループ

TEL (082) 568-1014

<相談・案内窓口>

- 1 健康保険任意継続被保険者制度、保険証の発行等に関する事。

担当：業務グループ

TEL (082) 568-1011

- 2 健康保険給付（傷病手当金、出産手当金、療養費、高額療養費、限度額適用認定証等）に関する事。

担当：業務グループ

TEL (082) 568-1011

- 3 レセプト点検、第三者行為の医療費、債権管理等に関する事。

担当：レセプトグループ

TEL (082) 568-1024

※ 債権管理に関する事のみ (082) 568-1022

- 4 生活習慣病予防健診、特定健診、保健指導等に関する事

担当：保健グループ

TEL (082) 568-1032

- 5 企画、総務、財務、広報等に関する事

担当：企画総務グループ

TEL (082) 568-1014

(注) 全国健康保険協会は、健康保険法に基づき、厚生労働省所管の特別の法律により設立された法人であることから、本ガイドブックでは、便宜上、特殊法人の欄に掲げた。

[目次へ戻る](#)

〔日本中央競馬会〕

広島場外勝馬投票券発売所

〒732-0824 広島県広島市南区的場町 1-1-8

TEL (082) 262-5225

(ホームページアドレス) <http://jra.jp/facilities/wins/hiroshima/>

<設置根拠>

競馬法施行令第2条

<所掌事務>

勝馬投票券の発売、払戻業務

<組織及び職員数>

(本部・ウインズ部ウインズ事業室)

┆

┆..... 広島場外勝馬投票券発売所

(職員数:7人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

担当：日本中央競馬会 総務部 情報公開室（本部）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-1 日比谷フオートタワー

TEL (03) 3591-5251(代表)

(注) 広島場外勝馬投票券発売所に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。

[株式会社商工組合中央金庫（商工中金）]

広島支店 〒730-0051 広島市中区大手町 2-1-2
TEL (082) 248-1151

広島西部支店 〒733-0833 広島市西区商工センター1-14-1
TEL (082) 277-5421

福山支店 〒720-0814 福山市光南町 1-1-30
TEL (084) 922-6830

(ホームページアドレス) <https://www.shokochukin.co.jp/>

<設置根拠>

株式会社商工組合中央金庫法

<所掌事務>

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務

<管轄区域>

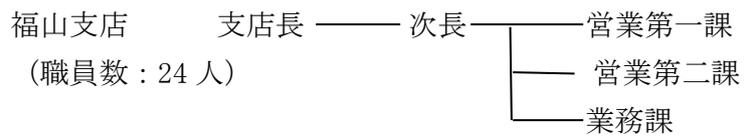
広島支店 広島市（西区を除く）、呉市、三次市、庄原市、大竹市、竹原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
広島西部支店 広島市西区
福山支店 福山市、尾道市、三原市、府中市、神石郡、世羅郡

<組織及び職員数>

広島支店 支店長 — 次長 — 営業第一課
(職員数：41人) — 営業第二課
— 営業第三課
— 営業第四課
— 業務課

広島西部支店 支店長 — 次長 — 営業課
(職員数：12人) — 業務課

[目次へ戻る](#)



<相談・案内窓口>

広島支店	TEL(082)248-1151
広島西部支店	TEL(082)277-5421
福山支店	TEL(084)922-6830

日本貨物鉄道株式会社
関西支社広島支店

〒730-0022 広島市中区銀山町 3-1

TEL 050-2017-4103

(本社ホームページアドレス) <http://www.jrfreight.co.jp/>

<設置根拠>

日本国有鉄道改革法第8条、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条

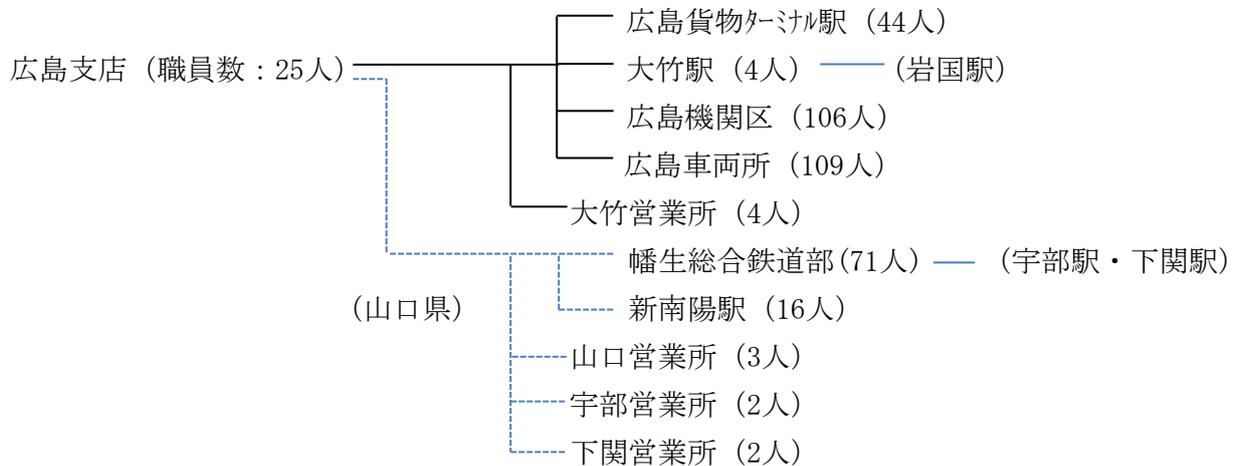
<所掌事務>

- 1 貨物鉄道事業
- 2 前項各号の事業に附帯又は関連する一切の事業

<管轄区域>

広島県、山口県

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島支店

TEL 050-2017-4103

<相談・案内窓口>

広島支店

TEL 050-2017-4103

[目次へ戻る](#)

[西日本高速道路株式会社]

中国支社 〒731-0103 広島市安佐南区緑井 2-26-1
TEL (082) 831-4111

(ホームページアドレス) <https://corp.w-nexco.co.jp/activity/branch/chugoku/>

(下部機関)

広島高速道路事務所 〒731-0102 広島市安佐南区川内 2-8-1
TEL (082) 879-2995

福山高速道路事務所 〒721-0971 福山市蔵王町 5-24-1
TEL (084) 941-9778

三次高速道路事務所 〒728-0022 三次市西酒屋町 216
TEL (0824) 62-5135

千代田高速道路事務所 〒731-1533 山県郡北広島町有田字明神 1177
TEL (0826) 72-5331

広島工事事務所 〒731-0113 広島市安佐南区西原 5-8-9
TEL (082) 554-0115

<設置根拠>

高速道路株式会社法

<所掌事務及び管轄区域>

➤ 中国支社

岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県（一部を除く）の高速道路の新設、改築、維持、修繕、改良、災害復旧その他の管理と料金サービス

➤ 広島高速道路事務所

山陽自動車道（河内IC～廿日市JCT、大竹JCT～岩国IC）、広島自動車道（広島JCT～広島西風新都IC）、広島岩国道路（廿日市IC～大竹JCT）、広島呉道路（仁保JCT～呉IC）の維持管理・料金サービス

山陽自動車道五日市JCT（仮称）の新設工事

広島岩国道路大竹西JCT（仮称）の新設工事

➤ 福山高速道路事務所

山陽自動車道（笠岡IC～河内IC、尾道JCT～尾道TB）の維持管理・料金サービス

山陽自動車道 篠坂PAスマートIC（仮称）の新設工事

➤ 三次高速道路事務所

中国自動車道（新見IC～高田IC）の維持管理・料金サービス

[目次へ戻る](#)

➤ 千代田高速道路事務所

浜田自動車道（千代田 JCT～浜田 IC）、山陰道（江津道路（江津 IC～浜田 JCT））、
中国自動車道（高田 IC～六日市 IC）、広島自動車道（広島西風新都 IC～広島北 JCT）
の維持管理・料金サービス

浜田自動車道 大朝 IC～旭 IC の 4 車線化事業

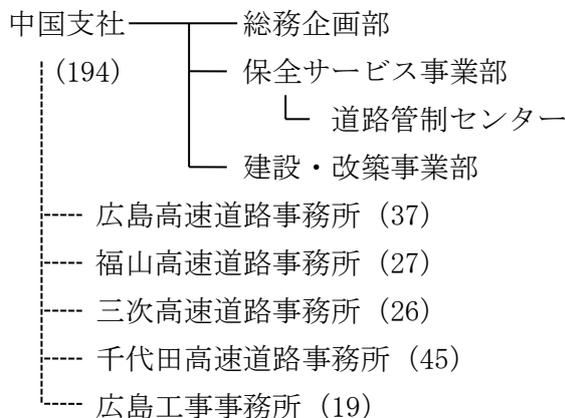
中国自動車道 加計スマート IC の改築工事

➤ 広島工事事務所

広島呉道路 坂北 IC～呉 IC の 4 車線化事業

山陽自動車道 八本松スマート IC（仮称）の新設工事

＜組織及び社員数＞（カッコ内は社員数）



＜情報公開・個人情報保護窓口＞

西日本高速道路株式会社 広報課

〒530-0003 大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ 19 階

TEL(06)6344-4000（代表）

窓口営業時間 9 時 30 分～12 時（受付は 11 時 45 分まで）

13 時～17 時（受付は 16 時 45 分まで）

（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

（注）西日本高速道路株式会社中国支社及び下部機関に関する情報の開示請求等は、
上記窓口で受け付けています。

＜相談・案内窓口＞

○ NEXCO 西日本お客さまセンター（西日本の高速道路料金・交通情報の問合せ）

TEL(フリーダイヤル) 0120-924863（年中無休・24 時間）

※ 上記電話が利用できない場合は、06-6876-9031（通話料有料）

○ 道路緊急ダイヤル（道路損傷、落下物などの緊急事態の通報）

TEL#9910

○ 西日本高速道路株式会社ホームページ（メールによる各種お問合せ）

<https://www.w-nexco.co.jp/inquiry/agreement/>

[目次へ戻る](#)

[本州四国連絡高速道路株式会社]

しまなみ尾道管理センター

〒722-0073 尾道市向島町 6904

TEL (0848) 44-3700

(ホームページアドレス) <https://www.jb-honshi.co.jp/>

<設置根拠>

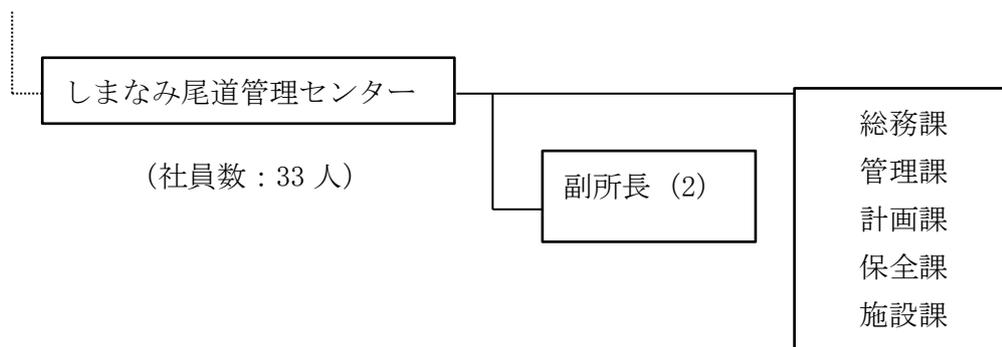
高速道路株式会社法

<所掌事務>

一般国道 317 号のうち西瀬戸尾道インターチェンジから大三島インターチェンジまでの区間（ただし、生口島道路及び大三島インターチェンジは除く）の維持・修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）

<組織及び社員数>

(本州四国連絡高速道路株式会社)



<情報公開・個人情報保護窓口>

担当：本社総務部総務課

TEL (078) 291-1000

営業時間：午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(土・日、祝日、年末年始その他臨時休業日を除く)

(注) しまなみ尾道管理センターに関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。

[目次へ戻る](#)